

混迷するジャーナリズムの諸相

——情報民主主義的観点からの考察——

福 永 勝 也

第1章 21世紀は情報革命の世紀

1. マクルーハンの“グローバル・ビレッジ”の誕生
2. 通信と放送の“仁義なきメディア・ウォーズ”
3. 通信と放送の融合の前に立ちはだかる諸問題
4. ネット時代に斜陽化する新聞産業と総合メディア化への道
5. 巨大メディア・コングルマリットによるグローバリゼーション
6. 愛国心を鼓舞して権力と大衆に迎合する米国メディア
7. 「第4の権力」としてのジャーナリズムの復権と情報民主主義

第2章 犯罪報道における人権無視のメディア・スクラムと報道被害

1. 集団的過熱取材によるプライバシー侵害と人権侵害
2. 発表ジャーナリズムに依存した集団的誤報道
3. 殺人事件の被害者である死者への“冒瀆報道”

第3章 「表現の自由」としての実名報道か匿名報道か

1. 少年法の理念と実名報道
2. 警察が実名か匿名かを判断する犯罪被害者等基本計画

第4章 雑誌ジャーナリズムによるプライバシー侵害報道

1. 東京地裁による「週刊文春」出版差し止め仮処分
2. プライバシー重視の司法判断と雑誌ジャーナリズム
3. 週刊誌の視き見主義的報道姿勢を批判する新聞論調
4. 雑誌ジャーナリズムに求められる人権意識と公益性のある報道

第5章 政治報道における公平性とは何か——椿報道局長発言問題から

1. 反自民選挙報道指示の恣意的な告白と放送法における政治的公平性
2. テレビにおける選挙報道と公職選挙法、放送法との関係性
3. 政治的思惑による椿局長国会喚問とテレビ朝日による真相究明
4. 政治権力による偏向報道の烙印と他メディアの安易な傍観主義

第6章 情報化社会において混迷を深めるジャーナリズムの諸相

1. 坂本弁護士一家を死に追いやったTBSのオウム取材と取材源秘匿問題

2. 職業倫理の崩壊としての視聴率買収事件と『発掘！あるある大事典Ⅱ』の捏造
 - i. 日本テレビのプロデューサーによる視聴率買収事件
 - ii. 関西テレビの『発掘！あるある大事典Ⅱ』における捏造事件
3. 朝日新聞による「NHK番組改変」報道に見る真実相当性と放送の自律性
 - i. 「憲法が禁じる報道機関に対する事前検閲」と批判
 - ii. 第三者委員会「取材は不十分だが、訂正するほどではない」
 - iii. 報道の妥当性の基準である真実相当性はあり、立証責任は酷との見解
4. 警告報道の社会的意義と風評被害、名誉毀損に対する司法の新判断基準
 - i. 調査報道としてのテレビの所沢ダイオキシン汚染報道
 - ii. 風評被害に対する損害賠償訴訟の判決
 - iii. 最高裁が示したテレビ報道における名誉毀損の判断基準
 - iv. ダイオキシン報道の問題点とジャーナリズムとしての社会的意義

第1章 21世紀は情報革命の世紀

1. マクルーハンの“グローバル・ビレッジ”の誕生

コンピューター技術の進化によって情報通信技術が目覚しい発展を遂げ、21世紀が「情報革命の世紀」であることは論を俟たない。地球的規模で世界をネットワーキングする衛星通信網や24時間専門ニュース、さらには未曾有の爆発的普及を実現したインターネットや携帯情報端末に代表される新世代の情報伝達システムによって、人間と情報を取り巻くメディア環境やコミュニケーション体系は劇的な変貌を遂げようとしている。これまでのメディア概念において存在し得なかったサイバースペース（電腦空間）やバーチャル・リアリティー（仮想現実）が世界を繋ぐオンライン上で出現、さらに、そこにおけるデジタル・コミュニケーションや電腦化時代特有の新奇性に満ちた新しい思考や価値体系が誕生しつつある。そして、そのメディア・インパクトはパーソナルな領域に止まらず、“人間と社会”全般に波及して、高度情報化社会の概念を根底から再構築し始めているといつても過言ではない。

このようなメディア変容を可能にしたのが「IT（情報技術）革命」で、そ

の中核的役割を担っているのがパーソナル・コンピューター(PC)である。元来、パソコンは米国東海岸のエスタブリッシュメントに対する一種のサブカルチャー(対抗文化)として、「ベトナム戦争」前後の西海岸にその萌芽を見ることが出来る。つまり、全米を支配するワシントンのポリティカル・パワーとニューヨークを本拠地とするメディア・パワーに対する、カリフォルニア的インディビジュアリズムに根差した“知的文化的反抗”と形容すべきものである。東海岸の政治・経済的権威に対する西海岸の芸術・文化力の対峙という構図であるが、このカリフォルニア・サブカルチャーがパーソナル・コミュニケーションとしての“PC文化”を育み、権力に対抗する「個」、あるいは個の解放や主張する個の表象としてのインターネット誕生へと発展して行ったとも考えられるのである。

以来、まもなく半世紀が経過しようとしているが、インターネットは既に人々の暮らしや各種の情報収集、コミュニケーション、さらに経済活動といった日常生活全般において不可欠な存在になっている。人類史上、類を見ない凄まじい普及スピードであるが、それは他のメディアと比較しても一目瞭然である。ラジオの場合、わが国においてリスナーが5000万人に達するのに38年かかった。テレビは、折からの高度経済成長の波に乗って急速に受像機を増やしたものの、それでも同数の視聴者を確保するのに13年を要した。それに対し、インターネットはパソコンという高額の情報端末を購入し、プロバイダーと接続契約しなければならないという煩雑さにも拘わらず、わずか5年という短期間でユーザーが5000万人を突破したのである。

新聞や雑誌などに代表される活字メディアを情報化時代の「第1世代」とすれば、電波を利用したラジオやテレビは「第2世代」、そして今日のインターネットは「第3世代」ということになる。この新しいメディアの特徴は、いつでも、どこでも、だれでも自由に情報にアクセスできるという“ユビキタス的特性”に象徴される。それと同時に、これまでマス・メディアが発信する情報の受け手に過ぎなかった個人が、自らも不特定多数

の人々に発信できるというインターネットの双方向機能を駆使して“自己実現”できることも無視できない大きな要素である。

このような地球的規模の新しい情報・コミュニケーション環境の実現は、メディア学者、マーシャル・マクルーハンによって既に予言されていた。1960年代において、“メディアは人間の感覚の拡張である”と未来社会におけるメディアと人間の関係を看破していた彼は、メディアが高度に発達した情報化社会では国境が無意味になると見え、⁽¹⁾そのような社会を「グローバル・ビレッジ」（地球村）と命名していた。

その予言が、「IT 革命」によって姿を現したわけであるが、今日、膨大なデジタル情報が日夜を問わず、猛烈なスピードで国境を越え、地球上を行き来している。情報流通の概念において、そこでは「時間」と「距離」の存在が限りなくゼロに近づき、人々は情報伝達のタイムラグの無い同時性、そして情報共有という新世界で暮らしている。そこでは、マクルーハンが指摘したような“地球人”としてのアイデンティティーがこのような情報革命によって醸成されつつあると形容できるかもしれない。サミュエル・ハンチントンは著書『文明の衝突』において、冷戦後の世界はイデオロギー的対立に代わってキリスト教とイスラム教、つまり欧米文化圏とイスラム文化圏の対立、それに加えて民族的葛藤も新たな紛争要因になると考察して、大きな反響を呼んだ。⁽²⁾そのことは、アメリカ同時多発テロやイラク戦争などに象徴されるかもしれないが、マクルーハンの「グローバル・ビレッジ」において人々が情報を共有し、相互コミュニケーションを図つて、お互いに尊重し合えれば、平和共存が可能となり、ハンチントン理論は修正を余儀なくされるかもしれない。

その一方で、新しい情報伝達ツールとしてのネットメディアは、これまで「第4の権力」として民主社会を主導してきた新聞やテレビなどマス・メディアと、様々な局面においてそのイデオロギーの相違や軋みを見せ始めている。それはマス・コミュニケーションとパーソナル・コミュニケーションの齟齬と言えるが、活字から電波、そしてネットに至るメディアの

系譜を俯瞰した時、ネット主導の今日的メディア状況が20世紀に隆盛を誇った“マス・メディア時代”の終焉を意味すると考えるのは早計ではないだろうか。過去においても、テレビが登場した際，“オールドメディア”としての「新聞」の消滅が盛んに喧伝されたが、実際は異なるメディアの参入による相乗効果で、結果的に新聞も部数を伸ばし補完的共存共栄が実現したのである。

いずれにせよ、インターネットの爆発的普及によって、今日のメディア環境が変容を余儀なくされたのは紛れも無い事実である。しかし、メディアは元来、人間社会の情報媒体として開発されたコミュニケーション装置に過ぎず、高度情報化社会の主役はあくまでも人間自身である。それ故、どれほど情報伝達技術が発達し、便利なメディアが開発されても、それを社会の主役である人間が使いこなさなければ意味がない。真偽不明の情報や中傷、虚偽情報がネット空間を飛び交って、人々の人権や社会の安寧が侵害され、子供や未成年者がアダルトサイトやホラーサイトなどの有害サイトに自由にアクセスできるような状況が出現しているとすれば、それは人間社会の進歩に反することで、社会的倫理によって規制される運命にあるのかもしれない。

2. 通信と放送の“仁義なきメディア・ウォーズ”

1996年6月20日、ソフトバンク(孫正義社長)とオーストラリアのメディア・コングロマリット「ニュース・コーポレーション」(ルパート・マードック会長)が日本で合弁会社を設立し、全国朝日放送(テレビ朝日)の株式21.4%を保有する「旺文社メディア」(旺文社の100%子会社)を417億5000万円で買収すると発表した。その結果、テレビ朝日の大株主は筆頭の朝日新聞社(34.1%)、孫・マードック連合(21.4%)、東映(14.9%)の順となった。当時、テレビ朝日は非上場会社で、朝日新聞グループが筆頭株主だったが、第2位の大株主(企業)が買収されることによって、ソフトバンクという新興ネット企業と世界最大級の海外メディア企業の連合体が、その資本力によって

テレビ朝日に影響力を行使することが可能となった。テレビ朝日にとっては寝耳に水の“黒船”到来で、親会社である朝日新聞社だけではなく、日本メディア界全体に激震が走ったのも当然である。

“メディア界の帝王”と呼ばれるマードックのビジネスは、オーストラリアで新聞社経営から出発、その後、事業領域はテレビから衛星放送、通信、出版、インターネット、映画などメディア界全体に広がり、米メジャーリーグの球団経営にも進出する。その対象地域もオーストラリアから英国、さらに英國領だった香港では中国政府と手を組んで英BBC放送を追い出し、最終的には米国に攻め上って行った。その途中、“メディア戦国時代”的嵐が吹き荒れていた日本に上陸したわけで、日本メディア界が浮き足立ったとしても不思議ではない。

しかし、ソフトバンクの孫社長は当日の記者会見で、テレビ朝日株の取得はマードックと共同で推進している衛星放送事業の番組コンテンツの確保が目的であることを明らかにした。実際、マードックは翌97年から日本でデジタル衛星放送「JスカイB」の試験放送やインターネット放送の事業展開を計画しており、テレビ朝日の映像コンテンツをそれに流したいというのが狙いで、その業務提携を円滑にするための資本参入だった。マードックの「ニュース・コーポレーション」は米国の大手映画会社「20世紀フォックス」を買収したが、それは同映画が抱える約3000本の映画ソフトや系列のFOXテレビが所有する人気番組『ビバリーヒルズ高校白書』や『X-ファイル』などの番組コンテンツの入手が目的だったと言われる。

結局、マードックの日本上陸の目的はメディア支配ではなく、業務提携だったことが判明するが、相手が歴戦の兵(つわもの)であるだけに朝日新聞は警戒を緩めず、9カ月後に買収額と同額の417億5000万円で、買い取られたテレビ朝日株のすべてを買い戻した。そして、その見返りとして「JスカイB」への協力を約束することになったが、この買い戻しで朝日新聞のテレビ朝日の持株比率は55・5%と過半数を超え、名実ともに乗っ取られる心配はなくなった。

しかし、ソフトバンク・マードック連合によるテレビ朝日株買収騒動は、ネットメディアや衛星放送と既存のテレビ局の提携・融合、さらには近未来のM&Aを予感させる先駆け的な事件として注目を集めることになった。テレビ朝日の場合は、親会社ともいるべき朝日新聞社の力で事なきを得たが、成り行き次第では資本力に物を言わせた敵対的買収へと発展した可能性もあり、それは後に勃発するライブドアによるニッポン放送・フジテレビ買収騒動、さらには楽天によるTBS統合提案となって顕在化するのである。

インターネットの急速な普及によって高い利益率を誇るネット企業は、投資家たちの熱い眼差しを受けて自社株分割を繰り返しながら時価総額を膨張させ、その“見せ掛け”的資本力で既存メディア、とりわけ映像コンテンツが豊富なテレビ局へのM&A(合併・買収)攻勢が顕著になる。その背景としては、デジタル時代の到来で放送と通信の技術的垣根が低くなり、双方の親和性が高まって、連携や融合が可能になってきたことが挙げられる。

さらに、2011年の地上波テレビ放送の完全デジタル化は、放送と通信の垣根が事实上消滅することを意味する。つまり、テレビ放送のデジタル化によって、テレビ受像機そのものがコンピューターと化し、放送が通信的機能を併せ持つようになる。放送と通信は、その存立基盤や社会的存在意義が根本的に異なるものの、デジタル化という技術革新によって、双方の機能的隔たりが急速に消滅しているのである。その結果、放送と通信を融合あるいは統合した形で、新しいメディアビジネスの展開が模索されるようになり、その萌芽的なものが双方向性機能を利用した視聴者参加型番組やネットショッピングなのである。ただ、この程度の事業は、テレビ局がネット企業と経営統合しなくとも、テレビ局自身あるいは関連ネット企業との業務提携で十分対応できるわけで、通信と放送の合併はネット企業にとってはメリットがあっても、テレビ局には無いということになる。そのような背景があるため、ネット企業は資本力に任せて、敢えて強引な敵対的買収に踏み切らざるを得なかつたとも言えるのである。

その象徴的な例が2005年の「ライブドア」(堀江貴文社長)によるニッポン放送(ラジオ)とフジテレビに対するM&A騒動だった。同年2月8日、ライブドアは東京証券取引所の時間外取引でニッポン放送の発行済み株式の29・6%を密かに取得、既に取得した分と合わせると35%に達した。ライブドアの堀江社長は、ニッポン放送の株式を買い進めて経営権を取得し、同放送が筆頭株主となっているフジテレビと業務提携をする意向を明らかにした。そして3月16日、ライブドアが取得したニッポン放送株は議決分ベースで50%を突破し、事実上、経営権を掌中にした。ソフトバンクヒルパート・マードックによるテレビ朝日株買い占めの目的は、同テレビ局の映像ソフトだったが、ライブドアは小規模なニッポン放送が大企業であるフジテレビの筆頭株主という点に着目し、直接、フジテレビに敵対的買収を仕掛けるより、筆頭株主のニッポン放送を買収することによって、間接的にフジテレビの支配を目指す戦略を執ったのである。

ライブドアは、表向きはインターネットを利用する際の入口としてのポータルサイト運営を本業と謳っていたが、実際は経営資源の大半をM&Aビジネスに投入する投資会社的色彩が強かった。そのようにして買収した企業は40社以上に達しており、その連結総売上高の中で本業とされるネット事業関連は2割前後に過ぎなかった。つまり、主たるビジネスはM&Aで、その繰り返しと自社株分割によって株式時価総額を雪だるま式に膨張させ、その総額は1兆円に達していた。

ライブドアのニッポン放送買収に際して、堀江社長はニッポン放送とフジテレビの番組をインターネットで配信することを提案する。この業界でかねてから論議されていた通信と放送の融合提案であるが、これとは裏腹に、同社長はたびたび過激なマス・メディア批判を展開していた。2005年3月、日本外国特派員協会での記者会見で「ネットは、すべてにおいて既存メディアに勝る」「放送はどんどん先細りになるが、まだブランドと集客力はある」「IT化すれば新しいビジネスモデルになる」などと発言⁽³⁾。さらに、この他にも「テレビと新聞を殺す」「既存ジャーナリズムは不要」「人

の心はお金で買える」といった傍若無人で拝金主義ともいえる発言を繰り返していた。ジャーナリズムとしてのメディアの社会的使命や公共性に対する認識が欠落しており、既存マス・メディアがこのような厚顔不遜な態度に不快感を隠さなかったのは当然で、TBS『NEWS 23』の筑紫哲也は彼を番組に招いて真意を問い合わせ正そうとしたが、そのインタビューにおいても最後まで報道機関としてのテレビ局の役割やジャーナリズムに関わる言及はなかった。

事実上、ニッポン放送の買収に成功してフジテレビを視野に入れたライブドアであるが、フジテレビ側は座して買収されるのを待つほど甘くはなかった。M&A 関連投資会社や証券会社の協力を仰いで密かに企業防衛策を進め、4月18日、ライブドアが取得したニッポン放送株(発行株式の約50%)のすべてをフジテレビが買い取り、同テレビ局がニッポン放送を完全子会社化することで和解が成立する。その決め手になったのは、ニッポン放送が保有しているフジテレビ株(全体の22・51%)のすべてを投資会社「ソフトバンク・インベストメント」と「大和證券 SMBC」に貸し出したことで、ライブドアがニッポン放送の経営権を掌中にしても、同放送所有のフジテレビ株の議決権が行使できなくなってしまったのである。これは、“焦土作戦”と呼ばれ、ソフトバンク・インベストメントと大和證券 SMBC はフジテレビを敵対的買収から守る“ホワイトナイト”(白馬の騎士)の役割を果たしたのである。このような株式を巡るM&Aの攻防が連日、大々的に報道されたが、そこで「通信と放送の融合」が具体的に議論されることはなかった。そして、最終的に双方の間で和解が成立したわけであるが、敵対的買収を仕掛けたライブドアは、ニッポン放送の経営権を握ることを断念する代わり、取得したニッポン放送株すべてを買取額と同額でフジテレビに買い取らせたうえ、ライブドアの第3者割当増資に1株329円で応じさせ、総額440億円の現金を手に入れた。フジテレビはこの買収騒動を終結させるために、巨額の資金を投入してライブドアの株を12・75%所有することとなったのである。これは、言わば解決金のようなもので、ライブドアは

全額回収したニッポン放送株取得資金と第三者割当増資を合わせると計1473億円という巨額マネーを掌中にすることになった。

双方の和解条項の中に「通信と放送」の業務提携もあったが、その内容はライブドアのサイトでフジテレビと共に催したイベントのチケットを販売するといった程度のもので、“通信と放送の融合”による相乗効果といった大命題とは程遠いものであった。また、融合によって報道機関としての公共性がどのように担保されるのか、あるいは通信の世界におけるジャーナリズム性の保障といった本質的論議が喚起されることもなかった。結局、この買収騒動はライブドアの市場原理主義や時価総額至上主義に依拠したM&A攻勢に、上場会社であるにも拘わらず「放送権」という既得権益に胡坐をかいてきたテレビ局が翻弄され、巨額の資金を巻き取られただけの“マネーゲーム”ということになる。

実際、これに関する報道も、IT企業に特徴的な巨額の発行済み株式の時価総額や株式分割、株式交換、マネーゲーム、焦土作戦、ホワイトナイトといったM&A用語が飛び交い、米国の投資銀行から原資を調達して老舗メディアに挑みかかるという“劇場性”に焦点を当てたM&Aのプロセスばかりが仰々しく報じられ、インターネット時代におけるメディア融合の是非という本質に迫ることがなかったのである。

このM&A攻防で防戦一方だったフジテレビが、ライブドア批判の一貫として“テレビの公共性”を喧伝したことは記憶に新しい。それは、テレビメディアのジャーナリズム性を殊更強調したものであるが、フジテレビがキャッチコピー「楽しくなければテレビじゃない」という“軽チャーチ路線”で視聴率を稼いできた経緯を考えると、突然「公共報道のフジテレビ」と言われた多くの視聴者は違和感を抱いたに違いない。一方、堀江社長は過激なパーソナリティーで反発を買ったが、少なくとも市場原理主義という表裏のない姿勢が旧弊な日本型慣行に風穴を開け、権威主義に挑戦した点で評価されたのは事実である(このように一時、“IT時代の風雲児”と称された堀江社長は2006年1月、関連企業の証券取引法違反事件で東京地検特捜部

に逮捕された)。それに対し、フジテレビやニッポン放送の経営陣は、放送という既得権益にしがみつく旧態依然のイメージを露呈したとも言えるのである。

ネット企業によるテレビ局への買収攻勢第2弾は、インターネット上の仮想商店街「楽天市場」を運営するメディア総合企業「楽天」(三木谷浩史・会長兼社長)の、TBS(東京放送)に対する経営統合提案である。ライブドアによるニッポン放送株取得から八ヵ月後の2005年10月13日、楽天の三木谷会長兼社長は記者会見を開き、民放テレビの老舗で報道部門の雄「TBS」の株式15・46%を約880億円で取得し、筆頭株主になったこと、さらに共同持ち株会社の設立による経営統合をTBS側に提案したことを発表した。また、株式取得資金は金融機関から融資を受けて調達したもので、株式取得を事前にTBS側に通告していなかったことも明らかにした。

楽天が発表した統合計画案によると、ネットとテレビの連携による相乗効果として、テレビ番組と広告効果の飛躍的向上を挙げ、それが新たな収益源になると指摘。具体的には、インターネット上の楽天グループの顧客約3000万人にTBSの番組を配信する、ネット技術を生かしてテレビの視聴者参加型番組を共同制作する、さらにはテレビ番組とネット商店街、チケット販売事業などを相互にリンクさせたビジネスの展開などを提案している。テレビドラマなどに出演している俳優の服を、視聴者がネットですぐに購入できるといったビジネスがそれである。

ライブドアが、ネットとテレビの業務提携の中身を十分検討しないまま敵対的買収に踏み切ったことへの反省から、楽天はこのような提案をしたと推測される。しかし、その内容は“通信と放送の融合”という観点においてライブドアのそれと大差なく、あまりにも新味に乏しく、ダイナミズムに欠けると言わざるを得ない。

TBS側にしてみれば、コンテンツ不足によるネットサービスの低下や、それに伴う事業拡大や顧客獲得の鈍化を開拓するために、楽天がテレビ局

に触手を延ばしたと考えても不思議ではない。そのことは、既にライブドア VS. ニッポン放送・フジテレビの M&A 騒動によって、各テレビ局とも警戒していたわけで、楽天がどれほど敵対的買収ではないと強調しても疑念は消えない。実際、株式時価総額において楽天が TBS を上回っており、そのことは例え共同持株会社になったとしても、事実上の楽天による TBS 買収であることに変わりはないのである。

このように、ライブドアに続いてテレビ局に急接近した「楽天」の主たる事業内容は、インターネット上の仮想商店街としては最大手「楽天市場」の運営で、出店した商店の売上高に応じた手数料が収入源になっている。そのほかライブドアと同様、積極的な M&A によってネット証券「楽天証券」や金融機関「楽天クレジット」、さらには宿泊予約サイトの「楽天トラベル」など各種ネット企業を傘下に置いている。また、2004年にはライブドアとの参入競争に打ち勝って、プロ野球球団「東北楽天ゴールデンイーグルス」を所有している。

そのような多角的ビジネスの延長線上で、テレビ放送事業への参画に乗り出したわけだが、楽天は金融機関からの巨額融資によって TBS 株を取得したため、交渉が長引くと金利負担が重くのし掛かる。このため、短期決着の必要に迫られ、10月25日までにTBS株を19・1 %まで買い進めて、同テレビ局に統合を強く促した。これに対し、TBSは話し合いより資本の論理による敵対的買収ではないかと不信感を深めて反発。系列の民放各局も相次いで TBS 擁護、楽天批判を表明したこともある。同年11月29日、楽天は暫定的に統合提案を取り下げ、取得した TBS 株のうち約10%を大手銀行に信託して議決権を凍結、両社が提携協議することで合意した。

このように、通信と放送の融合は技術的には可能であっても、その背景としての企業風土が大きく異なることから容易でないのが実情。その一方で、ポータルサイトの最大手「ヤフー」は、ライブドアや楽天とはまったく異なる路線で成功を収めている。つまり、ネットユーザーは特定テレビ局の番組に束縛されることを嫌い、自身の好みに応じて幅広く選択する傾

向にある点を重視して、出来るだけ多くのメディアや制作会社と提携し、多種多様の番組を配信している。このことは、ネットサービスにおいて必ずしもテレビ局の買収が必要不可欠でないことを証明していると言えるだろう。

3. 通信と放送の融合の前に立ちはだかる諸問題

2001年1月、米国のインターネット接続最大手「アメリカ・オンライン」(AOL)が雑誌や出版、テレビ、映画といったジャンルで豊富なコンテンツを所有する巨大メディア・コングロマリット「タイム・ワーナー」(TW)との合併を発表した。これは、新興ネット企業が活字と映像という伝統的な大手メディアを飲み込んだケースとして、世界のメディア界に大きな衝撃を与えた。それと同時に、これはインターネットに代表される通信業界と雑誌や放送などマス・メディアの“新旧メディアの融合”を象徴するものとして、その行方が注目された。

ところが、この「世紀の合併劇」は期待されたようなシナジー(相乗)効果を上げられず、短期間で失敗に終わってしまった。最大の原因は、AOLが合併によって手に入れたタイム・ワーナーのテレビ番組や映画、音楽といったコンテンツを、AOLネットで独占的に流通させようとした点にあると言われる。つまり、AOLはそれらを自社ネットで独占的に配信しようとして、タイム・ワーナーがこれまで提供してきたヤフーなどAOLのライバルネットに流すのを拒否したため、これらのコンテンツビジネスが大きな打撃を受けたというのである。

単独のメディア・コングロマリットの中だけでネットビジネスを展開しようとしたため、合併後、AOLユーザーの契約件数が減少し、結果的に多くのネットに提供、流通させて利益を上げるコンテンツビジネスが低迷することになった。さらに、その後の“ITバブルの崩壊”が追い討ちを掛け、AOL部門の経営が急速に悪化して、まもなく合併後の社名「AOL・タイムワーナー」から「AOL」が外される事態になったのである。

この合併失敗劇を教訓として、最近、米国ではネット企業によるテレビ局や映画会社などの買収は減少傾向にある。ネット企業がメディア買収によって固定化したコンテンツを抱え込んで、その特化や類型化を招く弊害より、様々なメディアとの業務提携によって多彩なコンテンツを調達した方が、ユーザーサービスが充実すると判断したからである。

M&Aへの思惑よりも純粋にネットビジネスを展開しているネット企業にとって、この大合併劇の失敗は大いに参考になったが、この手法はわが国のネットサービスの先駆者であるヤフー路線そのものなのである。それにも拘わらず、ライブドアや楽天が既存テレビ局の買収に執心するのは、ネットビジネスで利益を上げることだけではなく、社会的ステータスを誇る老舗テレビ局を掌中にしたいという、新興企業ゆえの野望が根底にあるからかもしれない。

このように、ネット企業とテレビ局の合併、つまり通信と放送の融合はデジタル化の進行によって一層現実味を帯び、ネットにおける映画鑑賞やテレビ視聴は既に一般化している。ところが、企業の融合の方は一向に進んでいないのが現状。それでは、どうしてネット企業とテレビ局の連携がスムーズに行かないのだろうか。その最大の要因として、マネーレースでのし上がった新興企業と歴史と伝統に支えられた老舗企業の企業風土の相違が挙げられる。

さらに、双方の企業の社会的位置づけや活動に対する法的規制の違いも無視できない。例えば、ネットはポルノを含めて様々なサイトに自由にアクセスすることが可能で、その点においてメディアとしての倫理観が問われるケースが多い。これに対し、放送は国有財産である電波の使用権を免許制によって国から付与されており、その内容も電波法や放送法によって厳しく制限されている。その最たるもののが「報道機関」としての放送の公共性で、政治に対する公平性や公正性も強く求められている。外国資本の参入が厳しく制限されているのも、放送が国家や国民の利益に寄与することを前提にしているためである。

一方、インターネットは元来、パーソナル・コミュニケーションのツールであり、その活動内容は自由かつ奔放で、その領域は国境を越えて急速にグローバル化している。また、ネット空間で流通する情報は匿名性が強く、放送のように発信責任が厳しく問われことはほとんどない。それに加えて、ネット企業は弱肉強食の市場原理が罷り通る資本主義的自由競争社会で急成長し、何にも増して利益追求を最優先しており、「国民の知る権利」に貢献する社会的存在としてのマス・メディアと根本的にイデオロギーを異にしている。

ライブドアの堀江社長のマス・メディアに対する挑戦的言辞に象徴されるように、ネットは公共性が求められる報道機関ではなく、ジャーナリズムとは“似て非なる存在”である。そのような利益追求を第一義とするネット企業がテレビ局を支配するとなると、これまで商業主義化の流れの中で辛うじて守ってきたテレビメディアのジャーナリズム性が一層希薄化することは疑うべくもない。「資本の論理」によってテレビ局の買収は可能であっても、民主社会の根本を支えているジャーナリズム精神の維持という点において、ネット企業の支配は深刻な事態を招きかねないのである。

その一方で、東京のキー局が全国の系列準キー局やローカル局に同じ番組を流すという一種の情報独占状態は、ネット時代の到来によって個人の意見が多様化しつつある今日、その時代的状況を反映していないという批判も起きている。このような観点から、半世紀にわたって続いてきた全国紙五紙とNHK、民放キー局五局という“マス・メディア支配”は情報消費者として的一般国民から見ればアンシャン・レジーム(旧体制)以外の何物でもなく、これら既存のマス・メディアはネットとの連携や融合によって“多元化すべき”という考えが起きているのである。

ネットとテレビ局の融合が実現しない理由として、テレビ局が保有する映像コンテンツの著作権問題も指摘されている。つまり、1度テレビ放映されたドラマなどをネットで2次利用する場合、現行法では原作者や出演者、さらには音楽の著作者や実演者などとの再契約が必要で、その手続き

は煩雑を極め、テレビ局を買収したからといって、すぐにネット利用出来ない。この著作権問題は、通信と放送の融合を促進したい国の思惑もあって、スピーディーに処理できるよう法改正が検討されているが、現状においては融合でネット側が大きな利益を得るのに対し、テレビ局側にあまりメリットがない点もネックになっている。さらに、融合の経営的シナジー効果に対する疑問も依然として払拭できていない。新しいメディア環境を創造すべき共存共栄の確固たる理念や企業環境が、依然として整備されていないのである。

ドライにM&Aが展開されている米国と違って、わが国では企業風土やそこで働く人々のマインドの点で両者の間に大きな隔たりがあり、通信と放送の融合問題は近い将来において部分的に可能でも、敵対的買収や経営統合という形では促進されない可能性が強い。それ故、しばらくは新聞と放送、そしてネットがそれぞれの特性を生かした“棲み分け”をしながら、読者や視聴者、ネットユーザーの要求に応え、可能なところから連携を進めていくしかないのかもしれない。

4. ネット時代に斜陽化する新聞産業と総合メディア化への道

映像メディアであるテレビの影響力の増大やインターネットなど電子メディアの普及によって、若者の間で新聞や本を読まない“活字離れ”が加速化している。実際、新聞を定期購読するより、ウェブサイトで無料の電子版を見る人が急増し、新聞産業は斜陽化の一途を辿っている。販売部数の減少に加えて、それに伴う広告収入の減少、さらには収益率そのものも低下して、新聞産業全体が縮小し、構造的不況が深刻化している。その結果、米国においては徹底したコストカットや記者、編集者のリストラにも拘わらず、新聞社の統廃合や再編の嵐が吹き荒れて“冬の時代”に突入している。新聞は二一世紀のポストモダン的ニーズに取り残された“斜陽のオールドメディア”と化しているわけだが、その一方でネットを積極導入し、総合メディア企業へ脱皮を図っている進取の気象に富んだ新聞社も出

現している。

米国新聞編集者協会によると、2005年4月から9月までの6カ月間の平均発行部数は前年同期比2・6%減で、購読料収入は同年12月決算で「トリビューン」(ロサンゼルス・タイムズやシカゴ・トリビューン紙などを発行)が前年比7・4%減、「ニューヨーク・タイムズ」が同1・1%減となるなど、大手新聞グループ5社すべてが減益となった。また、新聞社で働く編集者と記者の数も、2005年までの過去5年間で4%(約2000人)減少している。

このように、販売部数減による購読料収入減が新聞社の経営を圧迫しているが、広告収入は米国経済の好景気に支えられて横ばい状態に留まっている。しかし、新聞経営から出発して衛星放送、テレビ、映画、インターネットと多種多様のメディア世界で成功を収めてきたメディア王、ルパート・マードックは、「このメディア革命で、求人広告を新聞で見る人は間もなくゼロになるに違いない」と、近い将来、新聞が消滅することを予言している。その一方で、米国の新聞社には電子版などのネット事業で大幅増収となっているところも多い。とりわけ、大都会の新聞社においてその傾向は顕著で、ニューヨーク・タイムズはネット専門会社「ニューヨーク・タイムズ・デジタル」を立ち上げ、積極的なメディアミックスによって新たな収益モデルを模索している。

このようなデジタル時代の“新聞革命”は、1785年創刊という世界最古の歴史を誇る英国の「ザ・タイムズ」も例外ではなく、同紙は2003年にこれまでの権威主義をかなぐり捨ててコンパクト版の発行に踏み切る。電車の中でも読める手頃な大きさが受けて、販売部数は68万部に急増したが、同時にスタートさせたネットによる記事配信の人気はそれを遥かに上回り、契約数は瞬く間に730万人にも達した(うち350万人が米国人、2005年8月現在)。このような新聞のウェブ化は、「タイムズ」のような英字紙はネットの特性をフルに活用して世界中で契約者を開拓し、収益増に貢献できるが、日本の新聞社の場合、日本語がネックになって、そのようなビジネス展開は困難である。

ネット時代における新聞の凋落と同様、テレビもマルチメディア時代の影響を受けてパイを縮小していることに変わりはない。米国のABC, CBS, NBCの3大ネットワークの2005年7～9月の売上高合計は前年同期比11%減で、同期のグーグルやヤフー、アメリカ・オンライン(AOL)、マイクロソフト(MSN)などの広告収入の合計が58%増になったのとは好対照である。しかも、これらネット企業の広告収入の合計が初めて3大ネットワークの総売上高の50%を超え、先を行くテレビ局の背中が見えてきた。また、3大ネットワークのイブニングニュース番組の世帯視聴率の合計は1980年に75%だったのに対し、2003年には40%にまで激減しており、このことは3大ネットワークが約1100万人の視聴者を失ったことを意味する。つまり、メディア多様化の時代において、テレビも斜陽産業と言えるのである。

今日のネット時代において、新聞や雑誌、さらにはラジオ、テレビまでもが“オールド・メディア”と呼ばれている。そのテレビは、2011年に地上波が完全にデジタル化すると、テレビ受像機自体がコンピューターと化し、その機能は限りなくインターネットに近いものになる。いわば、一種の通信と放送の融合状態が出現するわけであるが、一方、アナログの最たるものとしての活字メディア、その代表としての新聞はIT革命の波に飲み込まれて、消滅してしまうのだろうか。そのように論じるメディア研究者が多いのは事実だが、筆者はそのような考えには組しない。その根本的理由は、科学としての通信技術はアナログからデジタルへ飛躍的に発展することが可能であっても、それをツールとして利用する人間の頭脳は“デジタル化”しないからである。つまり、人間は哲学的であり、思索的であり、必ずしも合理的でない思考に没頭する不完全かつ不可解な存在であるが故に、あまりにもスピードアップし、“賢すぎるメディア”には付いて行けないという側面がある。

実際、テレビが登場した時、メディアの世界では速報性という点において、新聞よりテレビの方が優れており、しかも映像は活字より遥かに魅力

的であることから、新聞はメディア間競争に敗れて衰退して行くに違いないと言われた。ところが、新聞はそのような優れた機能を持つテレビと相乗効果を發揮して、部数を伸ばし続けたのである。これは、高度に情報化された社会において、人々は多様化されたメディア、それに伴う多様化された情報を自律的に選択して、自身の生活や人生に役立てる性向が顕著になっていることと無縁ではない。情報化が進めば進むほど、人々は多種多様のメディアを希求し、必ずしも最新の強力な単体メディアに特化しないのかもしれない。

そのような観点から、ネット時代における新聞の社会的存在意義を考えると、まず第一に他のメディアには無い報道機関としての「言論性」が挙げられる。インターネットは瞬時に無限の情報を全世界に発信したり、双方向のインターラクティブ機能によって情報交換や情報検索が可能であるが、それはあくまでも情報伝達ツールとして優れているだけで、伝達される情報の内容や分析、解説、批評といった「言論性」において、ジャーナリズムとしての新聞には到底敵わない。それに加えて、「第4の権力」としての新聞には権力のウォッチドッグ(番犬)的役割や大衆に問題提起するアジェンダ・セッティング機能、さらには民主社会のオピニオンリーダーとしての使命も担っているわけで、このようなジャーナリズム性は新聞の存在を抜きにしては考えられない。新聞が“社会の木鐸”あるいは“歴史の証人”と呼ばれる所以である。

人間の器官に例えれば、新聞はいわば民主社会の“頭脳”的な存在で、ジャーナリズムのプロフェッショナルたちが、努力して構築してきたこの社会的役割と名声を、ニュースメディアが取って代わることはそんなに簡単なものではない。若者たちがネットに慣れ親しんでいるのは事実であるが、新聞が養ってきた情報を読み解く力や批判力は、不確かな情報が乱れ飛んでいるインターネット時代において、一層存在感を増す可能性は否定できないのである。

ただ、冒頭で述べたように、社会そのものがインターネットによってシ

ステム化され、社会の中軸的コミュニケーション・ツールになるのは必然で、そのような情報環境において新聞が成長産業であるはずはない。そこで、新聞各社は必死になってウェブサイトの構築などに取り組んでいるわけだが、圧倒的な情報収集能力と分析、批評機能を誇る新聞は、その練達したジャーナリズム特性を生かして解説性や批評性、言論性に特化し、それ以外の速報性などはテレビやインターネットに任せるとするというメディア間の役割分担が求められるのではないだろうか。

5. 巨大メディア・コングロマリットによるグローバリゼーション

米国では1941年7月に NBC と CBS がニューヨークでテレビ放送を開始し、第2次大戦後の48年、これに ABC が加わって3大テレビネットワークが誕生した。そして80年6月、「CNN」がニュースに特化した24時間ニュース番組をスタートさせるが、それ以降、テレビ局の合併連衡あるいは争奪戦ともいべき“M&A 戦国時代”に突入する。85年にキャピタル・シティーズがABCテレビを、そして世界のメディア王、ルパート・マードックのニュース・コーポレーションが映画会社「20世紀フォックス」を買収し、翌86年には電気メーカーの GE が NBC テレビの買収に成功する。また、89年には雑誌の「タイム」とワーナー・コミュニケーションズが合併した。

そして、激動の95年には、4月に映画会社「ウォルト・ディズニー」がABCテレビ・キャピタルシティーズを190億ドルで買収、同8月にはウェスティングハウス・エレクトリックがCBSテレビを54億ドルで、さらに翌9月にはタイム・ワーナーがCNNの親会社であるTBSを80億ドルで合併するなど空前の買収ラッシュとなった。そして、ウェスティングハウスに買収されたCBSテレビは4年後の99年、バイアコムに再買収され、TBSを買収したばかりのタイム・ワーナーは2000年、ネット接続最大手のAOLと合併を余儀なくされるという目まぐるしい“メディア再編の嵐”が吹き荒れたのである。

このように通信と放送の融合に先駆けて、メディア界では異業種が参入した大規模なM&Aが繰り返され、その度にメディア企業は巨大化し、コングロマリット（複合企業）化して行った。そして、その経営規模も肥大化し、最大級の「AOL・タイムワーナー」を例に取ると、その総売上高は250億ドル（約3兆円、2000年）に達しているのである。

そのメディア・コングロマリットの代表的存在である「ニューズ・コーポレーション」の産みの親がルパート・マードックである。彼については「テレビ朝日株買収」の項で言及しているが、オーストラリアから英国に進出して大衆紙「サン」や世界最古の高級紙「タイムズ」、さらには高級日曜紙「サンデー・タイムズ」や「ニューズ・オブ・ザ・ワールド」など数々の主たる新聞社を次々と買収。そして、マードック自身が編集に介入し、パパラッチが盗み撮りした著名人のプライバシー写真の掲載や、王室、スポーツ、芸能界などのゴシップやスキャンダルをセンセーショナルに報道し、販売部数を伸ばして経営的に成功を収めて来た。

それと併せて、彼の新聞ビジネスに特徴的だったのは、購読者のシェアを増やすために、豊富な資金力をバックに徹底した廉価作戦を展開したことである。例えば、英国の高級紙「タイムズ」の場合、1993年9月にそれまで1部45ペンスだった価格を一気に30ペンスに値下げして、シェア拡大に打って出る。翌年6月、ライバルの「デイリー・テレグラフ」がこれに追随して30ペンスに値下げすると、間髪を入れず、さらに20ペンスまで下げるという徹底ぶりで、その結果、世界に冠たる老舗高級紙はライバル紙を経営危機に陥らせて自身の販売部数を倍増させた。

このように、マードックの新聞経営戦略は紙面の大衆化による購読者確保と、ダンピング競争によるライバル紙の駆逐に特徴があり、最終的に勝利を掌中にすると、今度は価格を上げて独占的利益を得るという徹底した利益第一主義であった。弱肉強食路線が功を奏して、マードックが経営するニュース・コーポレーション傘下の新聞発行部数は、英国の全発行部数の3分の1を占めるに至った。しかし、どれほど経営的に成功しても、マー

ドック手法による新聞ジャーナリズムは、見識ある社会の公器としての存在価値を喪失し、英國ばかりか世界を代表する高級紙「タイムズ」も一般大衆紙に成り下がってしまったと言えるのである。

また、マードックは進出した英國や米国、中国などにおいて、保守的勢力や政権与党と積極的にタイアップして事業拡大を図った。実際に、英國ではマードック系の「タイムズ」や「サン」がブレア政権のイラク戦争遂行を積極的に支持したが、これに対して、マードック系新聞社とライバル関係にある一般紙「インディペンデント」や大衆紙「ミラー」は戦争反対のキャンペーンを展開して、大衆本位のジャーナリズムとして存在感を示した。さらに、マードックは英國の衛星放送「BスカイB」を買収し、米国においては「ニューヨーク・ポスト」に加えて映画会社「20世紀フォックス」「FOXテレビ」、出版社「ハーパー・コリンズ」、そして2003年には米国最大の衛星放送「ディレクTV」の経営権を66億ドルで手に入れた。その結果、ニュース・コーポレーションの時価総額は世界第2位のカナダ・トムソンの264億ドルを凌駕する699億ドル(約8兆円、2006年)に達する。そして2007年には、米国の高級経済紙「ウォールストリート・ジャーナル」を発行するダウ・ジョーンズ社の買収を仕掛け、マードックのジャーナリズム手法に難色を示す創業家の猛反対にも拘わらず掌中にした。

イラク戦争時、米国でその威力を遺憾なく発揮したのはニュース・コーポレーション傘下の24時間ニュース「FOXニュース」で、ビル・オライリーなど人気キャスターを起用して人気を博し、ブッシュ政権によるこの戦争を全面支持して、米国人の愛国心を盛んに鼓舞した。その結果、契約者は急増し、先駆者であるライバルの「CNN」を遂に追い抜いたのである。また、アジアでは中国共産党政権に接近して香港の衛星放送「スターテレビ」を買収、それまで影響力を誇っていた英BBC放送を放逐することに成功した。このように巨大化した「マードック帝国」傘下のメディアグループが抱える読者や視聴者は、世界の人口の3分の2に達している。

衛星とケーブルテレビをリンクさせた24時間ニュース「CNN」は

1980年、グローバルメディアの先駆けとして全世界に向けてニュース配信を開始し、87年に世界100カ国からリポート集めた「ワールド・リポート」をスタートさせる。89年には、米国内で受信世帯が5000万世帯を突破し、全米ニュース視聴率の占拠率が三大ネットワークを上回って“CNN時代”的到来を裏付けた。また、レーガン大統領暗殺未遂事件や中国・天安門事件、湾岸戦争などで数々のスクープをものにし、契約数はすべての大絶を網羅する210カ国・地域の約2億世帯(視聴者推定約5億人)に達して、グローバルメディアの主役の座を不動のものにした。

このように、CNNは3大ネットワークに対抗する形でニュースに特化した番組として誕生した24時間ニュースチャンネルであるが、その産みの親であるテッド・ターナーは「メディア界の風雲兒」と呼ばれる。その類(たぐい)稀な創造力やリベラリズム、反権力姿勢などからジャーナリズムの世界では高く評価され、保守主義と営利追求に徹するルパート・マードックとは好対照で、“犬猿の仲”であることは知る人ぞ知るである。CNNに続いて、グローバルニュースの世界に参入してきたのが英国のBBC放送で、1991年に海外向け24時間ニュース専門子会社「BBCワールド」が配信を開始した。現在、187カ国・地域の約5500万世帯が契約しており、その報道姿勢の特徴は「CNN」の速報性重視に対し、ニュースの分析や解説、批評で定評がある。また、ラジオ放送を43カ国語で行っており、視聴者とリスナーの合計は全世界で約2億人と推定される。

マス・メディアの積極参入によって、インターネットの世界はパーソナル・コミュニケーションの域に止まらず、巨大メディア・コングロマリットによるグローバル・コミュニケーションへと発展を遂げ、地球規模の情報ネットワークが構築されつつある。このように、メディア・コングロマリットによる情報の世界支配が出現しつつあることは、取りも直さず、これら巨大メディアの本拠地である米国や英国の価値観や視点が押し付けられていることを意味する。しかも、それらのメディアの使用言語は英語で、このようなグローバル・コミュニケーションが拡大され拡大されるほど

英語の“世界語化”が促進される。私たちは、ルパート・マードックやティッド・ターナー、さらには英国のBBCなど一握りの欧米巨大メディアによって、情報が独占された世界に生きているわけで、それを“メディア帝国主義”と形容することも可能なのである。

元来、世界は地域それぞれに固有の歴史や伝統、文化があり、人々はそれに対する愛着や誇りを抱いて生きている。互いに異なるものを尊重し合うことが、国際社会における民主主義の基本的ルールであるが、欧米の巨大メディア・コングロマリットが世界の情報を独占する事態になれば、国際的少数派の民族や文化、伝統、言語、生活といったものが無視され、捨象されてしまう可能性が無いとは言えない。この危惧を念頭に置きながら、巨大メディアはグローバル・ビレッジにおいて、如何に弱者や少者の存在を反映するかが問われているのである。

6. 愛国心を鼓舞して権力と大衆に迎合する米国メディア

湾岸戦争やイラク戦争報道では、現地が欧米や日本から遠く離れた中東地域であるにも拘わらず、私たちは戦場からの映像をリアルタイムで目の当たりにすることが出来た。それは、CNNテレビやBBC放送、FOXテレビなど24時間ニュースチャンネルの活躍があったからで、それを可能にしたインターネットや衛星通信、テレビの送受信技術の飛躍的発展を抜きにしては語れない。

このような最精鋭の機器を装備した国際的巨大メディアが世界中にネットワークを構築し、24時間態勢で報道する現状において、日本の国際報道は一体どうなっているのだろうか。2001年9月11日、世界を震撼させたアメリカ同時多発テロ事件の際、日本のメディアはニューヨークに多くの特派員を派遣していたにも拘わらず、AP通信やニューヨーク・タイムズ、三大ネットワーク、CNNテレビといった、米国的主要メディアの報道をそのまま引用する報道が顕著だった。NHKはABCテレビ、テレビ朝日はCNNテレビといった具合に、それぞれ提携している米国テレビの映像

をリアルタイムで流し、その音声を同時通訳するのが精一杯という状況だった。現場の混乱と厳しい取材規制という事情があったにせよ、これではどれほど素晴らしい通信機器を揃えていても宝の持ち腐れで、米国依存の“間接報道”と批判されても仕方がない。

同時テロの報復として、米国はアフガニスタンを攻撃するが、その開戦報道においても、日本メディアには同様の間接報道が目立った。NHKの場合、攻撃開始の第一報はAP通信の引用で、その直後から提携しているABCテレビの映像をそのまま流し続けた。当然、そこではABCテレビの放送記者が米国の立場から報道しているわけで、アフガニスタンに対する日米の外交スタンスが大きく異なっているだけに、このような米国依存の報道姿勢に違和感を覚えた視聴者は多かったに違いない。それは、同時にテロに対してブッシュ政権が十分な捜査を行わないまま、早々とアルカイダやビンラディンの犯行と決めつけ、米国民の熱狂的な愛国心に迎合する形で報復攻撃に踏み切ったことを、多くの日本人が疑問に思っていたことと無縁ではない。このような米国メディアに依存した間接国際報道主義は米国追随として批判されることはあっても、決して褒められることではない。同じ同盟国であっても、英国やフランス、ドイツのメディアが独自の視点で、歯切れの良いブッシュ批判を展開していたのとは大きな違いだった。

米国によるアフガニスタン攻撃の際、米主要テレビ局が間髪を入れず、一斉に特別番組に切り替え、待機していたキャスター・コメンテーターたちがスタジオに雁首を揃えた。これは、政府から攻撃日時を教えてもらう代わりに、それまで報道を自粛するという“協定”を交わしていたことの証左ではなかったか。報道の対象が安全保障に関わる武力行使であるだけに、政府とマス・メディアがこのような協定を交わすこと自体、珍しくない。しかし、9月11日のテロ発生直後からテレビを中心とした米国主要メディアが、ブッシュ政権の報道抑制に唯々諾々と従ってきた経緯を考えると、武力行使の是非を厳しく問うべきメディアの役割放棄、権力監視とい

う使命を担った「第4の権力」としてのジャーナリズム性が有名無実化したと批判されても仕方がない。

同様の報道自粛は、米国を手厳しい批判するビンラディンのビデオメッセージが、中東のテレビ局から流されて来た時にも起きている。ブッシュ政権は「ビデオに、テロに関する何らかの連絡メッセージが隠されている可能性がある」との理由で、米国の主要テレビ局5社にビデオテープの放映自粛を要請した。これに対し、ホワイトハウス詰めの記者たちは「秘密指令が隠されていると言うのなら、その証拠を示すべき。安易な報道自粛はメディアの自殺行為だ」などと猛反発。しかし、湾岸戦争の際、ただ一社バグダッドに記者(ピーター・アーネット)を残留させ、現地から勇気ある報道を敢行した反戦派のCNNテレビが率先して自粛を決定。これを受け、CBSテレビも「ビンラディンの策略に乗らない責任ある報道をする」との声明を発表して追随し、結局、5局すべてが歩調を合わせて報道を取り止めてしまったのである。

このようなテレビ局全体に及ぶ報道自粛の背景として、時の政権の圧力が最大の要因であるのは当然だが、愛国心と復讐を叫ぶ大衆の声が熱病のように全米を覆っている時、彼らの感情に水を注すような“冷静で客観的”な姿勢を取れば、視聴者から反発を受け、視聴率に悪影響を及ぼすと考えたことが挙げられる。それは権力監視という本来の社会的役割よりも、経営に直結する視聴率重視の大衆迎合主義を優先させたもので、国家的危機においてメディアが歯止めにならないことを図らずも露呈したと言えるだろう。これが「ウォーターゲート事件」で、ワシントン・ポストの記者がニクソン大統領を辞任に追い込んだ“メディア大国”的ジャーナリズム実態なのである。

7. 「第4の権力」としてのジャーナリズムの復権と情報民主主義

「IT革命」はインターネットという新たな“文明の利器”を人類にもたらしたが、それによって人々は本当に必要かつ正確な情報を得て、豊か

になれるのだろうか。これまで、人々は比較的信用度の高いマス・メディアの情報を受容してきたが、ネットという情報伝達ツールにおいては、発信源が定かでない匿名性ゆえ、必ずしも信頼できないという致命的な欠点を抱えている。通信機能自体は新聞やテレビを凌駕するものの、そこで流通する情報コンテンツの中身や質の是非が厳しく問われ始めているのである。実際、社会事象などの情報については、新聞やテレビ局のウェブサイトへのアクセスが圧倒的であるのに対し、それ以外のサイトでは信用性が疑問視され、さらに特定の個人を誹謗中傷する人権侵害的行為や営利目的のための様々な虚偽情報の流布、さらにポルノや自殺、犯罪に直結する“闇のサイト”といったものまである。このような新たな情報伝達ツールの登場で、人々は膨大ではあるが“玉石混交”とも言うべき情報洪水の中で溺れかけている、といっても過言ではない。とりわけ、情報の真贋を見極める能力のない子供たちは、有害情報にアクセスすることが容易になり、それに翻弄されて自己を見失うケースは枚挙に暇がない。

これに対して、新聞やテレビに代表されるマス・メディアには、それまでの経験に裏打ちされた倫理規範によって、読者や視聴者との間で信頼関係を構築してきた歴史がある。当然、その規範の中には報道の公共性のために商業主義を極力抑制することや、未成年の犯罪報道においては「少年法」を遵守して人権に配慮するなど、社会秩序に対する尊重の姿勢が挙げられる。そして、「国民の知る権利」に応える必要な情報の提供や権力の監視、アジェンダ・セッティング(議題設定)といった社会的使命を果たしてきた経緯もあり、それらは今日の民主社会で一定の評価を受けている。

元来、メディアは大衆に対して情報を伝達する媒体であるが、そのコミュニケーション過程において、情報そのものに分析や批評といった付加価値を加えるのがジャーナリズムの役割である。その“情報の料理人”がジャーナリストであるわけで、どれほど情報伝達システムが発達したとしても、彼らの存在なくして情報化社会の深化成熟化は有り得ない。つまり、単なる情報伝達通路に過ぎないインターネットの成否は、そのツールを一

体、誰がどのような目的で使うのか、さらにどのような情報を流通させるかに係っているのである。

新聞や放送は、民主社会における大衆の代弁者としての社会的使命を担っている。その最たるもののが社会的弱者の擁護であり、権力機関や行政に対する監視、政官業の癒着や腐敗の摘発、さらにはオピニオン・リーダーとしての世論形成や調査報道といったものである。国民の知る権利と報道の自由が保障されている民主社会ならではのジャーナリズム機能であるが、メディアが商業主義に浸潤され、公益より利益追求を優先する状況に陥った時、これらの機能は形骸化されてしまう運命にある。

今日のメディア環境は、新聞やテレビなど旧来型メディアとインターネットが混在した状況にあり、これら新旧メディアの間で摩擦や軋轢が生じたり、反対に共存共栄に向けた模索も試みられている。しかし、「ポストモダン」としての高度情報化時代を巨視的に見れば、この混在による“軋轢”は多種多様なメディア群から多様性に富んだ情報を得るという新しい時代への変容の証でもあるわけで、人々が主体的に社会に関与できる“真の情報人”的誕生の前触れと言えるかもしれない。そして、そのようなプロセスを経て二一世紀に相応しい情報民主主義が醸成され、成熟して行くわけで、その前提として情報伝達と情報消費における倫理の確立や秩序維持が不可欠であることは言うまでもない。また、「第四の権力」としてのジャーナリズムの復権、さらにはそれを監視する情報消費者たちのメディア・リテラシーも欠かせないのである。

第2章 犯罪報道における人権無視の メディア・スクラムと報道被害

1. 集団的過熱取材によるプライバシー侵害と人権侵害

「メディア・スクラム」(Media Scrum=集団的過熱取材)は社会的関心事となった事件や事故の容疑者、被害者、遺族、関係者、さらには現場周辺

住民などに対して多数の取材陣が殺到し、有無を言わせぬ聞き込みや張り込み、追い回しなどによって被害を招く取材形態で、最近、人権侵害などと非難されている。また、多人数の取材陣が大声を出したり、道を塞いだりして近隣住民に迷惑をかけていることも、社会生活の安寧やプライバシーを侵害するものとして問題視されている。

それに加えて、執拗な取材を受けることによって、第3者に事件と関係があるかのように疑われ、精神的苦痛を被ることもある。これらは取材の自由の行き過ぎで、メディアによる権害と批判されている。当然、このような集団的過熱取材によって“集中豪雨的報道”が行われるわけで、そのことによる報道被害もメディア不信を増幅させている。この「メディア・スクラム」という言葉は1996年、英国BBC放送のガイドラインに登場したのが最初で、米国では「パック・ジャーナリズム」(Pack Journalism)と呼ばれている。

このメディア・スクラムの張本人というべき存在はテレビ取材陣で、その取材クルーは放送記者に加えてカメラマン、エンジニアなど最低でも1組3～4人以上で構成されている。さらに、週刊誌など雑誌ジャーナリストの取材手法は、プライバシーを暴き立てる写真雑誌の追い掛けカメラマン“パパラッチ”に象徴されるように執拗かつ辛辣を極め、現場取材はそれら各種メディアの混在によって無秩序状態と化し、現地の住民から反発を招くことが珍しくない。

また、新聞記者の場合、事件報道における人権意識や節度ある取材、さらには被害者や遺族などに対する配慮などをわきまえているはずであるが、真相の追求という記者魂に加えて、他社が取材する以上、負けるわけには行かないという競争心から、行き過ぎ取材をしてしまう傾向がある。もし、“特落ち”にでもなれば大変というわけで、結局、みんなで取材すれば免罪されるという安易な気持ちが、これらの行き過ぎ取材を助長しているのかもしれない。

メディア・スクラムの典型例として和歌山・毒入りカレー事件や秋田連

続児童殺害事件、松本サリン事件、東電女性社員殺人事件などが挙げられ、それらの諸相を検証した。

1998年7月、和歌山市の新興住宅地で自治体主催の夏祭りに出されたカレーライスに何者かが猛毒の砒素を混入させ、それを食べた住民たち4人が死亡した。この住宅地はわずか65世帯、住民約220人が暮らしており、その小さなコミュニティーで発生した事件は、一体、誰が犯人なのかという疑心暗鬼が渦巻き、そこへ捜査員と取材陣が殺到して、住民たちの日々の生活の安寧は敢えなく崩れ去ってしまった。そして、有力容疑者が浮上すると、その一挙手一投足が連日報じられ、逮捕の1ヵ月以上前から容疑者宅周辺で、強制捜査を待ち構える記者たちの張り込みが始まった。これでは、現場周辺の住民が静かな生活を送れはずではなく、深刻な報道被害に晒されることになったのである。

このようなメディア・スクラムに住民の怒りが爆発し、地元自治会はメディアに取材自粛を求める要望書を提出する事態となった。また、日本弁護士連合会も常軌を逸した取材を批判する異例の声明を発表する。これを受けて、新聞各紙は取材自粲を申し合わせ、毎日新聞などは近隣住民に対する取材をアンケート郵送に切り替える措置を執った。

2006年に起きた秋田連続児童殺害事件においても、同様のメディア・スクラムが大きな問題となった。この事件は同年4月10日、秋田県能代市で小学4年生の女児(当時9歳)が川で水死体となって発見され、さらに5月18日、女児の2軒隣りの小学1年生男児(同7歳)が絞殺死体で発見されるという衝撃的なものだった。

取材陣は18日、この女児や男児の自宅周辺に殺到して混乱した状態になったため、翌19日、男児の父親が秋田県警を通じて報道陣に取材自粲の要請を行った。その後、女児の母親(同33歳)に連続殺害の疑いが強まると、これら取材陣は一転して、この母親に殺到。地元メディアだけではなく、東京から駆けつけた新聞記者や放送記者、さらに週刊誌記者なども加わって、多い時は約100人が彼女に張り付き、外出した際にはマイクを突き付

けながら集団で移動するという異常事態が続いた。また、大量の取材車両が駐車したため、近所の人たちに不自由を強いることになった。

警察が強制捜査に踏み切っていない段階で、週刊誌がこの母親を犯人視し、母親の生い立ちや家庭環境などを大々的に報じた。それが、地元ではさらに噂を増幅させ、過疎の町がメディアによって騒然とする事態に陥った。この母親の実家前に報道陣が陣取り、彼女が買い物に出かけると10数台の報道陣の車が追尾するなど、目に余る事態になったため、5月24日、犯人視された彼女が平穏な生活を妨害されているとして、警察を通じて報道陣に取材の自粛を要請したのである。

これを受けて、秋田県内に拠点を置く報道機関15社で構成する「秋田報道懇話会」は対応を協議し、同日夕、玄関前での張り込みを中止するとともに、隣接地での待機を活字メディア2人、テレビ3人、車は各社1台に制限するとともに、プライバシーを侵害するような撮影を自粛し、“節度ある取材”を申し合わせた。さらに、同報道懇話会は日本新聞協会を通じて、日本民間放送連盟と日本雑誌協会に対しても、これら取材自粛の合意事項の周知徹底を要請した。⁽¹⁾現地の懇話会メンバーでない東京キー局や週刊誌、フリーライターなどが従来通りの過剰取材を行えば、地元メディアの自粛が意味を成さないからである。

しかし、週刊誌などが加盟する雑誌協会は張り込みの見合せに理解を示したものの、取材人数の制限については“現実的でない”と同意を留保した。実際、この人数制限については、メディアの間で異論があった。例えば、新聞社は記者とカメラマンだけでも良いが、テレビクルーの場合は最低でも数人必要で、しかも報道局だけではなく、ワイドショーのスタッフが別に現地に乗り込むことも珍しくない。また、地元懇話会が人数制限しても、現地とは関係のない東京のメディアはその規制に縛られないのか、あるいはメディアや記者クラブに属さないフリーライターはどのような扱いになるのか、という問題も浮き彫りになった。

このように、それぞれのメディアによって取材や報道の仕方や内容が異

なるため、取材の自由についての自主規制に対してメディアの間で対応が異なるのである。しかも、このような自粛措置は一つ間違うと真実の追求というジャーナリズムの使命を侵害しかねない危険性を含んでいる。そのような意味において、地元メディアの懇話会がどのような基準で取材規制をすれば良いのか、どの程度までの取材なら許されるのかという点を十分議論することは当然のことながら、本来は日本新聞協会や日本民間放送連盟、日本雑誌協会が、取材の自由や報道の自由というジャーナリズムの根本理念に立脚した普遍的な判断基準を構築しておく必要があるのでないだろうか。

容疑者といえども、有罪判決を受けるまでは無罪と推定されるべきというのが、法治国家の大原則である。その意味では、捜査当局が動いていない段階で特定の人物を犯人視して追い掛け回すようなメディア・スクラムは、法治国家の枠組みから逸脱しており、人権侵害的要素が大きいと言わざるを得ない。そして、このような過剰取材や興味本位の過剰報道の積み重ねが、国民の“メディア不信”を一層増幅させているといった過言ではない。ジャーナリズムには、事件や事故の「真相報道」という役割があることは言うまでもないが、その前提として被害者だけではなく、加害者の人権に対する配慮が求められる(このような狂熱取材合戦を経て6月4日、この母親は男児の死体遺棄容疑で逮捕され、さらに7月18日、女児殺害容疑で再々逮捕された)。

このようなメディア・スクラムに対するメディア界自身の反省や自粛、あるいは監視も徐々に進んでおり、1997年にNHKと日本民間放送連盟が報道被害に対する第3者の苦情処理機関「放送と人権等権利に関する委員会」(BRC)⁽²⁾を設立、朝日新聞も2001年に、「報道と人権委員会」(PRC)を発足させた。また2001年12月には、日本新聞協会と日本民間放送連盟が集団包囲するような強引な取材を自粛すること、被害者の通夜や葬儀、遺体搬送などの際、遺族や関係者の心情を踏みにじるような取材は控えるといったメディア・スクラム対策の見解を発表している。

2. 発表ジャーナリズムに依存した集団的誤報道

“犯人視報道”が前代未聞の大誤報、そしてメディア史上例のない冤罪報道になったのが、1994年6月27日深夜に発生した「松本サリン事件」である。長野県松本市内で発生したこの事件は、原因不明のサリン中毒で7人が死亡するという大惨事になったが、翌28日午後10時、長野県警は「第1通報者の会社員宅を被疑者不詳のまま、殺人容疑で家宅捜索し、薬品類を押収した」と発表する。この警察発表を受けて、マス・メディア各社は一斉にこの第一通報者を犯人視する報道を大々的に行ったのである。例えば、翌29日付「朝日新聞」(朝刊)は「会社員宅から薬品押収 農薬調合に失敗か」と報道。さらに、同日付社説では「毒物と隣り合う暮らしの怖さ」という見出しを掲げ、「これまでの調べでは、会社員は薬品の扱いに多少の知識があり、数種類の薬品から農薬を作ろうとして調合を間違え、有毒ガスが大量に発生したらしい。農薬は庭の除草に使おうとしていたという」「発生後、公民館などに避難していた住民は、ひとまずほっとしたことだろう」と警察発表を鵜呑みにした論説を展開した。社論である社説が、捜査が始まったばかりの事件について、これほどまで事実関係に踏み込んで書き込むのも珍しいが、疑いが掛けられた「第1通報者」が河野義行さんであったことは言うまでもない。

他紙の報道も同様で、同日付「読売新聞」(朝刊)は「『あの家が…』周辺住民あ然 除草剤調合? 原因わかり安ど」「会社員宅が有毒ガスの発生源と断定された」と大見出しで報じた。さらに、29日付夕刊において、朝日新聞は「雨の夜、不審な調剤 深まるナゾ」と報道。毎日新聞も「納屋に薬品20数点、以前から収集か 会社員を聴取へ」「(松本署は)自宅を殺人容疑で家宅捜索した男性会社員(44)の薬品調合ミスからガスが発生した疑いが強いとみて、重過失致死傷容疑で事情聴取を急ぐ方針を固めた」「事件直前に会社員が庭で薬品の調合中、何らかのミスが起きた疑いが強いとみて、最終的には容疑を重過失致死傷とする方針を固めた」と詳細な“河野さん犯人視報道”を行った。さらに、翌30日付「毎日新聞」社説は「怪

奇な事件の恐ろしい背景」というセンセーショナルな見出しを掲げ、同日付夕刊では「『薬品希釀中にガスが発生』会社員が供述」と“自供報道”にまで踏み込んだ。そして、朝日新聞夕刊は「調合ミスで発生 長野県警が見方固める」と報じている。

これらの報道はいずれも警察情報によるが、事件の第1通報者で自身も被害者である河野さんは、事件発生直後から入院中だった。本人不在の中、実名が掲載されないものの、河野さん犯人説が警察発表という形で連日報道されたわけで、30日、河野さんは弁護士を通じて事件への関与を全面否定し、犯人扱いしている一連の報道に対して異議申し立てを行った。

しかし、メディアは個人の反論より捜査当局の発表を信じて、河野さんによる農薬の調合ミスによって有毒ガスが発生したとの見方を変えなかつた。そればかりか、報道陣は河野さんの連行など強制捜査に備えて、24時間態勢で河野さんが入院している病院に張り付いたのである。ところが、翌1995年3月20日、東京の営団地下鉄で発生した地下鉄サリン事件(12人死亡)がオウム真理教による犯行と判明、その捜査過程で松本サリン事件も同教団による犯行であることが明らかになった。この時点において初めて、河野さんは被害者であって、事件とは無関係であることが裏づけられたのである。

メディアが捜査当局の発表に全面依存した結果、集団誤報になったわけであるが、どれほど警察発表を忠実に報道したに過ぎないと抗弁しても、その責任を捜査当局に転嫁することは出来ない。報道の結果、被害者である河野さんの尊厳を踏みにじったのは紛れもない事実で、被害者の人権を著しく侵害したメディアの責任が免罪されるはずはない。誤報を行ったメディア自身が、その報道内容についてきちんと訂正報道を行い、犯人視報道された河野さんに謝罪すべきなのは当然のことである。

実際、事態を重視した新聞社やテレビ局は95年4月以降、河野さんに対する謝罪報道を相次いで行った。朝日新聞は当時「会社員宅から薬品押収 農薬調合に失敗か」「調合ミスで発生 長野県警見方固める」などと報道

したが、河野さんがそのような農薬を調合した事実はなく、95年4月21日付朝刊で「河野さんに本社陳謝『農薬調合ミス』報道で」と謝罪。そして、6月14日付の社説においても「河野さんにおわびする」との見出しで、異例の社説謝罪を掲載した。読売新聞も同年5月12日付朝刊で「河野さんに読売新聞社 報道の1部に誤り」との見出しを掲げ、94年6月29日付朝刊「通報の会社員宅搜索、除草剤調合ミスか」、7月15日付夕刊「薬剤使用ほのめかす 事件直後に会社員」の2件の記事について、事実の裏付けがなく、確認もしていなかったと全面的に非を認める内容のお詫び報道を行った。

一方、発生当時、他社に比べてより多くの河野さん関連記事を掲載した毎日新聞は、95年6月6日付朝刊で「毎日新聞社、河野義行さんに謝罪」との見出しで謝罪記事を掲載。そこで、94年6月29日付朝刊「調合『間違えた』救急隊に話す」、同日付朝刊「『オレはもうダメだ』座り込む会社員」、6月30日付朝刊社説「怪奇な事件の恐ろしい背景」、同日付夕刊「会社員が供述『自分で希釀中ガス』などの記事が誤報だったことを認めた。これらの犯人視報道のいずれもが、河野さんの名前を出さない匿名記事だったが、報道した事実関係について捜査当局への確認が不十分で裏付けのない記事だったこと、さらに犯人視報道によって、河野さんが事件に関わっているとの印象を読者に与えたとして謝罪する内容だった。

同様の誤報を行ったテレビ各局も、日本テレビが95年6月2日の『ニュースプラス1』『きょうの出来事』、NHKは6月5日朝の『おはよう日本』、そしてTBSとフジテレビ、テレビ朝日は翌6日の夕方のニュースでそれぞれ謝罪・訂正報道を行った。また、政府も警察を管轄する最高責任者、野中広務・国家公安委員長(当時)が河野さんに謝罪したのである。

このように第1通報者で、しかも事件の被害者を犯人扱いする報道は、当初、警察がそのような疑いを持って捜査を進めていたこと他ならない。しかし、「河野さんが自供」といった誤った報道は、明らかに捜査当局の情報に基づいたものではなく、それを「警察の調べによると…」といった

表現で“飛ばし報道”をしたことは、メディア自身が河野さんを犯人視していたことの証左でもある。これはジャーナリズムの精神を逸脱したものであるが、その背景には日常的に警察という権力当局の発表に依存するあまり、メディア自身が自主的に事実を探求する努力を怠っていたことを意味している。いずれにせよ、この大誤報の裏に警察追従の発表ジャーナリズムがあったことは疑いがない。

表向きは国民や弱者の代弁者を標榜しているジャーナリズムであるが、実際は権力当局の発表を記者クラブという閉鎖空間において独占的に報道する悪弊によって、事実を独自に検証する取材が機能していなかったというのが実情ではなかったか。それがこの事件で表面化し、このような姿勢であるが故に国民の報道不信が醸成され、さらに国民から敵視されるのは当然である。

3. 殺人事件の被害者である死者への“冒瀆報道”

1990年代までの報道被害は容疑者に関するケースが大半だったが、その後、容疑者に加えて被害者の事件とは無関係なプライバシーを興味本位に暴き立てる人権侵害報道が目立っている。つまり、犯罪被害者の私生活に対する過剰報道被害で、これは犯罪被害者にとっては明らかにメディア報道による“2次被害”と言うべきものである。その典型例が「東電女性社員殺人事件報道」である。

この事件は1997年3月19日、東京都渋谷区のアパートの空き室で、東京電力本社経済調査室副長の女性社員(当時39歳)が絞殺死体で発見されたというもので、当の殺人事件より、何故、エリート・キャリアウーマンがそんな所で殺害されたのかにメディアの関心が集中した。とりわけ、読者の覗き見趣味に応えるのを売り物にしている週刊誌は、“昼と夜は別の顔”“退社後は夜の女”といった興味本位の私生活暴露合戦とも言える報道となつた。つまり、慶應大学卒の有名企業の独身キャリアウーマン故のプライバシー侵害報道で、そのこと自体は事件と直接事件とは関係ないが、一部全

国紙も同様の報道を行った。

例えば、97年3月25日付「毎日新聞」夕刊は「東電社員殺害事件、キャリアウーマン 夜の渋谷の『ナゾ』」という週刊誌顔負けの派手な三段見出しで、「ホテル街に近い駅前で毎晩のように姿が見られた」「手帳に十数人の男性の名前と電話番号が書いてあった」など、被害者のプライバシーを赤裸々に暴く記事を掲載した。つまり、同僚も知らない被害女性の退社後の“もう1つの顔”“夜の顔”的暴露で、これらの報道によって彼女の私生活が世間に明らかにされてしまった。つまり、彼女は殺人事件で身体的に殺された後、今度はメディアのプライバシー暴露報道によって社会的に“殺される”ことになったのである。

また、週刊誌の中には事件とまったく関係がないのに、“夜の顔”をアピールするために、彼女のヌード写真を入手して掲載したところもあった。これは、明らかに加害者、被害者を問わず、読者が興味を抱く情報なら何でも提供するという“売らんかな主義”で、ジャーナリズムの責務とされる「国民の知る権利」の対象から明らかに逸脱したものである。そのような観点から、このような報道は厳しく糾弾されるべきであることは当然であるが、このような犯罪的とも言えるプライバシー侵害報道はテレビのワイドショーや週刊誌、さらに夕刊紙やスポーツ紙においても大々的に展開した。夕刊フジは連日のように一面で報道、顔写真も掲載、ライバル紙の日刊ゲンダイはベッド写真をカラーで掲載したのである。

確かに、週刊誌や夕刊紙が事件の裏話を興味本位に暴露することは日常的に見られるが、この事件においては週刊誌ほどではないにせよ、毎日新聞と産経新聞が被害者の私生活に踏み込んで報道したのは異例だった。実際、このような被害者のプライバシー暴露報道には、具体的に捜査の手掛かりになるようなものは少なく、その報道に一体、どれだけの公共性があるのかと疑いたくなる。一種のイエロージャーナリズムと批判されても仕方がない。

その意味において、この件に関しては死者の人権を尊重する点から被害

女性の写真掲載を見送り、匿名報道にするといった配慮が必要だったのでないだろうか。つまり、メディアが応えなければならない「国民の知る権利」は、私生活に対する興味本位の覗き見主義ではなく，“良識ある知る権利”なのである。無制限に読者の欲求に応えることは必ずしもジャーナリズムの任ではなく、それは商業主義的に利益をもたらすかもしれないが、いつかは社会的信用を失って行くに違いない。

娘が何者かによって命を奪われたうえ、メディアによってプライバシーが容赦なく暴かれ、それが大々的に報道される事態に、母親が「娘はあくまでも事件の被害者です」「どうして娘のプライバシーが白日の下に晒されなければならないのでしょうか」「これ以上、亡き娘を辱めないで下さい」という抗議の手紙を週刊誌などメディアに郵送したのは当然である。また、人権侵害の事態を重視した弁護士グループが「これらのプライバシー報道は明らかに人権侵害」としてマスコミ各社に公開質問書を送付し、日本弁護士連合会も「これら一連の報道は興味本位でプライバシー侵害に当たる」との異例の談話を発表した。さらに、東京法務局も被害者の裸体写真を掲載した週刊誌の発行元の出版社に再発防止を求める勧告を行った。

東京電力という一流企業勤務、しかも総合職の独身キャリアウーマン、そんな華やかな女性の昼と夜の異なる仮面を剥がすという暴露報道は、一般的なプライバシー侵害を超えた“死体陵辱”にも等しい“リンチ報道”以外の何物でもない。抗議すら出来ない死者の弱みに付け込んだ、死者にムチ打つ凄まじい人権侵害報道である。この種の報道は女性を対象にしたものが多く、どれほど女性の社会進出や人権が重視されるようになったと言っても、一皮めくれば相変わらず女性蔑視の思想がメディア世界において存在することを図らずも露呈したケースだったのである。

第3章 「表現の自由」としての実名報道か匿名報道か

1. 少年法の理念と実名報道

個人のプライバシー意識が高くなり、社会全体において人権意識が強くなっている今日、報道する際に、それらのことに対する配慮が厳しく問われている。民主社会の根幹を成す“報道の自由”とともに、“報道されない自由”としての個人情報保護がそれで、その傾向は2005年4月1日に施行された「個人情報保護法」と同年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」によって、一気に加速された観がある。その最たるもののが、実名報道から匿名報道への潮流である。

この匿名報道への流れには、メディアによる過剰取材や被害者に対する配慮を欠いた報道被害が、メディア不信となって社会問題化していることも無関係ではない。とりわけ、最近の実名報道で問題視されているのが、少年法によって匿名が義務付けられている未成年者に対する実名報道である。ちなみに、少年法は61条によって、少年時の犯罪で起訴された者については氏名や年齢、職業、住居、容貌によって、その者と推知できるような記事または写真の新聞、出版物への掲載を禁じている（推知報道の禁止）。この法律に従って、新聞やテレビなど主要メディアは少年犯罪の容疑者に対して、基本的に匿名報道を行ってきた。

しかし、少年犯罪を取り巻く社会環境は、同法が制定された終戦直後と今日では大きく様変わりしており、とりわけ少年犯罪の凶悪化がクローズアップされている。日本新聞協会も、少年の人権保護より凶悪犯罪阻止という社会的利益の擁護が優先されるような特殊な場合においては、その容疑者が少年であっても、氏名や顔写真の掲載は許容されるのではないかという問題提起を行っている。また、警察庁も2003年、未成年のうち14歳から19歳までの事件容疑者については、例外的に公開捜査することが許されるという運用基準を通達している

そのような少年法に関わる様々な論議が交わされている中、2006年8月28日、山口県周南市の徳山工業高等専門学校で発生した女子学生殺害事件において、容疑少年が一部全国紙で実名報道されてジャーナリズム世界に衝撃が走った。この事件は、同高専土木建築工学科5年の女子学生(20歳)が学校内で殺害され、警察は同級生の男子学生(19歳)を殺人容疑で指名手配する。そして10日後の9月7日、現場からそう遠く離れていない所で自殺しているのが発見された。

これについて、TBS やフジテレビなどは少年法を遵守して匿名報道を行ったが、テレビ朝日と日本テレビはこの犯人少年の実名と顔写真を報道した。一方、翌日の新聞朝刊においては、朝日、毎日、産経、それに地元の中国新聞も匿名報道だったが、唯一、⁽¹⁾ 読売新聞だけがこの少年の名前を明かし、顔写真も掲載した。これまで、週刊誌が少年法に従わないで実名報道や顔写真掲載をするすることはあっても、全国紙が同法を無視して実名報道することは極めて異例なことだった。

一般的に、少年法に従わず実名報道するケースとしては、事件を起こした犯人の少年が逃走中で、殺人や放火など凶悪事件の再犯が極めて高いと判断される緊急事態、あるいは死刑が確定して社会復帰や更正の可能性が消滅した場合などが挙げられる。このほか、かつてとは違って最近の少年は18歳や19歳といつても成人と大差なく、極刑が求められてもおかしくない凶悪犯罪を起こすのも珍しくないことから、少年法の趣旨は尊重しながらも、メディア独自の判断で社会実態に合わせた報道姿勢を打ち出すべきとする見解もある。

徳山工業高専殺人事件で実名報道をした読売新聞は、同じ紙面にその理由について次のような「おことわり」を掲載した。「読売新聞社はこれまで、容疑者が未成年のため、匿名で報道してきましたが、容疑者が死亡し、少年の更生を図る見地で氏名などの記事掲載を禁じている少年法の規定の対象外となったと判断したことに加え、事件の凶悪さや19歳という年齢などを考慮し、⁽¹⁾ 実名で報道します」。実名報道をしたテレビ各局も、死亡によっ

て更生の機会が失われたことなど、同様の理由を挙げていた。つまり、少年法で匿名の理由とされている少年の未来における更生や社会復帰の可能性がなくなった以上、匿名にする理由が消滅したとする判断である。それに加えて、殺害された被害女子学生が20歳で実名報道されているのに対し、同級生の犯人少年がまだ誕生日の来ない19歳であることを理由に匿名報道というのはアンバランスという指摘もある。

読売新聞は死亡確認後、実名報道に踏み切ったが、警察がこの少年を殺人容疑で指名手配した際は匿名報道していた。しかし、自殺する可能性のある逃亡少年の身柄と生命の保護を考えるなら、指名手配された段階から実名報道にしていた方が良かったのではないかとする見方もある。このように、少年を取り巻く社会的環境の変化によって、メディアの対応が異なるのは当然で、少年事件の凶悪化が深刻な社会問題化している今日、少年法の内容が“時代遅れ”で、改正が急務とする意見も根強い。

実際、少年事件の異常性や凶悪性、社会に与える影響などによって、週刊誌が同法を無視して少年の顔写真を堂々と掲載した例もある。その代表的な例が、1997年5月に起きた神戸小学生連続殺傷事件である。この事件は、神戸市須磨区の小学6年生の頭部が切断され、中学校の校門に置かれるという獵奇的なもので、その口中には「酒鬼薔薇聖斗」と書かれた犯行メモが入れられていた。その後、神戸新聞社に「ボクはこのゲームに命をかけている」「もっと怒りと執念を持って、ぼくを追跡したまえ」という声明文が郵送され、また警察にも遅々として進まない捜査を嘲笑うかのような挑戦状が送付された。新聞やテレビなどマス・メディアは連日、この事件をセンセーショナルに取り上げたことは言うまでもなく、冷血で残虐な犯行から犯人像を推測するワイドショー的報道が満ち溢れた。

そして翌6月、犯人の中学3年生の男子生徒(当時14歳)が逮捕されたが、この少年事件はその残虐性ゆえにとりわけ教育関係者たちに大きな衝撃を与えることになった。しかし、犯行がどれほど凶悪であっても、少年法は犯人である少年の更生を前提にしているため、新聞やテレビは同法に従つ

て氏名や住所など、第3者に本人と推知されることのない匿名報道を行うしかなかった。ところが、写真週刊誌「フォーカス」は同法を無視して犯人少年の顔写真を掲載、さらに「週刊新潮」も目の部分を隠した少年の顔写真を掲載したうえ、実名も公表した。それに対し、朝日、毎日、読売、産経、神戸、京都新聞などは「少年法に抵触する」として、少年の目隠し写真のある週刊誌広告の新聞掲載を拒否した。

この事件を契機にして、少年事件報道の在り方がクローズアップされるようになったが、少年法は罰則が無いとはいえ、昨今の“報道される側の人権”が重視される社会風潮の中で、少年の人権を擁護する声は依然として根強い。その一方で、少年による凶悪事件が多発しているのも事実で、この点から少年法を改正して、犯罪少年により厳しい処置を取るべきとする声も強まっている。そのような様々な声がある中で、メディア全体がこの問題に取り組み、新たな報道基準を構築する必要があるのではないだろうか。

このように、少年を取り巻く社会状況の変化によって、匿名から実名への流れが顕著になっているが、そのような少年犯罪を巡るマス・メディアの論議とは別に、インターネットでは少年の人権を無視した情報や映像が飛び交っている。その代表例がネットの掲示板「2ちゃんねる」で、そこでは少年犯罪を専門に扱う投稿欄が常設され、ネットの匿名性を悪用して、他人のプライバシーや人権を侵害する悪質な書き込みが氾濫している。2003年7月に起きた長崎市の男児誘拐殺人事件では、犯人だった中学1年の男子生徒(当時12歳)について、マス・メディアは匿名報道を行ったが、「2ちゃんねる」にはこの少年の実名や住所、学校名などが書き込まれ、さらに顔写真も流されて、事実上の情報公開となった。

新聞やテレビが人権の観点から報道自粛しても、発信元の匿名性ゆえに責任が問えないインターネットでは個人情報が日常的に流されて社会問題になっている。また、事件や事故で死亡した子どもの写真をネットで収集し、それを無断転載するという非常識なケースも起きている。これらネッ

ト上の非倫理的な情報流通を取り締まる法律が十分ではなく、これら有害サイトの増殖とそこにおける人権侵害の罪を厳しく問う法体系の整備が急がれる。

2. 警察が実名か匿名かを判断する犯罪被害者等基本計画

実名報道は事実を明確化するという点においてジャーナリズムの原点であり、匿名報道はその例外的措置と言える。そして、どちらにするかは、これまでメディアが主体的に判断してきたが、昨今の人権重視や報道被害の拡大という潮流の中で、警察が実名か匿名か判断する傾向が顕著になっている。実際、それまでも一部の警察では、記者発表で実名を公表しながら「被害者は匿名を希望している」と匿名報道を要望するケースが増えていた。

そのような流れを決定付けたのが2005年12月、閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」である。これは事件や事故などの発表の際、被害者や関係者の名前を実名で発表するか、それとも匿名にするかの判断を警察自身がするというもので、これまでメディアが行ってきた「表現の自由」が警察に移ることになった。その結果、匿名報道は人名に止まらず、事件現場や会社名まで広がった。例えば、コンビニエンスストアへの強盗事件では、その店名が明かされないというケースもあり、その発表基準は警察によって異なる。

このような事態に対し、日本新聞協会は「警察は原則として実名で発表すべきで、それを実名にするか、匿名にするかはメディア自身が判断する」「警察が実名か匿名かの発表権限を握ると、警察の恣意的な運用を招く恐れがあり、結果的に国民の知る権利を脅かすことになりかねない」「発表の段階から匿名であると、メディアが事実関係を確認するための本人や周辺取材が不可能になり、ジャーナリズムに課せられた自主的な取材に基づく客観的な報道が出来ないことになる」などと反発して、内閣府に意見書を提出した。つまり、匿名発表では、メディアは加害者や被害者が誰か分

からず、裏づけ取材や関連取材が出来ないことになる。そして、発表内容の是非を検証できないまま、それを横流しするだけの“発表ジャーナリズム”に陥ってしまうというのである。

それは具体的には、警察内部の不祥事や公務員の事件などの際、身内意識で事実を隠蔽することが可能になることを意味し、そのようなケースは既に起きている。埼玉県の桶川ストーカー殺人事件で、警察の告訴調書の改竄が発覚したのは、記者が被害者の遺族を取材して初めて判明したわけで、このほかにも警察が失態を隠蔽するために匿名発表にしたケースもある。つまり、個人情報や人権保護を隠れ蓑にして、権力当局が「報道の自由」を抑制しようとしているとの疑念で、それは現実のものになりつつある。

そのような国民の知る権利の侵害状況を鑑みると、やはり、警察は事実をすべて実名で公表し、それをジャーナリズムが報道される側の事情や意向、権利などに配慮して、実名か匿名かを自主的に判断するのが民主社会の常道ではないだろうか。もし、警察が最初から匿名発表するというのなら、その根拠を明確に示す説明責任があるのは当然である。その一方で、被害者報道の場合、その是非は人権やプライバシー保護の観点から被害者自身、あるいは遺族が決定権を持っているとの見方もある。それは当然のことだ、メディアは報道の前に意思確認が必要であることは言うまでもない。ただ、事実の社会的重大性という点において、被害者の意に沿わなくても、報道すべき社会性や公益性があると認められるケースもある。

日本の戦後ジャーナリズムの原理は米国・英国の系譜にある。米国は修正憲法1条で「報道の自由」を保障しており、米英とも原則として被害者氏名の公表を是としている。英国では被害者が生存している場合、本人に公表の可否を確認することがあるが、死亡した場合、原則として遺族に確認する必要はない。また、警察が匿名報道を要望する場合は、メディアに対してその理由を明確にすることが義務づけられている。スウェーデンも同様で、警察は事件・事故の被害者の実名を公表するのが原則で、実名報道にするか否かは、メディアが自身の倫理綱領に基づいて自主的に判断し

ている。一方、ドイツとフランスはプライバシー保護を重視する観点から、匿名報道を原則としている。日本は、米国と同様、憲法21条によって「言論・表現の自由」が保障されているため、実名公表の有無についても、米英と同様の措置が妥当であることは言うまでもない。一歩譲って、匿名にする場合があったとしても、その判断は報道するメディア自身が行うべきで、その際の判断基準を各新聞社や日本新聞協会が協議して決め、社会に対して公表しておくべきではないだろうか。

2005年4月1日に施行された個人情報保護法は、ネット時代の到来とプライバシー権の社会的浸透に伴って、本人の同意なしに氏名や住所などの個人情報を第3者に提供することを禁じる内容になっている。同法は、権力や政治の不正を追及するジャーナリズム活動を抑制する意図があり、“メディア規制法”と呼ばれたが、施行とともに、官庁や企業が同法を楯に情報管理を強化し、メディアに対して情報公開を渋るようになったことは記憶に新しい。

その最たるもののが、同法施行直後の2005年4月、兵庫県尼崎市で発生したJR福知山線事故の際の被害者情報の開示規制である。同年4月25日午前9時18分、JR福知山線の塚口駅～尼崎駅間のカーブで、宝塚発同志社前行き快速電車が脱線転覆、近接するマンションに激突して乗客107人が死亡、555人が負傷するという前代未聞の大惨事となった。負傷者は現場周辺の28病院に搬送されたが、家族やマスコミなどからの安否問い合わせに対して、うち10病院が一時、個人情報保護法を理由に収容された患者の氏名公表を拒否する事態となった。

兵庫県立病院の場合、県当局に個人情報保護法に基づいて、どのように情報開示すれば良いのかを問い合わせ、本人の同意を得ることの必要性などが指示された。しかし、本人が重傷や重態といった場合、同意が得られなかつたり、問い合わせをした相手が本当に家族かどうかの確認に手間取るケースが相次いだ。このため、肉親の安否を確かめる問い合わせに、病院側が迅速に応じないことに対する批判が起きた。関西労災病院も、運び

込まれた入院患者に対して氏名公表の意思を確認をし、同意した患者だけの情報公開になった。これに対して、兵庫医科大学附属病院は従来通り、マスコミを含む安否の問い合わせに積極的に応えるとともに、院内に入院患者の氏名や年齢を書いた一覧表を張り出した。

この事故は、個人情報保護法が初めて適用されたケースであり、一部の医療機関は法律違反になるのを恐れて情報開示に萎縮するケースが目立った。しかし、大事故における負傷者情報の公開という公共性の強い事案であるだけに、事態を重視した厚生労働省は「人の生命、身体または財産の保護のために必要であり、本人の同意を得ることが困難なときは、同意がなくても第三者に提供できる」とする同法23条の例外規定を適用するとの運用基準を明らかにした。

それでは、同法施行でマス・メディアの対応はどう変わったのだろうか。報道を見る限り、これまでの報道とは違って個人の情報に極力、配慮する傾向が見られた。兵庫県警は発表の際、遺族の了承を得られなかっとして、死亡した犠牲者4人の実名を明らかにしなかった。いわゆる、匿名発表である。また、毎日新聞や読売新聞などはこの事故の負傷者が搬送された医療機関ごとに、病院名や性別、氏名、年齢などの一覧を掲載したが、朝日新聞はそれを掲載しなかった。ちなみに、掲載された負傷者数は毎日が382人、読売が392人だったが、負傷者がどの病院に収容されたかを報じる必要があるのかという疑問もあり、今後は朝日のように病院名の報道はなくなる可能性もある。

また、死者については顔写真の掲載が普通だが、個人情報保護法の観点からは勝手に掲載することは肖像権の侵害に当たり、やはり、事前に遺族の了解を得ることが必要であるのは言うまでもない。実際、遺族から何故、勝手に顔写真を掲載したのかと抗議を受けた新聞社もあり、事故発生2日後、神戸市に拠点を置く新聞社や放送局、通信社13社で構成する「兵庫県編集部会」がメディア・スクラムやプライバシー保護という点で、節度を持った取材を申し合わせることになった。

約1週間後、新聞各紙はこの事故の特集を展開する。5月1日付「朝日新聞」朝刊はこの事故で亡くなった犠牲者107人の一覧を掲げ、そこでは102人の氏名、年齢、住所、職業を掲載したが、これ以外の5人については匿名(性別と年齢は表記)扱いにした。5人のうち4人は、兵庫県警が「遺族の了解が得られない」として匿名発表していたもので、残る1人については、当初の実名発表後、遺族から匿名要望があり、それに従ったとしている。

一方、5月4日付「読売新聞」朝刊は102人の実名を掲載し、朝日と同様、県警が要望した匿名発表の4人については匿名報道ではなく、一切報道しなかった。また、事故を起こした運転士(死亡)を犠牲者とカウントしなかったため、犠牲者総数は106人となり、県警による匿名希望者以外すべて実名報道したことになる。5月5日付「毎日新聞」朝刊は県警の匿名希望者4人を含む6人を匿名扱いにし、それを除く101人の実名を掲載した。県警発表以外の2人の匿名報道については、「遺族から強い要望があった」としている。結局、各社とも警察の匿名発表を尊重し、その他の犠牲者についても、それぞれが実名報道の許可を得ていたことになり、その結果、県警発表の4人以外に了解が得られなかつたのは朝日1人、読売ゼロ、毎日2人ということになる。

同様の匿名報道はスマトラ沖大地震でも顕著で、日本人の犠牲者36人、行方不明者6人だったが、外務省が実名を発表したのは4人だけで、それ以外については遺族の了解が得られなかつたとしている。外国における事件事故の場合、外務省は現地警察の発表を踏襲して公表するというのが基本姿勢で、この地震ではあまりにも犠牲者が多く、現地で発表された日本人の名前はあまりなかつたため、同省が遺族の了解を得たのが4人だったのである。警察や外務省など当局が、最初からそれぞれの基準で匿名発表し、結果的に発表通りの報道になってしまっているのである。

このように、最近は報道される側の権利が尊重されているが、報道には社会性や公共性が伴つていてることも再確認する必要がある。つまり、ジャーナリズムには情報を得る人々に公共的な問題意識を持たせることによって、

社会的コミュニケーションを活性化し、社会の一員としての自覚を促すという役割も担っている。実際、個人はそれぞれがまったく孤立して生きているのではなく、社会の一員として生きていることをわけで、そのような民主社会では痛みを伴う情報を共有しなければ、社会性に富んだ“公の意識”が醸成されない。それ故、個と公共のバランスが求められるわけだが、ジャーナリズムの基本は個人の権利を尊重しながらも、あくまでも公共としての社会に奉仕するのが基本である。

そのためにも、人々が「公」の意識を持つこと、そして報道にリアリティーが求められるわけで、それが実現して初めて権力の監視というウォッチ・ドッグとしての役割を果たすことが出来るのである。そのことは、ニュースは原則として実名で報道すべきということになる。匿名報道では、当局の恣意的な情報隠しや誤りをチェックすることが出来ず、結局は“発表ジャーナリズム”にどっぷりと浸かった権力の広報機関に成り下がる恐れがあると言わざるを得ない。最近の報道環境は、ネット時代の到来で匿名化が顕著になっているだけに、ジャーナリズムは書かれる側の不利益に配慮し、信頼される自律機能を維持しながら、可能な限り、厳然たる「事実」をそのまま報道することによって社会的責任を果たすべきではないだろうか。

第4章 雑誌ジャーナリズムによるプライバシー侵害報道

1. 東京地裁による「週刊文春」出版差し止め仮処分

発表ジャーナリズムに埋没したり、巨大化し過ぎて時に権力との癒着が垣間見える大新聞やテレビ局と違って、週刊誌に代表される雑誌ジャーナリズムは、政治や権力の不正、腐敗、スキャンダルに挑む卓越した“摘発報道”で定評がある。それが引き金となって、政治生命が断たれたり、刑事事件に発展した例は枚挙に暇がない。つまり、権力とのしがらみのない憎まれっ子のメディアであるだけに、巨悪追及に情け容赦はなく、捜査権

力でさえ成しえない社会浄化に一役買っている。

実際、政治家や権力当局がもっとも疎ましく思っているのは、新聞記者でも放送記者でもなく、野に放たれた嗅覚鋭い“スキャンダル・ハンター”としての週刊誌記者ではないだろうか。それ故、政府や権力当局がコントロールの効かない彼らの手足を縛りたいと考えるのは当然で、新聞や放送と同様の「報道の自由」が保障されているにも拘わらず、記者クラブのメンバーでない彼らが権力中枢から情報を得るのは至難の業なのである。実際、2003年に成立した個人情報保護法は、新聞やテレビの自由な取材、報道行為を容認したのに対し、週刊誌など雑誌ジャーナリズムを規制の「適用除外」から外して、厳しく対処することになった。つまり、政治家を含む個人を取材する際、個人情報の保護を楯に厳しく制限が加えられたわけで、週刊誌は法律によって囲い込まれたとも形容できる。

この週刊誌ジャーナリズムは、「表現の自由」を最大限に活用した暴露報道ゆえに、しばしばプライバシー侵害や人権侵害のトラブルを引き起こしてきた。その象徴的な例が2004年3月に起きた「週刊文春出版禁止」事件である。これは、田中真紀子元外相の長女に対するプライバシー侵害で、⁽¹⁾この長女は「週刊文春」3月25日号(17日発売)に自身の離婚に関する記事が掲載されることを察知し、前日の16日、プライバシーの侵害を理由に同週刊誌の出版禁止(差し止め)の仮処分申請を東京地裁に行った。これに対し、週刊文春側は「田中前外相の長女は、田中家の後継者となり得る立場の人で、純粋な意味での私人に当たらない」「記事は田中前外相の後継問題に絡んだものであって、単なる個人的なスキャンダル記事には当たらない」「これらの理由から、この報道には公共性があり、一般の私人に対するプライバシー侵害には相当しない」などと反論、同号の出版は認められて然るべきとの見解を明らかにした。

これを受けて、東京地裁の担当裁判官は、長女側と週刊文春側双方から言い分を聴取する審尋を1回行った後、「週刊誌が発売されてしまうと被害救済が困難になる」と判断して、その日のうちに緊急避難的措置として

暫定的に命令を下す「出版禁止仮処分」を決定した。これは、民主社会に必要不可欠なものとして憲法が保障した「表現の自由」(21条)より、個人のプライバシー権が優先するという判断で、このことは出版の自由ばかりか、すべてのメディアを対象とした「報道の自由」の規制を意味するものとして、ジャーナリズムの世界に激震が走ることになった。

一般的に、憲法解釈に関わるこの種の申し立ては、複数の裁判官による合議で行われ、その決定理由についても「決定書」という形で詳細に述べられるのが通常である。しかし、この決定は1人の裁判官によって下され、しかもその法的根拠となる「理由」は、憲法の表現の自由との関係が詳述されないなど、異例なものであった。

この決定は、報道内容によっては司法が容易に出版を差し止めることが可能というもので、個人のプライバシー権が拡大している昨今の社会風潮を如実に反映したものと言えるだろう。実際、芸能人やスポーツ選手が週刊誌を相手取って起こしたプライバシー侵害や名誉毀損訴訟では、これまでの数倍という高額賠償額の支払いを命じる判決が相次いでいる。敗訴しても賠償額が低額であれば、雑誌は平気で同じような報道を繰り返し行うことが予想され、それを防ぐために裁判所は厳しい判決を下すようになった。このような高額判決は2001年を機に顕著になっていることから、司法の世界において一定の意思統一があったことは容易に想像できる。このような司法による締め付けを受けて、暴露報道や調査報道、スキャンダル報道を売り物とする雑誌ジャーナリズムは経済的に打撃を受けている。週刊文春に対する出版差し止めの仮処分決定は、このような逆境の中で下されたのである。

東京地裁による出版差し止めの仮処分決定の後、週刊文春側はすでに発送済みの週刊誌回収まで命じられていないと判断。全国の書店やコンビニエンスストアに配送した約74万部については、販売者側に販売の是非の判断を任せることにして、本社に残っている未発送の約3万部だけを出荷差し止め措置にした。その結果、この話題の週刊誌が全国各地で買い求めら

れるという皮肉な現象が起きたのである。

仮処分決定で週刊文春側が問題にしたのは、長女の記事に対する出版差し止め容認によって、結果的に同号に掲載されたその他すべての記事が差し止められてしまうという点である。そして、このような司法による事前差し止めが常態化すると、憲法が保障する表現の自由や報道の自由、出版の自由に対する規制がさらに拡大され、最悪の場合は司法権力による“事前検閲”に繋がる恐れがあるとの危惧が表明された。

実際、週刊文春に掲載された田中真紀子元外相の長女に関する記事は、長女の名前を敢えてタイトルや見出しに出さないなど、この種の記事としては、かなり抑制したトーンになっていた。⁽¹⁾また、離婚報道は誰もが好ましいこととは考えないが、同誌は長女が結婚した時も記事にしており、担当編集者は今回も、従来の雑誌ジャーナリズムの報道範疇から大きく逸脱するものでない、と認識していたと考えられる。もし、問題になるとしても、発売後の抗議や訴訟であって、このような事前差し止めの仮処分が申請され、さらに裁判所がそれを認めることはまったく予想していなかったに違いない。

それ故、週刊文春側は事前差し止めに対して「表現の自由を圧殺するもの」と猛反発したわけであるが、その一方で、一般的にこの仮処分決定を週刊誌の目に余るセンセーションナリズムに楔を打ち込むもの、それに対する警告として評価する声があったのも事実。つまり、この決定が憲法で保障された表現の自由を侵害する司法の暴挙だったのか、それとも売らんかな主義に傾倒する週刊誌の報道姿勢に対する“妥当な警告”だったのか、あるいはそのような司法によるジャーナリズムへの介入は是か非かなど、これを契機に様々な問題点がクローズアップされ、論議を呼ぶことになったのである。

それでは、大衆に絶大な影響力を持つテレビニュースのキャスターたちは、この週刊文春出版禁止仮処分について、一体どのようなコメントをしたのだろうか。17日夜の『ニュースステーション』の久米宏と『NEWS23』

の筑紫哲也のコメントを次に紹介する。

久米宏「僕は、週刊誌に割と書かれる機会の多い人間なんんですけど、麻痺しているかもしれないんですけど、今日の(週刊文春の)記事を読む限り、差し止めにするとか、それほど内容のある記事ではないんですね」(2)

筑紫哲也「話は別なようで繋がっているのですが、イラクの自衛隊取材の制限とか、個人情報保護法は来年から施行されますしね、司法の判断というのは、こここのところ、ずっとこういう問題に厳しくなってきている。これは自由に報道する表現するというものに、非常に段々やりにくい状況にきているのは、確かなのですね。一方で、週刊文春の記事を読んでみたけれど、これは伝える公共性があるという主張は、ちょっと難しいかなという気もしますけどね。そういうものに口実を与えないように、こちら側もきちんとしないとかん、ということもあるでしょうね」(3)

両番組とも、この出版禁止の仮処分決定について、表現の自由や報道の自由を侵害するものと批判的に報道しており、久米、筑紫両キャスターはそれらの事実報道を踏まえたうえでコメントをしている。そして、それは長女の離婚報道が週刊文春が敢えて取り上げるほど重要なニュースとは思えないとする判断、さらに社会の根幹を揺り動かすほど重大事でもないこの程度の記事で、裁判所が出版を禁止してまで表現の自由を規制する必要はないという点で一致していた。

2人のコメントを比較すると、テレビ出身の久米宏が仮処分決定に対する疑問を素朴な形で表現したのに対し、新聞記者出身の筑紫哲也は司法当局の雑誌ジャーナリズムに対する圧力が強まっている昨今の潮流や、司法判断の根拠となる記事の公共性の問題、さらには司法介入を招かないため

にも、メディア側にプライバシー報道の自制が望まれると主張するなど、多岐にわたってバランス良く論じており、その解説は秀逸なものであった。

2. プライバシー重視の司法判断と雑誌ジャーナリズム

文春側はこの地裁決定を不服として即刻、東京地裁に異議を申し立てた。これを受け、同地裁は別の裁判官3人の合議による審議を開始し、3月19日、最初(16日)に出された出版差し止め仮処分決定を「妥当」と判断して、再度、田中真紀子元外相の長女側の言い分を認め、週刊文春側の異議を退けた。

最初の決定は「決定理由」を示さなかったが、今度は週刊文春の記事内容に公共性や公益性が認められないと認定し、それを理由に当件がプライバシー侵害に相当するとの判断を示した。また、プライバシー権について「長女の私事(離婚)が、公共の利害に関するものでないことは明らかで、そのことが他人に広く知られるという形で侵害されてしまった後では、名誉の回復は困難」と明示して、事前差し止めは止むを得ないと判断したのである。プライバシー権の保護を理由に、週刊誌の暴露報道を断罪したわけであるが、週刊文春側はこれを不服として、今度は東京高裁に保全抗告を申し立てる。

元来、プライバシー権は他人に知られたくない私生活上の個人的情情報を猥りに公開されない権利あるいは自己情報を管理する権利で、憲法に明文規定がないものの13条の幸福追求権の1つとされる。一方、名誉権は社会的評価に関わるもので、名誉毀損によって侵害された評価は事後の法的措置によって回復可能であるが、前者のプライバシー権は報道されてしまうと回復不可能とされる。一連の地裁決定はこのような判決のもとで下されたわけだが、最高裁はプライバシーの侵害だけを理由とする出版物の事前差し止めは、余程の理由がない限り、容認していなかった。つまり、プライバシーの保護は個人の権利として重要ではあるが、その侵害によって個人の社会的生命が失われるなど、致命的な損害を被る場合を除き、民主社

会の根幹を成す「表現の自由」や「出版の自由」の保護を優先するという見解を取っていた。

その象徴的な判例として知られるのが、1986年6月の「北方ジャーナル事件」に対する最高裁大法廷判決である。これは、同ジャーナルが北海道知事選立候補予定者の批判記事を掲載しようとしたことに端を発する。つまり、そのような理由で発行差し止めが容認されたことに対し、同ジャーナルが事前差し止めは違憲であるとして国に賠償を求めた裁判で、最高裁大法廷は「出版物の事前差し止めは、あくまでも例外的な措置であるべき」としたうえで、プライバシー権の保護を理由に事前差し止めが許容される要件として「報道内容が事実でないか、公益を図る目的でないことが明白であって、かつ被害者が著しく回復困難な損害を被る恐れがある場合などに限定べき」とする判断基準を示したのである。

ところが、週刊文春問題の場合、東京地裁は連続して最高裁が重視した「表現の自由」よりプライバシーの保護を優先する決定を下したわけで、その是非と報道内容の公益性について、上級審の東京高裁がどのような判断を下すのか注目された。そして3月31日、東京高裁は2度に亘るこれまでの地裁決定を覆し、プライバシー権より憲法に保障された「表現の自由」を優先する判断を示して、出版差し止め仮処分の決定を取り消したのである。最高裁判例に準拠して週刊文春側の逆転勝訴となつたわけだが、田中家側が最高裁に異議を申し立てなかつたことから、この決定は判例として確定することになった。

この高裁決定は「表現の自由は、民主主義体制の存立と健全な発展のために必要で、憲法上もっとも尊重されなければならない権利」としたうえで、「出版物の事前差し止めは、この自由に対する重大な制約で、これを認めるには慎重なうえにも慎重な対応が要求される」と個人のプライバシー権より表現の自由を優先すべきとする判断を明解に示した。つまり、最高裁判例と同様、極めて例外的な場合でなければ、差し止めは許されないとする判断である。そして、出版物の事前差し止めが容認される要件と

して、「記事内容が公共の利害に関するものではなく、その掲載に公益目的のないことが明白であること、さらに公表されることによって書かれる側が著しく回復し難い重大な損害を被る場合」と例示した。

このような判断基準を明示する一方、高裁決定は「田中真紀子元外相の長女が、現段階では政界入りするかどうかは单なる憶測に過ぎず、訴えた長女は文春側が主張するような公人と認められない。それ故、今回の報道には公共性がないと認定せざるを得ない」と判断した。つまり、週刊文春が報じた記事の内容は一私人の私事に属するもので、その報道によって個人のプライバシーが侵害される可能性は明白であると断じたのである。

ただ、この報道によって被害者が被る損害の程度を検討すると、「長女の私事(離婚)それ自体は、社会的に非難されたり、人格的に負をもたらすほど重大な事柄ではなく、日常生活において人々がよく耳にし、よく目にする情報の一つに過ぎず、これらの事情や背景を総合的に勘案すると、出版の事前差し止めを認めなければならないほど、プライバシー侵害によって重大な損害が出るとは思われない」と結論づけた。つまり、週刊文春の記事によるプライバシー侵害の事実は明らかに存在するが、その私事の内容については、出版の事前差し止めを容認するほどの重大性はないというもので、結果的に「表現の自由」に優位性を持たせる決定となった。

3. 週刊誌の覗き見主義的報道姿勢を批判する新聞論調

このように、メディア側が危惧を抱いたプライバシー権の過度の保護による表現の自由や報道の自由の制限は、現実的バランス感覚を重視した高裁の逆転決定によって杞憂に終わることになった。それでは、この問題について、同じ活字メディアである新聞は一体、どのような論調だったのだろうか。東京地裁が最初に下した出版禁止仮処分決定について、全国紙が掲載した3月18日付社説(産経は「主張」)の見出しへ次の通りである。

朝日新聞 「警鐘はわかるけれど」(3)

読売新聞 「プライバシーの侵害は明らかだ」（4）

毎日新聞 「販売差し止め命令に驚いた」（5）

産経新聞 「出版の自由に抵触の恐れ」（6）

それぞれの社説の中身を比較すると、リベラルな論調で知られる朝日新聞と毎日新聞が、出版差し止め仮処分を認めた地裁決定に対して、真っ向から批判していない点が注目される。全面的に週刊文春の肩を持つわけにいかなかったのは、この報道には国民の知る権利に応える公共性が認められないということに加えて、週刊誌ジャーナリズムが日常的に行っている興味本位のプライバシー侵害報道を苦々しく思っていたことが背景にあったからと思われる。

つまり、地裁の仮処分決定は「表現の自由」に対する司法という公権力の介入で、それは言論統制に繋がりかねないから反対ではあるが、かといって雑誌ジャーナリズムにおける報道実態は公益目的というより興味本位なものが多く、積極的に支持するわけにはいかないというのが本音ではなかつたか。それ故、表現の自由を抑制する地裁決定に対して、「警鐘はわかるけれど」（朝日）「販売差し止め命令に驚いた」（毎日）といった奥歯に物が挟まったような見出しへになったと思われる。

それに対し、朝日や毎日より保守的な論調で知られる産経新聞は、憲法の精神に照らして出版の自由に抵触する恐れがあると、地裁決定を真正面から批判するものだった。一方、読売新聞は、新聞に掲載する週刊誌の広告の見出しがあまりも刺激的でスキャンダラスな場合、その部分を強制削除するなど、センセーショナリズムを売り物にする週刊誌ジャーナリズムに日頃から厳しい姿勢を取ってきた。そのような経緯もあって、文春問題でも「プライバシーの侵害は明らか」と地裁決定を全面支持して、産経と対極的な論調となつた。

さらに、東京高裁が地裁の二度にわたる差し止め仮処分決定を覆し、プ

ライバシー権より「表現の自由」を優先するとの判断を下した際、これら新聞各紙の社説(4月1日付)の見出しあは次の通りである。

- | | |
|------|-----------------------|
| 朝日新聞 | 「取り消しは当然だ」(8) |
| 読売新聞 | 「『プライバシーの侵害』は動かない」(9) |
| 毎日新聞 | 「妥当な司法判断にホッとした」(10) |
| 産経新聞 | 「『出版に自由』保護は妥当」(11) |

朝日、毎日、産経新聞は個人のプライバシー権より「表現の自由」を優先させた高裁決定を一様に評価した点で一致している。ただ、この中で、毎日は最初の仮処分決定時の「販売差し止め命令に驚いた」に引き続き、高裁決定も「妥当な司法判断にホッとした」と、この種のテーマにしては感情的とも言える表現をしている点が気にかかる。憲法に保障された表現の自由や報道の自由という民主社会の基本的権利が侵害されるかもしれないという重大事に対し、ジャーナリズムの大御所的存在である全国紙の社説タイトルが「驚いた」「ホッとした」では何とも重みに欠け、稚拙と誹られても仕方がない。社説の中身が充実していただけに、もう少し思慮深い見出しが求められる。

朝日は最初の地裁決定時、プライバシー保護と週刊誌ジャーナリズムの報道の自由という双方に配慮した結果、「警鐘はわかるけれど」という歯切れの悪い見出しだったが、高裁決定では一転して「取り消しは当然」とメディア寄りに舵を切った。これに対し、地裁・高裁決定時とも終始一貫していたのが産経と読売で、産経は地裁決定時の「出版の自由に抵触の恐れ」、高裁決定時の「『出版に自由』保護は妥当」と、雑誌ジャーナリズムの報道する権利を全面的に擁護する姿勢を貫いた。同紙は「正論路線」に象徴されるように信念を貫く姿勢が保守層から支持されているが、この件に関しても論調に揺れがないという点において評価できる。

これと対照的なスタンスを取った読売は、地裁決定時に「プライバシー

の侵害は明らか」、さらに高裁決定時も「『プライバシーの侵害』は動かない」と終始、雑誌ジャーナリズムの覗き見主義的報道姿勢に批判的な論調だった。表現の自由という大局に立たず、週刊誌批判の司法当局と歩調を合わせた形である。確かに、週刊誌にはセンセーショナリズム(扇情主義)やスキャンダリズム、ゴシップなどイエロージャーナリズム路線が顕著ではあるが、その一方で新聞やテレビが踏み込めない政治家や権力者のスキャンダルを大々的に取り上げるなど、その社会的存在意義は決して小さくない。しかし、新聞労連は抗議声明すら出しておらず、同じ活字メディアの新聞に当事者意識が希薄だったことは事実で、司法が「報道の自由」を規制するようなこの動きに対して、メディアはやはり小異を捨てて大同団結すべきではなかっただろうか。

4. 雑誌ジャーナリズムに求められる人権意識と公益性のある報道

新聞各社が、大なり小なり週刊誌ジャーナリズムの報道姿勢に疑問や不信感を抱いているのは事実である。芸能人やスポーツ選手を追い掛け回し、凡そ、世の人々に知らせる必要性があるのかと首を傾げたくなるようなゴシップを垂れ流し、結果的に個人のプライバシーや知られたくない権利を踏みにじる行為が、憲法によって保障された「報道の自由」に値するのかという疑問である。著名人や権力者の隠れた素顔やスキャンダルを暴いて、大衆の覗き見趣味や反権力意識を満足させる週刊誌ジャーナリズムは拍手喝采で迎えられると同時に、眉をひそめられるという両面を持っている。しかし、これまで担ってきた社会不満解消の代弁的役割は、双方向機能を持つインターネットに取って代わられ、部数の大幅減に象徴されるように、雑誌ジャーナリズムは確実に凋落しつつある。

本来の“権力の闇”を暴くといった調査報道機能も衰退して、記事そのものも、まず「見出し」ありきで中身が伴わず、記事に対する信頼度は低くなる一方。そのような雑誌ジャーナリズムに向ける国民の厳しい視線や世論を背景に、司法はより厳格な公益目的という認定基準を採用しつつあ

るようと思える。このような雑誌ジャーナリズムを取り巻く状況に鑑みて、週刊文春問題では、地裁段階で「表現の自由」があまりにも広義に解釈され、「報道の自由」が悪利用されているのではないかと判断したことは想像に難くない。つまり、当初の仮処分決定の意義は、週刊誌ジャーナリズムの行き過ぎに対する警告、さらには猛省を求めたとも言え、最終的に高裁が予定調和的に現実的なソフトランディングを図ったとも考えられるのである。

また、この仮処分問題でプライバシー侵害の有無を判断するポイントとなつたのが、田中真紀子元外相の長女が純粋な私人なのか、それとも公人に近い存在なのかという点である。つまり、そのことが記事の公共性の有無に密接に関連して来るわけで、高裁決定では「私人」と認定された。しかし、名の知られた元外相の長女が、一般サラリーマンの娘と同じレベルの私人であるかとなると、そうでないのは明白である。とりわけ、田中家は祖父の田中角栄元首相をはじめ、両親とともに国会議員という名の知られた一家で、母親の田中真紀子元外相の知名度やメディア露出は、国会議員の中でもひと際、突出したものがある。このように、政界でも群を抜く知名度と注目度を誇る政治家の家族の場合、ある程度プライバシー権の抑制を強いられても仕方がないというのが、一般的社会通念と言えないだろうか。

政治家は、都合の良い時には積極的にメディアを利用して顔を売り、それを勢力拡大や選挙に利用する傾向にある。息子や娘の結婚式に各界の著名人を多数招き、それがメディアに取り上げられたとしても、それを忌み嫌うことは少ない。米国において、メディアを通じて盛んに“家族愛”をアピールすることが、選挙戦におけるもっとも重要なプロパガンダとなっているのである。そのような観点も加味しながら、その家族が日常的にどれほどメディアに露出していたかということも重要な判断要素ではあるが、政治家の家族に対してどの程度のプライバシー報道までが許容されるのかという判断基準が問題となる。「結婚」は報じて良いが、「離婚」はいけないのかということも含めて、メディアも司法当局も基準を明確に示していく

ないのである。

憲法21条で保障された「表現の自由」には、事前抑制の原則的禁止の保障が含まれ、その精神から検閲禁止が定められている。そのような観点から、最後に高裁で覆されたとはいえ、地裁において2回連続で事前差し止めの仮処分決定が下されたことは、「国民の知る権利」を侵害する検閲に相当すると判断されても仕方がない。それは民主主義の息の根を止める検閲の復活という悪夢にも通じる。司法であれ行政であれ、権力がいったんメディアコントロールに味を占めると、それは必ずや加速し暴走することは歴史が証明している。司法が出版そのものを事前に差し止めるという“伝家の宝刀”を抜くことは、言論統制に繋がりかねず、余程の重大事あるいは回復不可能な差し迫った場合に限定され、例外中の例外でなくてはならないのは自明の理なのである。

冒頭で述べたように、雑誌ジャーナリズムはその報道姿勢が厳しい批判を受ける一方で、それ相応の社会的存在意義があることも忘れてはならない。その意味において、雑誌ジャーナリズムを見殺しにしないで、メディア全体が危機感を共有すべきではなかったか。メディア間競争を念頭に、週刊誌報道が衰退すれば、その分だけ商業的に優位に立てると考えるメディアがあったとすれば、それはあまりにも権力の底力や怖さを知らない所業と言わざるを得ない。いつの世も、権力というものはそんなに甘くはないのである。

第5章 政治報道における公平性とは何か ——椿報道局長発言問題から

1. 反自民選挙報道指示の恣意的な告白と放送法における政治的公平性

テレビ報道の影響力は、いまや新聞のそれを遥かに凌駕し、その報道姿勢いかんで時の政権の支持率が左右されるなど、「テレビと政治」の関係がクローズアップされている。それに呼応する形で、テレビの人気番組に

出演して顔を売るタレント気取りの政治家が蔓延り、安直なテレボリティックスが常態化している。しかし、これまでのテレビと政治の歴史を振り返ると、それは政治権力によるテレビ報道への圧力であり、それに対してテレビ側からの反発もある。つまり、テレビの巨大な社会的影響力ゆえの対峙や対立であるが、その中で政治権力がもっとも神經質になるのが選挙報道である。

その代表例と言うべきものが、1993年9月21日に起きたテレビ朝日の椿貞良・報道局長発言である。この“事件”は同年10月13日付「産経新聞」朝刊の報道によって表沙汰になったが、それは9月21日、椿報道局長(当時)が日本民間放送連盟(民放連)の放送番組調査会にゲストスピーカーとして招かれたことに端を発する。同局長は「政治とテレビ」と題した講演において、「7月の衆院選で非自民政権が生まれるよう報道指示した」との爆弾発言をし、「(政治的)公正であることをタブーとして挑戦した」「公正な報道に必ずしも拘る必要はない」と赤裸々に告白。つまり、意図的に“反自民”的な選挙報道を指示したという衝撃的内容だったわけである。さらに、テレビ朝日の反自民選挙報道が自民党敗北の一因として、自民党が誕生した細川政権を「久米・田原連立政権」と揶揄していたことにも言及して、「感慨深いことだった」と述べたという。

この衆院選は、細川護熙の日本新党ブームによって自民党が惨敗を喫し、保守合同による自由民主党結党以来、わが国政界を主導してきた自社2大政党の55年体制が崩壊するという歴史的ターニングポイントとなった。そして同年8月、非自民政権である細川連立内閣が誕生するが、自民党はテレビ朝日など一部の民放テレビによる意図的な反自民偏向報道が政権交代の引き金になったと非難。中でも、久米宏の『ニュースステーション』(テレビ朝日)と田原総一朗の『サンデープロジェクト』(同)を名指しして、それらの番組の後押しによって細川新政権が誕生したと批判していた。そのような選挙報道批判が渦巻く中、産経新聞によって明らかにされた椿局長発言は、これらの指摘を裏付けるものであつただけに、メディア関係者は

驚愕し、自民党から轟々たる非難が湧き起こった。そして、テレビの選挙報道における“政治的公平性”を巡る大論議へと発展していく。

産経新聞報道とは別に、民放連の放送番組調査会月報によると、椿局長の発言は次のような趣旨だったという。“今回の選挙で、55年体制は崩壊するのではないかと実感したし、国民もそれを望んでいると受け止めた”

“テレビは新党の報道に傾斜したとの見方もあるが、これがいま社会に吹いている風と判断して、一連の報道が行われたものと思う” “細川体制を生み出した原動力はテレビだと思う” “テレビの政治報道は新しい時代にあって、当然、変えて行かなくてはならないと思う” “NHK的な公正さよりも、如何に聞きたいことを、如何に掘り下げて行くかが、視聴者の求めるものとして重視したい”。産経新聞と同趣旨の発言であることが見えるが、これが事実であるとすれば、公平な姿勢が求められる選挙報道において、テレビ朝日の姿勢が厳しく問われるるのは当然である。

一般的に、報道には国民の基本的人権である知る権利に応えるという公共性と、それに伴う公正で公平な報道姿勢が義務づけられている。もし、椿発言が指摘したように、非自民政権の誕生を意図した恣意的選挙報道が組織的に行われていたとすれば、それは国民の負託に応えるジャーナリズム精神そのものが毀損されたことを意味する。とりわけ、「電波法」によって免許制となっている放送の場合、その内容は放送法によって公正、公平原則が厳しく規定されている。

2. テレビにおける選挙報道と公職選挙法、放送法との関係性

ジャーナリズムに立脚する報道そのものは、「表現の自由」として憲法21条によって保障されている。そこでは新聞や放送、出版などの言論の自由も、同様に基本的人権として保障されている。ところが、テレビ報道の場合は放送法の規定が存在するわけで、もし椿発言に示されたような恣意的な報道が実際に行われていたとすれば、それは同法に抵触する可能性が出てくる。

選挙報道については、この放送法と併せて公職選挙法も密接に関連している。同法は、151条の3において「選挙に関する報道又は評論について放送法の規定に従い放送番組を編集する自由を妨げるものではない」「ただし、虚偽の事項を放送し又は事実をゆがめて放送する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない」と規定している。つまり、虚偽の事実など悪質な作為がない限り、選挙放送において番組編集の自由を保障するというメディアに理解を示した寛容な内容となっている。それ故、これまで同法に抵触するとして問題になったケースは、投票直前の選挙情勢報道におけるアナウンスマント効果ぐらいである。「自民党優勢」と報道されたため、支持者の動きが鈍って敗北したことに自民党が異議を唱えたもので、同党から事前の情勢報道規制を求める声が上がったが、その後は沈静化している。

これに対して、放送法は国有財産としての電波利用という観点から、放送の姿勢について、その公共性や公平性を厳しく問う内容となっている。同法1条では「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保する」という基本原則を明示し、放送の健全な発達を図ることが同法の目的であると謳っている。また、3条は「何人からも干渉され、又は規律されることがない」と放送番組の編集の自由を保障しているが、その健全な放送の実現のために、3条の2①(放送番組編集準則)において「公安及び善良な風俗を害しない」「政治的に公平」「報道は事実をまげない」「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにする」という諸条件を課している。

このように、放送法はその放送内容に対して厳しい目を光らせているわけで、自民党はこの椿局長発言のケースは同法違反と主張した。つまり、テレビ朝日の選挙報道は同法1条に謳われた「不偏不党」と、3条の2①の「政治的公平」の規定に抵触するというのである。一般的な法解釈では、後者の政治的公平性に対する規定は、あくまでも憲法によって保障された「表現の自由」を大前提にしたもので、選挙報道において候補者や政党を

形式的かつ厳密に平等に取り扱うよう要求したものではない、とする見解が大勢を占めている。

しかし、この規定の遵守の有無の判定は、番組内容をどれほど検証しても、客観的举証は困難というのが実情で、同法はその举証責任や公平性に対する判断基準を明示していない。つまり、これらの諸規定は倫理的な義務と解釈されているわけで、そのことは過去において同法違反を理由に電波を止める停波や免許取り消しが一度もなかったことからも明白である。

しかし、椿発言は政権交代に直接関わる重大事で、その発言内容も社会通念を逸脱した恣意性が顕著であることから、郵政省(当時)の放送行政局長は「放送法に違反する事実が認められれば、当然のことながら一定期間、電波を止めることも可能」などと、自民党の批判に配慮した発言をしたのである。それでは、新聞各紙はこの問題についてどのような論調で報道したのだろうか。朝日新聞の10月15日付社説(「過信への自省がまず大切だ」(タイトル))は次の通りである。「テレビメディアの過信、おごりといわれても仕方がない」「放送局は『電波の公共性』を理由に免許事業とされ、『不偏不党』『政治的公平』を法律によって義務づけられている。これは、新聞メディアがそれぞれの倫理綱領などで、自主的、自発的に『不偏不党』をうたっているのとは、まったく次元が違う拘束である」「放送局に政治的主張についての自制を要求すると同時に、外部の政治勢力の圧力に屈してはならぬ義務があるということだ。その意味で、『放送の公正』は放送人が最低限守るべき基本的倫理といつていい」。⁽¹⁾ テレビ朝日の“親会社”とは思えないような痛烈な批判である。

一方、そのライバルともいべき読売新聞社説(同日付)は(「公正を侵したテレビの政治報道」(同))はこれを上回る辛辣な調子で椿批判を展開した。「何という思い上がりだろう」「発言には、民意や世論を左右できるとの思い上がりが読み取れる。世論操作に道を開く、きわめて危険な考え方である」「客観的な報道を装い、その裏に特定の意図や目的を隠すのは、報道の公正、中立を損ない、外部からの介入を招く自殺行為だ」「今回の発言が、

個人的見解でなく、報道の最高責任者として、一線に指示あるいは影響を与えたのであれば、明らかに放送法違反だ⁽²⁾。この論説で特徴的なのは、朝日が政治的公平性を基本的倫理という言葉で表現したのに対し、読売は自民党の批判と同様、放送法違反と明記した点にある。

3. 政治的疑惑による椿局長国会喚問とテレビ朝日による真相究明

テレビ朝日は、産経新聞が報道した直後の10月19日、この椿局長発言について「個人的見解とはいえ、放送法の不偏不党や政治的公平に反すると疑われ、放送人としての自負と良識を欠いたもので、遺憾である」との見解を発表した。しかし、実際にそのような政治的不公平な報道があったかどうかについては、「椿報道局長に誤解を招く不適切な発言があったのは事実だが、社内の報道、制作現場にそのような偏向に類する指示は一切なかった」「放送された番組にも、指摘されるような偏向や不公正を疑わせるものはなかった」と全面否定した。

しかし、衆議院政治改革調査特別委員会は「事実関係に疑問がある」として、翌二〇日、椿報道局長の証人喚問を決定する。一方、業界内部のオフレコ扱いの発言内容を外部に漏洩させた民放連の自民党に対する対応は驚くほど迅速で、同月22日、それまで存在を否定していた椿発言の録音テープや速記録などを急遽、郵政省に提出し、恭順の意を示したのである。

そして10月25日、椿局長は衆議院政治改革調査特別委員会に証人として喚問される。自民党議員たちの険しい視線の中、同局長は平身低頭して、次のようなお詫びの言葉を口にした。「私が行った不必要、不用意、不適正な発言が、皆様に大変ご迷惑をおかけしたことを心からお詫びします」「自負というか、驕りというものが先にあって、ああいうような常識を欠いた不適切で脱線的な暴言をしたと思います」「結果的に、まるで自分の手柄であるかの如く発言した、明らかなフライングの発言でした」「あまりにも荒唐無稽な放言で恥ずかしい」。自身の発言の不適切さを全面的に認め、陳謝したわけであるが、実際に偏向報道を指示したか否かについて

は、テレビ朝日の調査報告(10月19日)を踏襲して、「本当に、そのような指示をしておれば放送法違反だが、報道局員にそのように報道せよと指示、示唆した事実はまったくありません」と全面否定した。つまり、民放連での発言を覆し、反自民という恣意的な報道の指示はしなかったとするもので、それ故、自民党が指摘するような放送法の政治的公平性に抵触する事実はないと主張したのである。

実に、歯切れの悪い釈明証言であるが、産経新聞と読売新聞は翌26日付社説(産経は「主張」)で、“公正な選挙の侵害”“偏向報道”などとして、引き続きテレビ朝日批判を展開した。

読売新聞：『深めたかった報道の自由と責任』(タイトル)(国会喚問について)「椿氏の発言内容が同社報道局の公的な立場で実行されたのなら、放送法や公職選挙法に違反する恐れがあるからだ」「選挙の公正を損なうような報道は単に1民放局だけの問題ではない。民主主義の根幹にかかわる重要問題だ。この点の突っ込んだ議論が(国会喚問で)なかったのも残念だ」。⁽³⁾

産経新聞：『公正さの内部検証を急げ』(同)「この調査会は単なる内輪の勉強会とはわけが違う。やらせ事件の続発を契機に発足、放送の問題点を総点検して国民の疑問や批判にこたえるのが主な役割である」「椿発言は、意図的な偏向報道をうかがわせるものだ。これについても『荒唐無稽』⁽⁴⁾という説明では済まされない」。

選挙の公正さを毀損するような報道姿勢は、放送法違反の可能性があり、民主主義の根幹に関わる深刻な問題とする批判である。これに対して、毎日新聞はこの2紙とはまったく異なる視点で、しかも真っ向から対立する見解を示した。つまり、この国会喚問そのものがジャーナリズムに対する政治権力の威嚇とする社説(同日付け)を掲げたのである。

毎日新聞：『政治的思惑ちらつく「椿喚問」』(同)「(椿氏の)国会喚問は甚だ遺憾であり、またそのすきを与えた同氏ならびに民放連に対して強く反省を求めるものである」「私たちは、こうした発言が国会喚問という場

で取り上げられるべき性質のものであるかどうか、疑問を持つ。第1に、発言は民放連の放送番組調査会での非公式な意見開陳である。第2に、放送法はテレビ番組に公正さを求めたものであって、記者や制作者の個人的信条を問うているものではない。第3に、報道の公正さを真っ先に論議する場として、はたして国会が適当であるのかどうか。確かに放送法は、放送の不偏不党と編集の政治的公平を要求している。しかし、それは放送局の自覚と自律を促したものであって、精神的規定とするのが一般的学説である。⁽⁵⁾

椿局長の“暴言”を理由に、テレビ朝日の選挙報道の内容に問題ありとして、報道局長を国会に喚問するのは、放送法を楯にしたジャーナリズムの「報道の自由」の抑圧とする見解。つまり、日頃から権力批判で定評のある朝日新聞・テレビ朝日グループの、いわば“敵失”に付け込んだ政治的压力ではないかとする指摘である。その後の朝日新聞は別として、新聞やテレビなど大半のメディアが自民党と歩調を合わせてテレビ朝日批判を展開している中、政治とジャーナリズムの関係をしっかりと踏まえた毎日のこの論調は実に洞察力に富んだもので、慧眼に値すると評価できるだろう。

国会喚問という自民党主導のプロセスを経て、郵政省は11月1日、テレビ朝日に対し「椿報道局長の発言に関連する事実関係及び関係法令の適用について、確定できないところがあり、引き続き調査を要する」とした上で、事実関係が明らかになった時点で、改めて関係法令に基づき必要な措置をとるという条件付きの再免許状を交付した。いわば、最終調査報告までの暫定的措置で、とりあえず放映権の継続を認めたわけである。

この要請を受けて、テレビ朝日は当該選挙期間中の選挙関連報道の内容を精査し、翌94年8月29日、社内の特別調査委員会による最終報告書を発表する。その内容は「選挙報道に関して、特定の政治的意図による椿元局長の指示や示唆はなかった」「放送法に触れる政治的不公平、不公正な報道は行われていなかった」というものだった。衆院選期間中の報道番組41本(延べ3200分)を検証した結果、候補者の出演回数や党派別バランスに偏

りはなかったとして、当初の調査結果や椿局長の証人喚問における答弁内容を追認する形となった。

つまり、椿局長発言には政治的公平性に反すると疑われる部分があるとしながらも、実際にそれらの指示をした事実はなかった、実際の報道現場において偏向報道はなかったというものだった。また、自民党から偏向報道と槍玉に挙げられてきた同局の人気報道番組『ニュースステーション』と『サンデープロジェクト』についても、選挙期間中に放送された内容を検証した結果、放送法に謳われている政治的公平性に十分配慮したもので、偏向や不公平、不公正の事実はなかったと結論づけた。

この最終報告が事実であるとすれば、椿局長が民放連で告白したような意図的な反自民報道は、彼の虚偽的あるいは誇張に満ちた非現実的自慢話に過ぎなかった。あるいは民放連という仲間内の気安さから思わず口を滑らせ、内なる驕りや思い上がりを吐露してしまったということになる。“眞実”は依然として闇の中と言わざるを得ないが、同業者が集まった放送業界内部での講演であるだけに、彼の思わせぶりな発言がまったくの虚言であったとは思えない。いずれにせよ、テレビ局の報道担当最高幹部による発言としては、これほど著しくジャーナリストとしての倫理観に欠け、その精神を逸脱したものはないと言わざるを得ない。

それでは、この最終報告書に対する新聞各社の反応は、一体どうだったのだろうか。産経新聞「主張」(8月31日付)は『テレビは椿問題で学んだか』の見出しで、「10カ月もかけた割には、物足りなさが残る」「(椿局長の)発言には問題があるものの、実行行為はなかったと“無罪”を言い渡している。形式的なケジメのための報告書という印象をぬぐいきれない」と不満足を表明。読売新聞も『テレビ報道の「公正」とは何か』という見出しの社説(同日付)で「椿・元局長個人の政治的偏見や資質の問題として片づけた形だ」「取材から制作全般に指揮権限を持つ報道局長が、現場からまったく浮き上がった存在とは考えにくい。具体的な指示はなくとも、当時の局内に、椿発言のような特殊な政治的意図や雰囲気が形成されていたと受

け止める方が、むしろ自然だろう」と、テレビ朝日の報道に疑義を差し挟み、その点を手厳しく批判した。⁽⁷⁾

また、毎日が社説で批判した国会喚問についても「今回の件で、郵政省の介入や椿氏に対する国会喚問を批判する意見もあった。だが椿発言は、あまりにも常軌を逸していた。それが、どんな土壌から生まれ、現実にどんな影響を与えたかを検証することは、避けて通れない作業だった。むしろ真相をあいまいに放置することの方が、公権力に介入の口実を与えることにもなりかねない」と反論し、その必要性を強調した。いずれにせよ、“玉虫色”だったことは事実だが、郵政省は9月2日、これを受けてテレビ朝日に社内教育と組織管理について厳重注意する一方、最終的に放送法に違反する事実は認められなかつたと認定した。そして、再免許の際に付した条件を外し、正式な免許状交付に切り替えた。これに呼応する形で2日後の9月4日、テレビ朝日は椿発言問題についての謝罪釈明番組ともいうべき検証番組(1時間20分)を異例のCM抜きで放映し、事实上の一件落着となつたのである。

4. 政治権力による偏向報道の烙印と他メディアの安易な傍観主義

椿発言に端を発した自民党の対マスコミ強硬姿勢は、「報道の自由」に関わる重大事であるだけに、筑紫哲也や木村太郎、田原総一朗らわが国を代表するテレビキャスター8人が「椿局長の国会喚問によって報道現場が萎縮し、テレビ報道が自主規制に追い込まれることが憂慮される」との抗議声明を発表した。これとは別に、『ニュースステーション』の久米宏も「国会で問題にされるのは、明らかにマスコミへの圧力」「この番組(ニュースステーション)も椿局長の監督下にあったが、日常的には担当プロデューサーに権限が委譲されており、報道局長が強制したり、操作することはなかった」などと反論。また後日、「テレビ朝日は日本一大政党(自民党)を相手に戦っている時は元気が良かったが、椿局長の発言以来、自己規制的になったように思える」とも語っており、椿発言問題を契機に政治がテ

レビ報道に睨みを利かせるようになったことは、紛れもない事実なのである。

これに対して、ライバルとも言うべき日本テレビの氏家斉一郎社長(当時)は「椿発言は明らかな偏向である」「テレビは新聞のような言論機能を付与されていない」「(椿局長の)講演の録音テープは公表すべき」などとテレビ朝日を痛烈に批判し、他局も概ね同様の反応だった。このように、椿発言問題は報道局長の国会喚問に象徴されるようにジャーナリズムに対する政治的圧力という重大事であったにも拘わらず、テレビメディアの世界ではそのような認識が希薄だったことを露呈した。これは、テレビジャーナリズムに対する危機意識より、他局のトラブルは結果的に自局の利益に繋がるという安直な商業主義的損得勘定が念頭にあったからではなかつたか。言い換えれば、テレビ業界にはそれほどジャーナリズムとしての認識が希薄であることに他ならず、また、それ故、椿局長発言のようなジャーナリストとしては到底考えられない不適切な発言が生まれるということになるのかもしれない。

この問題の火付け役となった産経新聞は、この特ダネ報道によって1994年度の日本新聞協会賞を受賞した。そのことに異議を申し立てるつもりは毛頭ないが、同じジャーナリズムの一員である新聞が政治権力によるジャーナリズム攻撃との深層を看破できず、その後、表面的な局長発言批判に終始したことは由々しき問題と言える。米国政府が、ベトナム戦争の介入過程を暴露した「ペンタゴン・ペーパー」の公表を権力で押さえ込もうとした時、ニューヨーク・タイムズを筆頭に新聞各紙が「表現の自由」の危機と捉えて共同戦線を張り、一齊に政府批判を展開したのとは、あまりにも対照的な光景であった。

ただ、非公開であるはずの椿局長の発言内容が外部に漏れたことや、民放連が局長発言を記載した議事録や録音テープを唯々諾々と郵政省に提出したこと、さらに証人喚問が「報道の自由」の侵害に相当するのに、メディア側に抵抗の姿勢が見られなかったことに抗議して、民放連「放送番組調査会」の清水英夫委員長など外部委員5人全員が辞任したことは剋目に

値する。彼らの意思を、メディア関係者は肝に銘じるべきである。

結局、椿発言問題はテレビ朝日の放送内容が「放送法」に規定された政治的公平に違反していなかったが、局長発言そのものはテレビジャーナリズムの精神を著しく損なうものとして、倫理上、看過できないとする“痛み分け”の政治決着となった。この問題に限らず、政治権力によるテレビ局への圧力は枚挙に暇がないが、日頃から政権批判報道を苦々しく思っていた自民党が、報道局長の「失言」という“敵失”に付け込み、放送法違反の切り札をちらつかせて威嚇しなかったと言えば嘘になるだろう。

また、発言内容に関して報道局長が国会喚問される事態となつたが、それは明らかにメディアに対する越権行為で、極論すれば政治権力による“押し置き”の政治ショーと言われても仕方がない。実際、大仰な国会喚問によつても、偏向報道を裏付ける新事実は何一つ明らかにされなかつたのである。しかし、メディアを威嚇することが主目的だったとすれば、国会喚問は威嚇という目的を十分達成したと言えるのである。わが国が、国民の知る権利や表現の自由、報道の自由が確実に保障され、本当に国民に開かれた民主国家であるとするなら、政治権力が「放送法」などを楯に民放の報道局長を国会に喚問し、講演における発言内容を追及するといった行為は、明らかに憲法で保障された前記の諸権利を侵害するものである。

また、問題視されたテレビ報道の政治的公平という概念についても、その具体的基準は何なのか、また、その是非を誰が判断するのかという点も曖昧なままで、この騒動において真剣に論議されることはなかつた。実際、監督官庁である総務省(旧郵政省)や政府がテレビ報道の政治的不公平の有無を判断するようなことになれば、それは明らかに憲法で保障された「第4の権力」としてのジャーナリズムの否定に繋がるといつても過言ではない。結局、その判断は監督官庁ではなく、権力の監視という役割を担つたジャーナリズムの自主性という点において、メディア自身に任せらしかねないのである。

国民の代理人という思い責務を担つたジャーナリストとしての椿局長の

職業倫理はあまりにもお粗末で、その常軌を逸した発言がジャーナリズム精神を毀損するものであることは論を俟たない。また、その後の経過において、わが国のテレビジャーナリズムが政治権力に対して、如何に脆弱であるかが露呈された。誤解を恐れずに言うと、この椿発言問題は政権与党に歯向かえ、テレビメディアに偏向報道という烙印が押され、罰せられるという悪しき前例をつくったとも言え、その罪は限りなく大きいのである。

第6章 情報化社会において混迷を深める ジャーナリズムの諸相

1. 坂本弁護士一家を死に追いやったTBSのオウム取材と取材源秘匿問題

国民の知る権利に応えるための報道の自由や取材の自由は、その行為が公益目的であると同時に、取材源に類が及ばないことを前提にして成立している。つまり、取材で知り得た情報は報道目的以外に使用しない、その情報源は永遠に明かさない、というのが基本的報道倫理なのである。そうでなければ、国など権力当局の不正に対する内部告発は公務員法違反で封殺されてしまい、それを報道する「第4の権力」としてのジャーナリズムも社会的使命を果たせないことになる。

「大統領の犯罪」として知られる米国のウォーターゲート事件においても、内部情報をワシントン・ポスト記者に漏らした“ディープ・スロート”的協力なくして、ニクソン大統領を追い詰めることは出来なかつた。実際、米国では記者が裁判所に出頭を命じられ、事件の真相究明のために取材源を明らかにするよう求められることがあるが、多くの記者は堂々と取材源に関する証言を拒否し、法廷侮辱罪で収監されることを厭わないでのある。

2006年10月、わが国最高裁において、取材源を秘匿する権利を容認した画期的な判決が下されて注目を集めた。これは、米国の健康食品会社の日本法人に対する課税処分報道に関するもので、報道したNHK記者が米側嘱託証人尋問で取材源を明らかにしなかつたことについて、その是非が問

われ、これについて最高裁は「取材源は職業の秘密に当たり、記者は原則として証言を拒絶できる」との判断を初めて示した。税務担当の公務員が秘密情報を記者に漏らすという法秩序の観点から問題があるにせよ、取材源の秘匿が記者としての職業の秘密に相当し、公正な裁判実現のために不可欠と認められない限り、証言の拒絶は容認されるとしたのである。

裁判上の真実解明と取材の自由を比べた場合、憲法21条の保障下にある取材の自由や報道の自由の存在意義を高く評価する司法判断で、この取材源秘匿を初めて認めた判決は最高裁判例として確定することになった。ただ、これは無条件で取材源の秘匿を容認したものではなく、社会的に重大な裁判においてはその限りではないということを言外に示唆しており、今後、その重大性の判断基準を巡って論議が展開される可能性は否定できない。

ジャーナリズムの生命とも言うべき取材源に加えて、取材内容まで外部に漏洩して、結果的にインタビューを受けた側の人命を失わせるという前代未聞の不祥事が、1989年11月に発生したオウム真理教による「坂本弁護士一家拉致殺害事件」で、この事件に深く関与したのがTBS(東京放送)である。同局のニュースキャスター、筑紫哲也が自身のニュース番組『NEWS 23』で「(この不祥事によって)TBSは死んだに等しい」と断罪したこと象徴されるように、これはジャーナリズムの世界では許されない非倫理的な不祥事であった。

1989年10月26日、TBSのワイドショー番組『3時にあいましょう』の金曜日担当プロデューサーと制作会社のディレクターやスタッフ6人、そして報道局記者1人が、オウム真理教富士山総本部において水中修行「水中ケンバカ」を現地取材した。その際、真理教側は坂本弁護士がTBSのインタビューを受け、オウム真理教の高額のお布施や血のイニシエーション、親子関係の断絶などを反社会的行為として問題視していることを知った。そして同日夜、オウム真理教の早川紀代秀被告ら教団幹部3人がTBSに押し掛け、翌日放映予定の同弁護士のインタビュービデオを見せるよう要求。ビデオを見た早川被告らはその内容に激怒し、放映の中止を

強く要請。結局、TBS はその要求を受け入れた。

つまり、取材先のオウム真理教の圧力に屈して、信徒の家族たちから相談を受け、被害対策に当たっていた弁護士のインタビュービデオを見せたうえ、その圧力に屈して放映すら断念したのである。早川被告から報告を受けたオウム真理教教祖の麻原彰晃被告は11月2日、早川被告ら教団幹部たちに坂本弁護士の殺害を指示し、2日後の4日、同弁護士と妻、子供の3人が拉致、殺害された。その直後、同弁護士一家の失踪が報じられ、オウム真理教の関与が取り沙汰されたが、TBS は以後6年間、このような経緯があったことを隠蔽し続けた。そして1995年、東京・地下鉄サリン事件で逮捕された早川被告が、このことを供述したことによって、TBS の関与が初めて表沙汰になったのである。

TBS が坂本弁護士にインタビューしたのは、オウム真理教の活動が社会問題化しており、それを報道するために他ならない。ところが、その報道用のインタビュービデオを当のオウム側に見せてしまつたわけで、その行為は報道倫理上、到底許されないばかりか、その行為がオウム側に殺人動機を発生させ、同弁護士一家殺害という最悪の結末をもたらせたといつても過言ではない。TBS にジャーナリズムとしての基本認識が欠如していたわけで、反対にこのようなオウム側の動きを坂本弁護士に通報するという良識があれば、悲劇は防げたかもしれないのである。

それと併せて、このワイドショーパン組『3時にあいましょう』の制作責任の所在も大きな問題として浮き彫りにされた。同番組は、月曜日から金曜日までの全体を統括する責任プロデューサーと、各曜日ごとの担当プロデューサーによって構成され、それ以外の現場の仕事はすべて外部スタッフに“丸投げ”されていた。つまり、このような下請け、孫請けという外部委託システムが、本来、テレビ局が負うべき社会的責任や取材源の秘匿、プライバシーの保護、放送目的外の取材ビデオの使用禁止といった基本的な報道倫理を蔑ろにさせていたのである。

それに加えて、事件発生から6年間も番組担当者たちが口を噤んでいた

ことは、テレビ局の組織ぐるみの隠蔽だったのではないかと疑われても仕方がない。このことは地下鉄サリン事件の後、首謀者だった早川被告らの供述によって明らかになり、それが一部メディアで報道されてからも、TBS側の対応は異常とも思えるほど鈍かった。1995年10月19日、日本テレビはTBSが坂本弁護士へのインタビュービデオをオウム側に見せていたという報道をしたが、これに対してTBS側は「事実無根」と全面否定。その後、この問題についてTBSは社内調査を行い、翌96年3月11日「オウム側に坂本弁護士インターのビデオを見せたかどうかを判断する事実は出て来なかった」とする調査結果を発表した。

外部メディアの報道による指摘、それも検察の取り調べや法廷で開示された供述調書という信用性の高い証拠を突きつけられても、TBSは社内調査でそのことが立証できなかったわけで、そのことはよほど調査能力が無かったか、それとも事実の隠蔽を企んでいたかの、どちらかでしかない。そのようなTBSの無様な態度に、同局でニュース番組のキャスターをしている筑紫哲也が落胆したのは当然で、翌12日の『NEWS 23』において「TBSの道義的責任や結果責任は免れない」と批判。しかし、その後もTBSの姿勢は変わらず、同月一九日の衆院法務委員会において、TBS常務は先の社内調査結果と同様の“事実確認不能”的発言を繰り返すにとどまった。

TBSの態度が急変したのは3月25日で、この日、磯崎洋三社長が緊急記者会見を開き、曜日プロデューサーが坂本弁護士へのインタビュービデオをオウム側に見せたことを初めて明らかにした。検察筋からの事実確認が決め手になったと思われるが、報道機関であるにも拘わらず、後手後手に回った真相解明作業は無責任極まりないので、筑紫哲也は『NEWS 23』⁽¹⁾で「TBSは死んだに等しい」と痛烈に指弾した。

4月30日、TBSは監督官庁である郵政省(当時)に最終的な社内調査報告書を提出。そこには、先の曜日プロデューサーに加えて、総合プロデューサーもビデオをオウム側に見せたことに関与していたこと、さらに社内調

査の初期対応に誤りがあったことが明記されていた。しかし、一部で指摘されていた「坂本弁護士のインタビュービデオを見せる代わりに、麻原被告への単独интервьюを約束した」という点については全面否定した。そして同日午後7時、磯崎社長がテレビに登場して視聴者に謝罪し、引き続いて約3時間半の検証番組を放映して幕引きとしたのである。

これを受けて郵政省は5月17日、日野一朗郵政相が「自ら行ったことの事実解明さえ成し得なかつたのは、言論報道機関としての存立の基本にかかる」と手厳しく批判したうえで、TBSを厳重注意処分にした。異例ともいるべきその注意内容は、視聴者に対する対応措置の明確化をはじめ、外部発注の番組制作やスタッフの研修体制、事実が解明できない組織機能の見直し、さらに自局による番組チェック機能の充実など6項目から成っており、監督官庁としては踏み込んだものとなつた。

一般的に、テレビ局が処分の対象になるのは、電波法に規定された虚偽の情報を流した場合などに限定されるが、このような厳しい処分は、テレビ局の報道倫理や責任の所在が極めて杜撰であること、さらにジャーナリズムとしての意識が欠如したテレビ局の構造的欠陥を深刻なものと判断したからに他ならない。2人の担当プロデューサーが解雇され、社長も引責辞任して事実上の終結となつたが、この程度の処分でTBSがジャーナリズムの本分を取り戻せると考えるジャーナリストはいないに違いない。

放送法は何人からも干渉されないと“番組編集の自由”を謳っているが、このケースは権力によって干渉を受けたわけではなく、取材対象の宗教団体からの圧力に易々と屈したケースである。しかも、その宗教団体が敵視している弁護士のインタビュービデオを見せるという“犯罪的行為”を行ったうえ、要求を呑んで放映中止を決定したことは、ジャーナリズムとしての矜持の放棄としか言いようがない。テレビメディアは報道機関としての歴史や経験が浅く、このような事態にどう対処してよいのか、判断能力が欠如していたとも言えるが、それは日常的に営利追求の視聴率至上主義に傾倒して、報道機関としての仕事をして来なかつたことの証左でもある。

この不祥事によって“報道のTBS”が国民の信頼を一気に喪失したことは紛れもない事実で、いま1度、ジャーナリズムの基本理念を根本から問い直し、トップから末端に至るまでジャーナリストとしての襟を正すべきであることは言うまでもない。そうしなければ、同様の不祥事が再発する可能性は極めて高く、監督官庁から一層厳しい行政指導や処分が下され、国民の負託に応えるための「報道の自由」が阻害される事態を招きかねない。当局や権力の介入を招かないためにも、メディア自身が鍛錬して自律性を高めることが肝要なのである。

2. 職業倫理の崩壊としての視聴率買収事件と『発掘！あるある大事典II』の捏造

i. 日本テレビのプロデューサーによる視聴率買収事件

テレビの視聴率は、番組がどの程度見られているかを計測するパロメーターで、現段階では最も客観的な評価基準と言われる。また、それはテレビCM料金を決定する代用数値でもあり、民放にとって視聴率は経営の根幹を左右する専制君主的存在なのである。つまり、視聴率はテレビ局経営の死命線であるわけで、各局のトップがその動向に一喜一憂し、俗悪番組であっても視聴率が高ければ継続させ、反対に少しでも下がると途端に打ち切りという視聴率至上主義が罷り通ることになる。その視聴率主義路線を取って来たのが日本テレビで、同局は他局に先駆けて“視聴率成果主義”を導入したことでも知られる。

同テレビ局は2003年までの10年間、連続で「視聴率4冠」を達成して、向かうところ敵無しであった。ちなみに、2003年は①ゴールデンタイム(午後7時～同10時)14・4%②プライムタイム(同7時～同11時)14・2%③全日(午前6時～翌日午前0時)9・9%④ノンプライム(プライムを除く全日)8・7%で、この4部門すべての年間平均視聴率がトップだったのである。

このように視聴率本位の人気番組を次から次へと世に出していた日本テレビであるが、その視聴率至上主義の“負の側面”が表面化したのが、2003

年10月に発覚したプロデューサーによる視聴率買収事件である。これは日本テレビのバラエティー特番担当のプロデューサーが、自分の番組の視聴率を上げるために、視聴率調査会社「ビデオリサーチ社」が委託している視聴モニターに対し、買収工作を行ったという前代未聞の不祥事である。

同プロデューサーは1997年10月から日曜ゴールデンタイムのレギュラー番組を担当していたが、平均視聴率が9%台と低迷したため、その番組は98年3月に打ち切られた。また、担当していた別のレギュラー番組も低視聴率を理由に打ち切られ、それ以降は年末年始などのスペシャル番組担当に格下げとなっていた。ゴールデンタイムの番組は、一般的に視聴率15%が“暗黙の合格ライン”と言われるが、それを下回って屈辱の降格となつたため、彼は同僚プロデューサーに「俺は土俵際に追い詰められている」と打ち明け、焦っていたという。そこで思い付いたのが、ビデオリサーチ社のテレビ視聴モニターを探し出し、自分の番組を見てもらうよう頼んで、視聴率を意図的に底上げするという起死回生の策であった。

ちなみに、わが国のテレビ視聴率調査会社はこの「ビデオリサーチ社」1社で、全国27地区、6250の契約モニター世帯で構成。モニター家庭のテレビ受像機に測定器を取り付け、計測された視聴データが自動的に同社のメインコンピューターに送信される仕組みになっている。同社はそれを集計し、NHKを含む各テレビ局の番組ごとの視聴率を発表している。全国の調査地区のうち、モニター世帯が最も多いのは関東地区と関西地区の各600世帯だが、視聴率の公正さを期すため、ビデオリサーチ社はモニター世帯の所在を極秘にしている。

このため、同プロデューサーは、興信所に関東地区のモニターを突き止めるよう依頼する。興信所は、設置機器の点検に出掛けるビデオリサーチ社の車を追跡するなどして、モニターの所在を割り出し、プロデューサーに報告。プロデューサーはその都度、興信所に10万円の成功報酬を支払っていた。このようにして、2000年3月から2003年7月までの3年4カ月の間、同プロデューサーは突き止めたモニター10数世帯に視聴依頼の交渉役

を派遣したり、自身が直接電話をしたりして接触した(ビデオリサーチ社によると、同プロデューサーから働き掛けを受けたモニターは計23世帯に上るという)。同プロデューサーはこれらのモニターに対して、自分が制作した番組など13番組について視聴するよう依頼し、その見返りとして1世帯当たり5000円から1万円の現金や商品券を贈ったという。13番組を依頼したのは、自分の番組だけでは不審がられるため、他の番組も紛れ込ませたという。日本テレビの調査によると、視聴を依頼した世帯のうち、最終的に6世帯が申し入れに応じたとされる。また、これらの工作費用は、同プロデューサーが担当している番組の制作費を下請けプロダクションに水増し請求させ、その架空請求分を後で返却させるという手口で、総額1007万円を不正に取得。うち、875万円を視聴率買収工作費用として流用していたという。

しかし、このようなテレビマンとしてあるまじき不正工作を行ったにも拘わらず、自分の番組の視聴率は微増ただけで、想定していたような飛躍的な上昇には至らなかった。このプロデューサーは、事件発覚から1ヵ月後の2003年11月、懲戒解雇され、テレビ業界で「視聴率の神様」と呼ばれていた同テレビ局の萩原敏雄社長も副社長に降格された。

この事件は、常軌を逸した1個人としてのプロデューサーの視聴率買収行為に止まらず、視聴率至上主義を現場に強要して来た日本テレビ自身の構造的体質に問題の本質があると思われる。テレビ局は公共の電波を利用した社会的色彩の強いメディアであるはずなのに、同テレビ局をはじめとするいくつかの民放テレビ局では、芸能やクイズ、バラエティーなど視聴率狙いのエンターテインメント番組が氾濫しており、テレビ業界全体が利益優先のコマーシャリズムに流されているといっても過言ではない。

その行き着いた先が、プロデューサーによる視聴率買収事件であったわけで、広告代理店業界で「他局でも同様の不正が行われているのではないか」という疑心暗鬼が渦巻いたとしても不思議ではない。これまで“CMの貨幣”とまで称された視聴率が、放送倫理を蔑ろにしたこの事件によって信用を毀損したのも事実である。それと同時に、わが国において視聴率

を計測する調査会社が、「ビデオリサーチ社」1社しかないという問題点も浮上した。つまり、視聴率がCM料金決定の基準であるほど重要であるというのなら、視聴率の更なる精度向上、さらには客觀性を増すためにも、調査会社が多い方が良いのは当然で、それが実現すればこのような悪徳プロデューサーが視聴率を操作することも不可能になるのである。

Ⅱ. 関西テレビの『発掘！あるある大事典II』における捏造事件

テレビ局のコマーシャリズムに傾斜した視聴率重視の姿勢は、高い視聴率をキープしたプロデューサーを昇格させ、低視聴率に喘ぐ番組は“不良品”として即刻打ち切り、担当プロデューサーを降格させるという形で、そのイデオロギーを社内に徹底させて行った。そのような論理が罷り通る世界において、視聴率は期待できないものの、社会的評価を受けるという“優れた番組”が生まれる可能性は極めて少ない。それが、日本テレビの視聴率買収事件に発展したわけであるが、視聴率至上主義という体質がある限り、同様の不祥事が起きることは避けられない。

2007年に発覚した関西テレビ(フジテレビ系)の情報番組『発掘！あるある大事典II』における捏造問題もその1つである。また、この問題では同テレビ局最高幹部たちの当事者意識の欠如が世間から大ブーイングを受けたが、この情報番組が実際に関西テレビによって制作されたのではなく、下請け制作会社である「日本テレワーク」や孫請けの「アジト」などに“丸投げ”されていたことが判明した。これも、このような不祥事を生む温床になっていることをクローズアップさせる結果になったのである。

同番組の捏造疑惑が連日、報道されたため、関西テレビは社外有識者による調査委員会を立ち上げ、それまでに放映された番組内容の事実関係をチェックし、2007年3月、その調査結果を公表した。それによると、捏造やデータ改竄などの疑いのある放送は計16件に達し、その中で最も悪質だったのが(1)「有酸素運動の新理論」(05年10月16日放送)(2)「2005ダイエット総決算SP」(同年12月11日放送)(3)「衝撃！味噌汁でヤセる？！」(06年2月19

日放送)(4)「食べてヤせる!!! 食材Xの新事実(納豆ダイエット)」(07年1月7日放送)の4件で、これらの番組には明らかな捏造が認められると断定した。

その捏造実態は、(1)については外国の研究者がコメントしていない言葉を日本語のボイスオーバー(吹き替え)によってコメントしたように見せ掛けたうえ、実際は0・6kgしか痩せていないのに2・0kg痩せたように偽って放送していた。(2)は番組で紹介された研究者のコメントが実際には行われておらず、まったくの虚偽と判明。また、(3)と(4)については、(1)と同様、ボイスオーバーによってコメントを実際とは異なる内容にすり替えていることが分かった。(4)では、納豆の効果を裏付ける血液検査の結果を紹介していたが、実際は血液検査をしていなかったことも判明した。

視聴者に対する一種の詐欺的行為とも言うべきもので、これら的情報番組の生命である事実の正確性や科学性は無視され、視聴率を稼ぐために如何に番組を面白おかしくするかに腐心したためと思われる。構造的にそのような体質があるため、専門家のコメントや科学データを番組の都合に合わせて平気で改竄していたのである。これはヤラセよりも悪質な行為で、日本テレビの視聴率買収事件と同根の視聴者を欺く非倫理的行為以外の何物でもない。そして、これら一連の捏造が放送法に著しく違反していることは明白である。

同調査委は、これ以外にも「寒天で本当にヤせるのか!?」「毒抜きで体质改善」「チョコレートで本当にヤせるのか!?」「あなたのダイエットフルーツはどっち?みかん or リンゴ」の4件におけるデータの改竄があったと指摘。さらに、「夢判断でわかる!本当のあなた」「カロリーの新常識」「冷え人間は太るし老ける!」「ワサビで10才若返る!」「低炭水化物ダイエット」「体脂肪を減らす救世主」「ダイエットで緊急企画!食べても太らない方法」「たったこれだけ!足裏刺激でヤせる」の8件で、数字の操作や推論を入れたデータの使用があり、「不適切な表現があった」と判断した。

この種の健康、ダイエット関連はとりわけ女性視聴者の間で関心が高く、

テレビ局は番組編成に困ると、簡単で確実に視聴率が取れるため、これらのテーマの特集番組を安易に組む傾向にある。しかし、この分野は興味本位の部分も含めて、報道し尽くされている観があり、何処を探しても驚くべき“新事実”が見つからないのが実情。そのことを承知しながら、キー局や準キー局は番組企画会議でこれらのテーマを設定し、それを下請けや孫請けの制作会社に期限付きで強制するのが常態化している。

視聴率狙いで考えた興味本位のテーマを裏付ける科学データが簡単に見つかるはずではなく、期限が迫って追い込まれた下請け制作会社のスタッフたちは、窮余の一策として米国などに飛んで、あまり名前の知られていない研究者のコメントを、番組に利用することが珍しくなっている。そして、この番組は研究者が事実を否定しているにも拘わらず、その音声を消し、肯定発言をしているように見せ掛けるために日本語テロップを被せたわけで、担当者は放送倫理にもとる“禁断の手法”に手を染めたと言える。これは「虚偽放送」そのもので、このようなことをして高い視聴率、さらに巨額のCM料金を稼いでいたとすれば、それは視聴者ばかりか、スポンサーに対する一種の詐欺行為と言われても仕方がないのである。この種の健康関連番組の内情は、他局においても似たり寄ったりで、その真実性がどこまで信じられるのか、疑わしいものも決して少なくない。実際、健康に良いと放送された食品を求めて、放映後に幾万もの視聴者が全国のスーパーマーケットに殺到するというから、テレビ局の影響力の大きさ、そして、その結果として“罪の重さ”は計り知れない。

この捏造問題では、最終的に関西テレビの社長が引責辞任をして幕となつたが、日本テレビの視聴率買収事件時と同様、これら諸悪の根源は利益追求という過度の商業主義がもたらした視聴率至上主義である。公共の電波を使った放送であるとの認識、さらに憲法で保障された「国民の知る権利」に真摯に応えるというジャーナリズムとしての社会的役割を果たす気概がなければ、テレビはいつまで経っても視聴者から信用を得られないかもしれません。

『発掘！あるある大事典』は準キー局の関西テレビが制作し、キー局のフジテレビを通して全国のローカル局で放映されたが、そのようなネットワーク系列の実態を考えると、フジテレビ自身の責任も看過できない。つまり、フジテレビはこの放映時間帯を“関西テレビ枠”としており、そこには当然、キー局としての管理責任がある。そのフジテレビは、日本テレビが「視聴率4冠王」を10年続けた全盛時代の前の1980年代、長い間、視聴率トップのテレビ局として君臨していた。そして、日本テレビが視聴率買収不祥事で世間から不興を買った後、再びトップの座に返り咲いており、わが国テレビ業界における視聴率戦争は両局の争いといつても過言ではない。

1980年代後半、視聴率トップの座を欲しいままにしていたフジテレビに対し、TBSが「視聴率で負けても、視聴質ではうちの方が上」と視聴率以外の番組評価を提唱して、視聴率万能主義に反旗を翻したことがある。テレビ業界で初めて「視聴質」という言葉が使われたわけだが、これは視聴率万能の番組評価に対する一種の“異議申し立て”として高く評価された。つまり、どれほど多くの人が視聴したかという数字より、番組の中身に対する評価を優先するもので、視聴率至上主義によって荒廃していく一方のテレビ番組の在り方を再考し、再構築を模索する新思考として、メディアの世界で好意を持って受け止められた。

この問題提起は日本民間放送連盟だけではなく、日本広告主協会においても注目を集めたが、広告業界は番組の視聴率がどれほど高くても、その数字が必ずしもCM商品の売り上げに直結しないというジレンマ解消の一環として視聴質を捉えており、その意味で両者は同床異夢だったと言えるかもしれない。しかし、それは視聴率がそれほど高くなくても、番組が社会的に高く評価されれば、CMそのもののイメージもアップするのではないかという考えが、スポンサー企業の間で醸成されていたことの証左でもある。いずれにせよ、「視聴質」が視聴率だけでは測れない社会的意義や文化創造の質的価値尺度としてクローズアップされたことは紛れもない事実なのである。

問題はその抽象的評価を一体、誰がどのような基準で行うのか、それを数値化するのは果たして可能なのかということで、その点については未だに結論が出ていない。最近では、インターネットにテレビ番組の評価を呼び掛け、投票してもらうという新しい試みも行われているが、その結果がCM料金の決定に反映されるといったレベルまでには至っていない。翻つて考えれば、視聴者の価値観や嗜好、感性、視聴動機は千差万別で、単にその番組を見ていたというだけで、CMの評価に結び付けること自体が非科学的だったのかもしれない。しかも、視聴質の指標化の方法が見付かっていない現状では、現行の視聴率を主軸としながらも、近い将来の視聴質の導入、さらには2011年からスタートする地上デジタル放送における双方向機能利用などの多角的な番組評価も一考に値するかもしれない。

3. 朝日新聞による「NHK番組改変」報道に見る真実相当性と放送の自律性

Ⅰ. 「憲法が禁じる報道機関に対する事前検閲」と批判

ジャーナリズムの社会的使命が、国民の知る権利に応えることや権力の監視であることは言うまでもない。それが「第4の権力」たる所以であるが、とりわけ後者の権力の代表例として政治権力や捜査権力、軍事権力などが挙げられ、これらの権力が虎視眈々と“メディア介入”を狙っていることは歴史を振り返っても明らかである。「放送法」3条は、放送番組の内容は何人からも干渉されたり規律されることはないと定めており、同条に関する判例において、最高裁も表現の自由と放送の自律性、それに基づく番組編集の自由を保障している。ところが、自民党の有力議員がNHKに圧力をかけ、その意向を受けてNHKの最高幹部が番組を“改変”するという前代未聞の介入事件が、朝日新聞によって報道された。

これは2005年1月12日付の同紙朝刊一面で報じられたもので、「中川昭・安倍氏『内容偏り』指摘 NHK『慰安婦』番組改変」という見出しで、「2001年1月、旧日本軍慰安婦制度の責任者を裁く民衆法廷を扱ったNHKの特集番組で、中川昭一・現経産相、安倍晋三・現自民党幹事長代理が放送前

日に NHK 幹部を呼んで『偏った内容だ』などと指摘していたことが分かった。NHK はその後、番組内容を変えて放送していた」「今回の事態は、番組編集についての外部からの干渉を排した放送上、問題となる可能性がある」という衝撃的な内容だった。改変されたとされる番組は2001年1月30日夜、NHK 教育テレビで放送された特集『戦争をどう裁くか』（4回シリーズ）の第2回目「問われる戦時性暴力」で、これは旧日本軍慰安婦制度の責任者を裁く民衆法廷を特集したものである。

報道によると、放映前日の29日午後、中川昭一・経済産業相（当時）と安倍晋三・自民党幹事長代理（同）が、この番組について NHK の松尾武・放送総局長（同）と野島直樹・国会対策担当局長（同）を議員会館に呼び出し、「偏向番組だ」「公平で客観的な番組にするように」などと要請。松尾総局長たちは NHK に戻った後、この番組に対して異例の局長試写を命じ、天皇に責任があるとした民衆法廷の結論部分などの大幅カットを指示。さらに、翌30日の放送直前にも、中国人元慰安婦の証言などのカットを指示し、結局、この番組は通常の44分から40分の短縮版に変更されてしまったという。ここに登場する民衆法廷は、民間団体「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク（パウネット）が開催した「女性国際戦犯法廷」のことである。実際に放映された番組では、同法廷が昭和天皇と日本国家の責任を認める判決を下した部分は削除されていた。

この改変疑惑を報じた朝日新聞は、同月12日付朝刊で次のような解説を付記した。「放送内容は原則として外部から干渉されないと定めた放送法3条の趣旨について、最高裁は昨年11月、別の裁判の判決の中で『表現の自由と放送の自律性の保障を具体化し、番組編集の自由を規定している』と述べている」「今回の問題は、国会に予算の承認権を握られている NHK が、公正・中立をうたう公共放送でありながら、政治と近い関係であることを改めて示した」「結果的に、憲法が禁じる検閲に近い事態が起きていたことになり、憲法で保障された表現、報道の自由を無視したものといえる」「メディアに対する事前検閲とみられても仕方なく、あっては

ならないことだ。批判は放送後にすればいい。NHKは『自主的に編集した』と説明しているが、こうしたことは日常的にあるのではないか』。

さらに、翌13日付の同紙「社説」は「NHK 政治家への抵抗力を持て」との見出しを掲げ、「このような行為は憲法が禁止する検閲に通じかねない。もし、このような行動が許されるなら、NHK の番組すべてが政治家の意向をくんだ内容に変えられる心配がある。報道の自由や、民主主義そのものが危うくなってしまう」と手厳しく批判。また、英國政府と何度も対立しながら独立性を維持してきた英國の BBC 放送を引き合いに出して、「番組や記事が視聴者や読者、つまり国民のためになるか、中立公正であるか、それを判断するのはあくまで報道機関自身でなければならない」とジャーナリズム自身の自律性を訴えた。⁽²⁾

そして同日、この番組の担当デスクだった NHK 番組制作局教育センターのチーフ・プロデューサーが記者会見をして、「放送前に番組の作り替えを命じられた。改変は政治的な圧力を背景にしたものと言わざるを得ない」と、政治圧力による番組改変の事実を内部告発した。同チーフ・プロデューサーはこの番組の責任者で、2004年12月 9 日、このような圧力による番組改変に抗議するため、NHK のコンプライアンス(法令順守)通報制度に基づいて告発したが、当局からは返答もなく無視され続けたという。

番組の責任者としての証言であるだけに重みがあるが、これが事実であるとすれば、番組編集について外部からの干渉を排した「放送法」に抵触することは確実で、メディア関係者の間で政治権力による“事前検閲”との批判が巻き起こったのも当然である。その一方で、NHK 最高幹部と中川議員は、面会したのは番組放送 3 日後の 2 月 2 日で、放送前には面会していなかったと反論。また、安倍議員は「NHK 幹部を呼び付けた事実はない」、さらに松尾・元放送総局長も「(取材に応じたのは事実だが) 内容をねじ曲げられた」などと、歩調を合わせるかのように一斉に反発し、朝日新聞社に謝罪と釈明、訂正記事の掲載を求めた。

政治圧力による番組改変が事実であるとすれば、NHK の報道姿勢には

致命的な瑕疵があったと批判されても仕方がない。しかし、圧力をかけた政治家と圧力を受けたとされる NHK 最高幹部の両者が、「そのような事実はなかった」と反駁したことによって、自民党・NHK と朝日新聞の間で真相を巡る激しい攻防が展開されることになる。

それでは、この朝日の報道について、新聞各紙は一体どのような見解を示したのだろうか。毎日と読売は 1 月 15 日付の社説でこの問題を取り上げ、前者が朝日報道に同調したのに対し、後者は NHK の肩を持つ論調と対照的だった。毎日は「NHK 特番問題 政治に弱い体質が問題だ」の見出いで、「そもそも事前に、しかも密室で番組内容を政治家に『ご説明』すること自体が報道機関として異常なのである。そして、どんな言い回しであろうと、こうした状況下での政治家の発言は、『介入』『圧力』に等しいと受け止めるのが世間の常識ではないか。表現の自由を保障した憲法 21 条は検閲を禁じている。放送法も、放送番組に政治的公平や事実を曲げないよう求める一方で、『何人からも干渉されない』と規定している。安倍氏もそれを知らないわけではなかろう。番組に問題があると言うなら、放送後、オープンな場で批判する機会はいくらでもあるはずだし、最終的には番組を評価するのは視聴者である」と自民党に対して弱腰の NHK の姿勢を手厳しい批判した。⁽³⁾

これに対し、読売は「NHK 番組問題 不可解な『制作現場の自由』論」の見出いで、「公正な放送のために、NHK の上層部が番組の内容をチェックするのは、当然のことではないか」「放送局の編集責任者は、現場が制作する番組の内容がこれに反する場合、政治家に指摘されるまでもなく、是正しなければならない」「偏向しないバランスのとれた報道が必要だ。それが、NHK の責務である」と政治的圧力の有無には言及しないで、NHK 最高幹部が番組の偏向を修正することは何ら問題がないとする判断を示した。⁽⁴⁾ この問題の本質は、NHK 内部の番組編集の在り方や偏向報道の是非ではなく、政治圧力に屈して番組を改変したかどうかという点にあつただけに“的外れ”的外れ”の論説だったと言えるかもしれない。穿った見方をす

れば、同紙はこのような内容の改変が妥当であると判断しているが故に、敢えて政治的圧力に言及しなかったと考えることも可能ではある。

当事者である NHK 最高幹部、中川、安倍両議員と朝日新聞は全面対決の様相を呈するに至ったが、朝日はその局面を開拓するため、同年 7 月 25 日付朝刊で取材から報道に至るまでの全過程を検証した特集記事を掲載した。冒頭「取材記録そのものや取材過程の全容について詳細に明らかにできない」と断った上で、検証の結果「政治家の圧力による番組改変という構図がより明確になった」と強調した。しかし、当初の記事が松尾元放送総局長に対するインタビュー取材を機軸にして構築されているのに、当の本人が「話した内容を歪曲された」と事実上、否定しており、結局、この検証記事においても真相に迫り得る確固たる新事実の提示はなかった。

ただ、松尾元総局長との長時間にわたるやり取りを一問一答の形で掲載しており、それはまるでインタビューの録音テープを再生したかのように詳細を極めた。このことは、松尾元総局長が当時、実際にそのように話したという事実、さらにその内容が 2 議員からの圧力を示唆していること、あるいはそのように局長が受け取ったことを暗示している。つまり、取材時における松尾元局長の証言の真実性と状況証拠を明らかにしたとも言えるのである。

しかし、この検証報道には NHK などの反論を十分覆すだけの新事実がなかったことから、他紙の論調は毎日新聞を含めて、朝日批判で足並みを揃えることになった。読売は当初から NHK 擁護の姿勢を執っていたが、この検証報道に対する社説「NHK 特番問題 説得力に乏しい朝日の『検証』」は「記事を読む限り、朝日報道の真実性を補完するような新事実は、ほとんど示されなかった、と言うしかない」「NHK の反発も頷ける。『第 3 者機関』による、朝日の検証記事の再検証が必要ではないか」と辛辣を(5)極めた。また、当初は朝日報道に同調して NHK 批判を展開していた毎日新聞も社説「朝日 VS NHK メディアには謙虚さが必要だ」で、「(検証記事は)拍子抜けするほど新事実に乏しく、国民が知りたかった点に真正面

から応えているとはいえない内容である」「『初めに結論ありき』の取材となつて、詰めが甘くなつたくらいがあるように思える」と取材の不備を指摘して、朝日批判に転じた。⁽⁶⁾

Ⅱ. 第三者委員会「取材は不十分だが、訂正するほどではない」

自民党と NHK による“朝日バッシング”が戦烈を極め、他紙もそれに同調したため、朝日は報道内容を立証する必要性に迫られることになった。そこで、同社は社外の学識者や経済人たちで構成する「『NHK 報道』委員会」(丹羽宇一郎・伊藤忠商事会長ら 4 委員)を発足させ、同委員会に第3者としての客観的な調査と検証を依頼。そして同年 9 月 30 日、この外部委員会は「一連の取材は十分だったとは言えず、記事には不確実な情報も含まれていた。しかし、訂正するまでには至らない」という検証結果を発表し、その内容は翌 10 月 1 日付朝日新聞朝刊の 1 面で詳報された。

「NHK 『番組改変』報道 最初の記事、相応の根拠 第3者委が本社に見解『確認取材が不足』秋山社長『詰めの甘さ反省します』」という見出しで、「(委員会は) 1 月の記事については相応の根拠があり、『真実と信じた相当の理由はある』と認めた。ただし、一部については確認取材が不十分だったとする厳しい見解を示した。これを受けて朝日新聞社の秋山耿太郎社長は 30 日、記者会見し、『取材の詰めの甘さを深く反省します』などとするコメントを発表した」と報じた。また、秋山社長の「1 月 12 日付の記事は、NHK の元放送総局長と自民党の 2 人の有力政治家ら関係者の証言に依拠したものでした。しかし、記事掲載の直後に、この 3 人の方々がいずれも証言の主要部分を否定し、その後の追加取材でも、政治家が NHK 幹部を『呼び出し』たのかどうか、放送の『前日に面会』したのかどうか、という点で、当初の報道内容を裏付ける具体的な事実を確認できませんでした。とくに『呼び出し』については委員会から『詰めの甘さ』を指摘されました。記事の中に不確実な情報が含まれてしまったことを深く反省しております」という談話を掲載した。

この外部委員会による調査結果は、7月25日の新聞社独自の検証と大差のないものであっただけに、他紙の朝日に対する批判的論調は一段と厳しさを増した。とりわけ、毎日新聞社説の見出しへ「朝日見解 事実解明なしで新聞社ですか」という挑戦的なもので、「朝日新聞は、どこか勘違いをしているのではないか。これが率直な感想だ。事実関係が何ら解明されていないからである」「多くの人は、あれだけ詳細なやり取りをメモもとらずに再現できるとすれば、隠しテープをとっていたに違いないと思っているはずだ。それを否定も肯定もできないのは、朝日では『取材内容の録音は相手の了解を得るのが原則』としているからではないのか。つまり組織防衛によるものだとにらんでいるのだ。どうして、この期に及んでも、すべてを明らかにしないのか」と最後まで煮え切らない態度を辛辣に批判⁽⁷⁾した。

一方、読売新聞社説(10月2日付)は「朝日新聞『見解』裏付けのない報道は訂正が筋だ」と訂正記事の掲載を迫るもので、「朝日新聞は、読者に真実を伝える責務から逃避しようというのだろうか。『これで決着』と言うのであれば、報道機関として無責任な対応ではないか」「政治家やNHK幹部とのやり取りを収めた録音記録の有無については、『取材過程を明かせばジャーナリズム全体に影響が出る』として明かさなかった」「争点は、政治家がNHK幹部を『呼び出し』たのかどうか、面会は放送前日だったのか、の2点だった。秋山社長は『これらを裏付ける事実は確認できなかった』と認めた。ならば、謝罪し訂正するのが筋だろう。その一方で、有識者委員会は『記者が真実と信じる相当の理由があった』との見解を示している」「責任あるメディアとしての『けじめ』が必要なのではないか」と、毎日新聞を上回る厳しさで訂正や謝罪を求めた。つまり、報道した内容が事実であることが証明出来ないのであれば、それ相応の責任を取るべきとする見解である。そして、毎日、読売両紙とも、取材相手の了解を得ないで録音する“隠しテープ”的存在を指摘して、取材倫理上の問題も看過できないと批判している。

このような批判は朝日の“天敵”である産経新聞も同様で、「主張」(10月1日付)で「なぜ潔く訂正できないか」との見出しを掲げ、「なぜ、自らの責任で潔く誤報を訂正し、安倍氏らに謝罪することができないのか。同じ報道機関として、理解に苦しむ」「自社の記事に甘い姿勢は、ほとんど変わっていない」「第3者機関としての十分な外部評価が可能だったかどうかかも疑わしい」と外部委員会の調査そのものの客觀性に疑問を呈し、手厳しい批判した。折も折、「NHK 番組改変」報道を巡る問題が世情を賑わせている時に、その取材過程を示す詳細な内容が『月刊現代』に掲載されるという前代未聞の漏洩事件が発生したが、朝日新聞社は外部委員会による検証結果の発表と併せて、この漏洩不祥事について吉田慎一常務の編集担当兼東京本社編集局長職、横井正彦・東京社会部長の解職処分を発表している。⁽⁹⁾

ジャーナリズムの社会的使命としての権力監視にも拘わらず、その権力から圧力を受けて報道内容を改変したとすれば、それはジャーナリズム精神を放棄したことにはならない。それだけに、「自民党・NHK」VS.「朝日新聞」の対決の焦点は、報道されたような政治的圧力があったか否かに絞られたが、朝日新聞はこの事実を立証することも、自民党、NHK両者による事実誤認との反論を覆すことも叶わなかった。政治圧力の有無は、密室における当事者だけが知り得るもので、報道後、これらの当事者が口を揃えて否定しているため、朝日がどれほど状況証拠を積み重ねても決定打にならなかつたのである。実際、現場責任者であるNHKのチーフ・プロデューサーが、そのことについて内部告発をしたわけだが、それすら状況証拠の一つに過ぎず、NHKの最高幹部が「自民党議員からの圧力はなかった。番組修正は自身の判断で指示した」と言えば、それを覆すのは極めて難しいのである。

実際、このようなことは自民党に弱いNHKに有利勝ちな話で、朝日新聞もそのことを念頭に報道したことは想像に難くない。そのような思い込みが事実関係についての取材を甘いものにし、記事の表現を断定調にした

観なきにしも在らずなのである。例えば、自民党議員とNHK幹部の面会を“呼び出して”と確信的な表現でしたが、事実に即した客観的な書き方であっても、報道の趣旨は読者に十分伝わったのではなかっただろうか。知り得た範囲内で事実を淡々と伝え、それが何を意味するかを読者に問い合わせる姿勢、あるいはそれを一つの“疑惑”として問題提起することに止めていても、報道自体の重みは変わらなかつたと思われるのである。

Ⅲ. 報道の妥当性の基準である真実相当性はあり、立証責任は酷との見解

一連の報道を俯瞰すると、朝日新聞が事実関係を法的な意味で明確に立証出来なかつたとしても、それが明らかな“誤報”だったと考えるジャーナリストは少ないに違いない。検証報道で明らかにされた詳細な取材過程や関係者たちの当初の発言、そして、何よりも圧力があったことを匂わせていた松尾元放送総局長へのインタビューの内容には“真実性”を感じられ、報道後、議員たちと歩調を合わせた否定発言より信憑性があるようにさえ思える。そのような諸条件を勘案すると、直接的な圧力と断定しないまでも、そのような雰囲気の中で番組修正が行われたと考えても不思議ではないのである。

強制力のある調査や捜査権を持たないメディアが、法的レベルの詳細を極めた事実立証は実際、至難の業であり、報道においてそこまで厳密な立証責任が問われる必要があるのかという指摘もある。そのような意味において、この騒動は「報道の妥当性」を計る基準、つまり真実と信じる相当の理由があったかどうかという「真実相当性」が問われた例と言えるかもしれない。一般的に、記事の内容が真実であると完全に立証されなくても、信じるに足る理由があったと立証できれば、報道に違法性がないと認定されるわけで、このケースはそれに相当するのではないだろうか。実際、ジャーナリズムの世界においては、法的な意味において完全な裏付けがなくとも、報道しなければならないもの、あるいは国民の知る権利に応えるために“疑わしきは報道すべき”という考えもある。

一方、朝日と厳しく対峙したNHKは受信料で成り立っている公共放送である。その予算は国の承認が必要で、会長人事なども自民党の意向は無視できない。そのような体制ゆえ、自民党との癒着が指摘されるわけだが、NHKは放送法によって公正・中立・公平な報道が義務づけられており、あくまでも国民のための報道機関で、政府や与党のために存在するわけではない。ジャーナリズムとして報道の独立性や自律性を貫徹すべきなのは当然で、頻繁に議員会館に出向いて番組の説明をしたり、了解を得るような行為は“政治との癒着”と見られても致し方がない。NHKがこの“対朝日戦争”で勝利したとしても、そのような行為を繰り返しておれば、國民から共感は得られないことを肝に銘じるべきだろう。

朝日から流出した取材資料による『月刊現代』の記事があまりにも詳細を極めていることから、取材時、朝日の記者は松尾元総局長へのインタビューを無断録音していた可能性は強い。相手の了解を得ないで無断録音をする行為は、確かにジャーナリズムにおける倫理違反ではあるが、録音の事実を明らかにすれば、同局長が実際に語ったか否かが立証されることになる。朝日は無断録音を取材倫理の観点から厳しく戒めていることもあって、そのことを明確にしなかった。しかし、公益のための報道や調査報道、犯罪報道、さらには今回のように報道後に発言事実が否定されることが予想されるような場合、事実関係を裏付ける証拠として、例外的に録音を認められることがあっても良いのではないだろうか。

また、このような摘発報道の場合、取材源を漏らしてはならないことは当然である。しかし、この番組改変報道の場合、当時のNH放送総局長の証言が最大の柱になっており、当の総局長が取材を受けて話したことを明らかにしているのだから、取材源秘匿の違反には当たらない。要は、総局長が取材に対してどのような発言をし、自民党議員との面会を圧力を感じたのかどうかがポイントであるわけで、もし朝日が取材時に録音していたのなら、真実解明のためにそのことを明らかにしても良かったように思える。

朝日の報道は、政治権力によって民主社会の根幹である「報道の自由」

が侵害されたのかどうかという、国民として看過できない重大事だったわけで、その事実関係を巡って朝日は防戦一方だったが、もし、報道内容が真実であると確信するのなら、取材倫理上の問題は素直に謝罪し、NHKと堂々と渡り合うことによって、大局に立った問題提起をすべきではなかったか。第3者委員会の検証などでお茶を濁して、うやむやに終わるようでは、国民本位の“戦うジャーナリズム”的な報道ではないだろうか。

4. 警告報道の社会的意義と風評被害、名誉毀損に対する司法の新判断基準 Ⅰ. 調査報道としてのテレビの所沢ダイオキシン汚染報道

国民の知る権利に応える報道という点において、ゴミ焼却施設から大量に排出されるダイオキシン汚染のように、国民の健康や安全、環境、生命に関わる問題ほど重要なものはない。それらに対する日本人の関心は世界の中でもとりわけ強く、ジャーナリズムにはそれに対して正確で的確な情報の提供が求められる。このような報道の多くが、厚生労働省や環境庁、地方自治体などの調査結果によるものであるが、集団的な健康被害が発生したり、被害者が裁判でも起こさない限り、役所が率先して疫学調査や被害者救済に乗り出すことは滅多にない。そこで、国民や住民の側に立った独自の調査報道がジャーナリズムに求められる。

1999年2月1日、テレビ朝日『ニュースステーション』が「所沢ダイオキシン 農作物は安全か?」「野菜から高濃度のダイオキシン検出」と銘打った環境調査報道を大々的に展開した。キャスターは久米宏、そして調査を担当したのが民間検査機関「環境総合研究所」(青山貞一所長)である。その報道によると、“産廃銀座”と呼ばれる埼玉県所沢市の野菜から、1 g当たり最高3・80ピコg(0・64~3・80ピコg)という高濃度のダイオキシンを検出したという。番組の中で、久米宏が「この野菜はホウレンソウと思って良いのですか」と隣に座っていた青山所長に尋ねると、同所長は「ホウレンソウが中心ですが、葉っぱものが」と答えた。

つまり、所沢産野菜の中でホウレンソウを中心とする葉っぱものが、発

ガン性のある高濃度ダイオキシンに汚染されているという衝撃的なものであった。このような野菜汚染のデーターは、埼玉県や所沢市など行政当局も発表していなかっただけに、野菜消費者に対する影響には甚大なものがあった。実際、ダイオキシンに汚染されていると報道された所沢産野菜を含む埼玉県産野菜は大打撃を受け、翌日の2月2日、大手スーパー・マーケットから一斉に姿を消した。中でも、番組で名指しされたホウレンソウの価格は、300g 90円から一気に27円へと暴落した。事態を重視したJA所沢市は2月9日、汚染が名指しされた所沢産ホウレンソウについて、「ダイオキシン濃度は全国レベルの範囲内で、安全上、まったく問題ない」と発表。埼玉県も報道された環境総合研究所の検査結果について、「最高濃度が検出されたのは野菜ではなく、煎茶だった」「報道で野菜と表現したのは適切ではなく、農作物とすべきだった」などと、報道に事実誤認があったと指摘した。

この動きを受けて、9日夜の『ニュースステーション』は当初報道における表現の不適切さを認め、「調査品目は野菜ではなく、葉っぱものでした」と訂正したが、その葉っぱものが一体、何を指すのかは明らかにしなかった。さらに翌10日には、1日と9日の報道で視聴者に示した「野菜のダイオキシン濃度」と記したフリップについて、「これは誤りで、『野菜ではない農作物を含む葉っぱもの』と表示した方が適切でした」と更なる訂正報道を行った。

一方、検査を実施した環境総合研究所も、次のような事実関係を明らかにして、テレビ朝日の報道を批判した。「最高の3.80ピコgの値が検出されたのは野菜ではなかった」「野菜の中で最もダイオキシン濃度が高かつたのはホウレンソウだが、その値は0.75ピコgに過ぎなかった」「検査対象の農作物の中には、野菜のほかに木や植物なども含まれていた」「テレビ朝日の報道は、農作物を野菜と解釈したことによる間違いだった」つまり、同研究所は正確な検査を行ったのに、テレビ局側がその結果を誤つて解釈し、さらにそれを誇大報道したというもので、テレビ朝日はこの“風

評報道”によって被害を受けたJA側と研究所双方から批判され、窮地に陥ったのである。

このような、調査結果と報道内容の事実関係を巡る様々な取り扱い、さらにテレビ朝日に対する農家側の抗議などを重視した郵政省は6月21日、同テレビ局の伊藤邦男社長に対して、「不正確な表現による報道で、放送法の趣旨に照らしても遺憾」とする厳重注意を言い渡した。この段階において、ダイオキシン報道が正確性を著しく欠いた“誤報”と見做されたわけであるが、皮肉なことに、同報道が後押しする形で翌7月12日、ダイオキシンを厳しく規制する「ダイオキシン類対策特別措置法」が国会で成立した。

Ⅱ. 風評被害に対する損害賠償訴訟の判決

しかし、収まらないのが、ダイオキシン汚染の槍玉に挙げられた所沢のホウレンソウ農家である。その後の環境総合研究所の発表によって、所沢ホウレンソウのダイオキシン濃度は報道された3・80ピコgではなく、その5分の1以下の0・75ピコgで、危険性のないことが判明した。ところが、“風評報道”によってホウレンソウ価格が暴落し、農家は壊滅的被害を受けることになったわけで、再三、テレビ朝日を訪れて抗議、謝罪報道を要求したが、双方が折り合うことはなかった。

そのような経緯を経て同年9月2日、野菜農家を中心とするJA所沢市組合員376人がテレビ朝日(全国朝日放送)を相手取り、約1億9700万円の損害賠償と訂正(謝罪)放送、全国紙への謝罪広告掲載を求めて浦和地裁に集団提訴した。つまり、誤報道による事実と異なる風評の流布によって、安全性に問題のないホウレンソウの価格が暴落し、生産農家が損失を被ったとして、その責任を情報発信源であるテレビ局に求めたのである。法廷において、農家側はテレビ朝日が煎茶の数値を野菜のものと早合点して報道したと指摘。さらに、埼玉県やJAから安全宣言が出されても、テレビ報道によって醸成された一般消費者の所沢産ホウレンソウ汚染に対する疑惑

はなかなか消えず、卸値が元の水準に戻ったのは約3カ月も経った後だったこと、さらに埼玉県農林部がこの報道の風評被害による損害を約4億円と推計したことなども明らかにした。

この訴訟に対して、さいたま地裁は2001年5月15日、農家側が主張した名誉毀損の事実を認めたものの、報道との関係で焦点になっていた“風評被害”による経済的損失については、テレビ朝日に賠償責任はないと棄却する判決を下した。その理由について、佐藤康裁判長は「放送は農民の名誉を毀損したと認められるが、放送自体は公益を図る目的であった」とその意義を評価した。つまり、報道による名誉毀損は成立するとしながらも、その報道姿勢には社会的妥当性があるから賠償責任はないと認定したのである。

この判決の決め手になったものとして、テレビ朝日がホウレンソウとは別に、所沢産ハクサイがダイオキシンに汚染されていたとする新事実を公判で明らかにしたことが挙げられる。つまり、テレビ朝日はホウレンソウ汚染は誤報だったかもしれないが、この新事実によって、その他の野菜も汚染されていた可能性を裏付けたわけで、テレビ朝日の報道全体が誤りだったことにはならないと主張した。地裁判決はこの新事実を積極評価して、「実際に、ダイオキシン高濃度を示す所沢市産のハクサイが存在したことなどから、放送は主要な部分において真実で、違法性はなく不法行為は成立しない」と風評被害による損害賠償の請求を却下した。ホウレンソウ汚染の数値の誤報より、実際に野菜(ハクサイ)が汚染されていたことを重視し、テレビ朝日の野菜汚染報道をまったくの事実誤認とする必要はないと判断したのである。

また、テレビ朝日の報道姿勢や意義についても、「本件放送は公共の利益に関するもので、もっぱら公益を図る目的でなされた」「放送当時、所沢周辺のダイオキシン類による大気汚染濃度は、日本の平均よりおおむね5～10倍高く、放送の主要部分は事実と認められる」と評価。それらを踏まえたうえで、「従って、本件放送は違法性が否定され、番組内での発言

も不法行為責任を負わない」と断じたのである。端的に言えば、報道内容に少々の誤謬があっても、報道の内容全体あるいは姿勢に社会的意義が認められれば、違法性が阻却され、賠償責任は発生しないとするもので、ジャーナリズムの精神や調査報道の社会的意義を積極的に評価した司法判断であった。

これに納得しない農家41人は、この判決を不服として東京高裁に控訴する。そして翌2002年2月20日、同高裁は1審と同様、所沢産ハクサイから高濃度ダイオキシンが検出されたという新証拠などを理由に、「『ニュースステーション』の報道内容は主要な部分において真実と認められる」と認定して、農家側の控訴を棄却した。つまり、所沢産野菜がダイオキシンによって汚染されているという報道の主要部分において、それが真実でないとする証拠がないため、テレビ朝日に違法性や賠償責任はないとする見解である。しかし、報道の主要部分において誤りがあったか否かという判断は別にして、ホウレンソウ農家にとって、突然のテレビ報道によって価格が暴落し、甚大な損害を被ったことは事実。その責任を何処に求めるかとなると、やはり、テレビ朝日しかないわけで、そのような考えに基づいて、控訴審判決を不服とする農家29人が、最高裁に計2600万円の損害賠償と謝罪放送を求めて上告した。

Ⅲ. 最高裁が示したテレビ報道における名誉毀損の判断基準

2003年10月16日、最高裁第1小法廷(横尾和子裁判長)は控訴審判決を破棄して、東京高裁に差し戻す判断を下した。一転して、テレビ局の非を認め、農家側の主張に軍配を上げたわけである。一般的に、報道が他人の名誉を傷つけても、賠償責任を問われない条件として、その内容が真実であることが挙げられる。この点に関して、1、2審とも「視聴者は、報道されたのは煎茶ではなく、野菜のダイオキシン濃度と受け取ったことは間違いない」と事実認定したものの、公判で明らかにされた所沢産ハクサイが汚染されていたことに留意。そのことを根拠に、所沢産野菜から高濃度の

ダイオキシンが検出されたとする“報道の主要部分は真実”と認定して、違法性はないと判断していた。

実際は煎茶から検出したダイオキシン値を、「ホウレンソウを中心とした葉っぱものの野菜から」と報道したことについて、それが“主要部分は真実”と言えるかどうかが問われてきたが、最高裁は「ホウレンソウを中心とする所沢産の葉っぱものの野菜が全般的に高濃度のダイオキシンに汚染され、最高値 1 g 当たり 3・80 ピコ g の水準にある」というのが“報道の重要な部分”と認定。そして、「この放送を見た一般の視聴者は、その葉っぱものの野菜の中に煎茶が含まれているとは考えないのが通常である」として、この報道の“主要部分は誤りだった”と判断したのである。この判断の特徴は、視聴者の印象や認識を基点にして報道を精査したところにある。

1, 2 審が真実性の根拠として評価したハクサイの汚染データについても、「採取場所が不明確であり、検査対象も 1 植体だけで、重要部分の事実関係を証明するには不十分」「(汚染が) 真実であるとする証明にはならない」などとして退けた。それに加えて、放送後にホウレンソウを中心とした所沢産野菜の取引停止が相次いだことにも着目、このことはテレビ朝日の報道によってダイオキシン汚染が野菜全般に及んでいるとの印象を視聴者に与えた証左であると判断し、「風評被害」に対するメディアの責任を認定した。

メディアの報道が名誉毀損に問われた場合、これまでの判例では公共の利害に関する事象を公益目的で報道し、その主要部分が真実であると証明されれば、メディア側に賠償責任は問えないというものだった。ところが、最高裁判決はこのようなメディアに理解を示した姿勢を一変させ、テレビ報道に対して極めて厳しい判断基準を示すことになった。つまり、名誉毀損成立の是非は「新聞記事などと同様、一般視聴者の普通の注意の仕方を基準として判断すべき」とし、具体的には番組の構成や出演者の発言、ナレーション、表示されたフリップなどの文字情報に加えて、映像や効果音、資料映像など“放送内容全体から受ける印象”を総合的に考慮すべきと明

示した。一般視聴者が、テレビ報道全体からどのような印象を受けるかを重視したもので、1、2審のように報道の主要部分における真実性の立証だけでは違法性は阻却されないとしたのである。

このような新たな判断基準に対して、テレビを中心とするジャーナリズムの世界から一斉に反発が起きたことは言うまでもない。それは、テレビ報道から受ける視聴者の印象は千差万別で、その抽象的な基準を一体、誰がどのようにして客観的に判断するのかという根本的な疑問である。それと併せて、これまで社会に容認されてきた報道の自由を、司法が意図的に制限しようとしているのではないかという疑念もある。いずれにせよ、それは是非の最終判断を裁判所が行うということになれば、それは司法によるメディア監理に繋がりかねず、立法、司法、行政という3権を監視する「第4の権力」としてのジャーナリズム機能の後退を意味する。

行政や捜査当局が積極的に動かない公共的要素の強い社会事象に対し、メディアが国民的視点で独自の調査を行い、真実を白日の下に晒すのが「国民の知る権利」に応える調査報道である。メディアには行政の調査権も警察の捜査権も与えられておらず、従ってその取材や調査に限界があるのは事実だが、ジャーナリズムに課せられたそのような社会的責務はニクソン大統領を辞職に追い込んだ「ウォーターゲート事件」に端的に表されている。このような観点からダイオキシン報道を顧みると、所沢におけるダイオキシン汚染は国も地方自治体も放置していたわけで、それを積極的に報道することによって、問題提起しようとした姿勢は評価すべきものである。

ところが、最高裁はそのような報道の社会的意義よりも、報道内容を構成する1つのデータの齟齬を殊更強調して、結果的に真実の報道ではなかったとする厳しい判断を示した。そして、東京高裁に差し戻したわけだが、このような判決に対して、同小法廷の泉徳治裁判官は「農家の人々が被害を受けたとすれば、その根源的な原因は廃棄物焼却施設の乱立にあることにも留意する必要がある」と指摘。さらに、「公害の源を摘発し、生活環境の保全を訴える報道の重要性は改めて強調するまでもない」「テレビ朝

日の一連の報道の全体的な意義を評価することに変わりはない」と、このダイオキシン報道を積極評価する補足意見を付言している。つまり、厳密な法解釈によって損害賠償は仕方がないかもしれないが、だからといって、この報道に対する高い評価や社会的意義が阻却されるものではないとする“異論”である。

このように、ダイオキシン報道は大局的見地からの社会的意義と、真実の証明に関する法的判断という2つの観点から大きな議論を呼んだわけであるが、最高裁の判断は前者の立場を取った1審、2審から後者へと大きく方向転換することになる。そして、この訴訟は2004年6月16日、最高裁から差し戻された東京高裁において、双方の間で和解が成立し、テレビ朝日が農家側に謝罪し、和解金1000万円を支払うことで決着したのである。

IV. ダイオキシン報道の問題点とジャーナリズムとしての社会的意義

テレビ朝日は『ニュースステーション』報道の3年余り前、1995年10月の『ザ・スクープ』で既にダイオキシン問題を特集しており、これら一連の息の長い環境汚染摘発報道がダイオキシン規制立法を急がせたことは想像に難くない。当時の所沢市北部や東部には大規模な民間焼却施設が乱立し、首都圏から運び込まれた産業廃棄物を処理した後の猛煙が空に立ち込め、農作物汚染を心配する農家から操業停止を求める声が上がっていた。このためJA所沢市は1997年、ダイオキシン汚染の実態調査を実施したが、農作物汚染の風評を恐れたのか、国の安全基準が明白でないと理由で結果の公表を見送った。地方自治体も十分な情報公開をしておらず、住民や消費者の間で汚染不安が広がっていた。

そのような状況下において、『ニュースステーション』のダイオキシン報道が行われたわけで、報道の翌月の99年3月、所沢市は慌てて排出ダイオキシン濃度を規制する罰則付きの条例を全国に先駆けて制定し、それと同時に、補助金を出して焼却施設の撤去推進事業をスタートさせた。その結果、16あった焼却施設の大部分が撤退し、99年以降、大気中のダイオキ

シン濃度が国の環境基準の半分以下にまで低下した。このような経緯を振り返ると、テレビ朝日の報道の一部に誤りがあったとはいえ、そのキャンペーン自体は所沢住民や消費者の健康保護、さらに皮肉なことに長期的観点から所沢農家の経営にもプラスに作用したと考えられる。実際、このような問題提起の報道がなかったら、農業行政や地方政治が複雑に絡んで、現地は未だに“産廃銀座”であったかもしれないである。

最高裁判決が視聴者の印象という抽象概念によって、テレビ報道を規制することになる可能性は指摘した通りであるが、その判決が下された3日後、毎日新聞は社説「テレ朝報道判決 他山の石と厳粛に受け止める」において、次のようにテレビ朝日報道の社会的意義を高く評価している。「司法から厳しい注文が出るのも当然」「しかし、ミスを理由にテレ朝の報道の意義までを否定してはならない。廃棄物焼却施設が吐き出すダイオキシンが畑作物を汚染している危険を告発する目的であったことは言うまでもなく、報道によって行政のダイオキシン対策には拍車が掛かった」「報道は社会に問題を提起する使命を帯びている。その重要性を軽んじるようなことがあってはならない」。⁽¹⁰⁾

最高裁判決に迎合する形で、ホウレンソウのデータの違いを殊更強調して、テレビ朝日批判を展開した新聞もあったが、毎日のこの論説はジャーナリズムの社会的役割をしっかりと認識し、大局的見地から報道の意義を認めたもので高く評価できる。しかし、敢えて指摘すれば、地域に根ざしたこの種の環境問題は、全国にきめ細かい取材網を張り巡らせている新聞社が、率先して取り組むべき問題だったのではないかだろうか。圧倒的な調査報道力を誇る新聞は一体、何をしていたのかと問われれば、返答の仕様がないことは自明の理なのである。

いずれにせよ、国民の代理人としてのジャーナリズムが、国民の健康や安全のために自主的かつ果敢に問題を惹起する姿勢は評価すべきで、この最高裁判決を機にそれが萎縮したり、規制されることだけは避けなければならない。

引用・参考文献

◆第1章

〈引用〉

- (1)『メディア論』、マーシャル・マクルーハン、栗原裕・河本伸聖訳、みすず書房、1987年。
- (2)『文明の衝突』、サミュエル・ハンチントン、鈴木主税訳、集英社、1998年。
- (3)「堀江氏『来襲』の波紋 テレビ界への挑戦状」、朝日新聞朝刊、2005年3月21日。

〈参考文献〉

- 『IT革命——ネット社会のゆくえ』、西垣通、岩波書店、2001年。
- 『IT革命とメディア』、山本武信、共同通信社、2001年。
- 『グローバル社会とメディア』、武市英雄・原寿雄編、ミネルヴァ書房、2003年。
- 『サイバージャーナリズム論』、前川徹・中野潔、東京電機大学出版局、2003年。
- 『サイバー・メディア・スタディーズ』、ケヴィン・ロビンス、田畠暁生訳、フィルムアート社、2003年。
- 『情報の倫理—インターネット時代を生きる』、廣瀬英彦編、富士書店、2000年。
- 『新聞は生き残れるか』、中馬清福、岩波書店、2003年。
- 『絶え間なき交信の時代』、ジェームズ・E・カツ、マーク・オーカス編、富田秀典監訳、NTT出版、2003年。
- 『デジタル時代の放送を考える』、川竹和夫・門奈直樹編、学文社、1997年。
- 『デジタル放送で何が起こるか』、須藤春夫、大月書店、2001年。
- 『ニュース帝国の苦悩—CBSに何が起った』、ピーター・ボイヤー、鈴木恭訳、TBSブリタニカ、1990年。
- 『ニューヨークタイムズ神話』、ハワード・フリール、リチャード・フォーク、立木勝訳、三交社、2005年。
- 『ネット・ウォーズ』、浜田和幸、PHP研究所、2000年。
- 『ネットは新聞を殺すのか』、青木日照・湯川鶴章、NTT出版、2003年。
- 『文化としてのIT革命』、山崎正和・西垣通編、晶文社、2000年。
- 『放送VS通信 どうなるメディア大再編』、湯浅正敏編著、日本実業出版社、2001年。
- 『マクルーハンの世界』、竹村健一、講談社、1967年。
- 『メディア王マードック 上陸の衝撃』、桂桂一、岩波書店、1996年。
- 『メディア・スタディーズ』、吉見俊哉編、せりか書房、2001年。
- 『メディアと情報が変える現代社会』、白石義郎、九州大学出版会、2001年。
- 『メディアの予言者—マクルーハン再発見』、服部桂、廣済堂出版、2001年。

◆第2章

〈引用〉

- (1) 「BPO『節度を』秋田小1殺害取材」，朝日新聞朝刊，2005年5月26日。
- (2) 「報道のあり方，三委員が論議 朝日新聞社『人権委』が初会合」，朝日新聞朝刊，2001年2月23日。

〈参考文献〉

- 『誤報』，後藤文康，岩波書店，1996年。
- 『少年犯罪実名報道』，高山文彦編著，文藝春秋社，2002年。
- 『情報デモクラシー』，毎日新聞社会部編，毎日新聞社，1992年。
- 『人格権侵害と言論・表現の自由』，村上孝止，青弓社，2006年。
- 『人権か表現の自由か——個人情報保護法・メディア規制立法を問う』，田島泰彦，日本評論社，2001年。
- 『人権と報道』，日本弁護士連合会編，日本評論社，1976年。
- 『人権報道』，読売新聞社編，中央公論新社，2003年。
- 『新版 報道される側の人権』，飯室勝彦・田島泰彦・渡邊眞次編，明石書店，1999年。
- 『新聞の虚報・誤報』，池田龍夫，創樹社，2000年。
- 『ニュー・ジャーナリズム——日刊ゲンダイ第一面の研究』，栗林利彰，汐文社，1978年。
- 『犯罪報道とメディアの良心——匿名報道と搖らぐ実名原則』，浅野健一，第三書館，1997年。
- 『包囲されたメディア』，飯室勝彦・赤尾光史編著，現代書館，2002年。
- 『報道される側の人権』，飯室勝彦・田島泰彦・渡邊眞次編，明石書店，1999年。
- 『報道の自由と人権救済』，田島泰彦・原寿雄編，明石書店，2001年。
- 『報道被害者と報道の自由』，喜田村洋一，白水社，1999年。
- 『報道不信の構造』，筑紫哲也・佐野眞一・野中章弘・徳山喜雄編，岩波書店，2005年。
- 『マスコミ報道の責任』，前沢猛，三省堂，1985年。
- 『メディアの法と倫理』，大石泰彦，嵯峨野書院，2004年。
- 『メディアの倫理と説明責任制度』，クロード・ジャン・ベルトラン，前澤猛訳，明石書店，2005年。

◆第3章

〈引用〉

- (1) 「実名報道のおことわり」，読売新聞，2006年9月8日。

〈参考文献〉

- 『いま 新聞を考える』，新聞報道研究会編著，日本新聞協会研究所，1995年。

- 『監視社会』、デイヴィッド・ライアン、河村一郎訳、青土社、2002年。
- 『現代メディアと法』、田島泰彦・右崎正博・服部考章編、三省堂、1998年。
- 『ジャーナリズムとメディア言説』、大石裕、頸(頁を力に代える)草書房、2005年。
- 『情報化と社会』、東京大学公開講座、東京大学出版会、1984年。
- 『人権と報道』、日本弁護士連合会編、日本評論社、1976年。
- 『新版 報道される側の人権』、飯室勝彦・田島泰彦・渡邊眞次編、明石書店、1999年。
- 『新聞報道と顔写真』、小林弘忠、中央公論社、1998年。
- 『表現の自由とプライバシー』、田島泰彦・山野日章夫・右崎正博編著、日本評論社、2006年。
- 『フォト・ジャーナリズム』、徳山喜雄、平凡社、2001年。
- 『プライバシーと高度情報化社会』、堀部政男、岩波書店、1988年。
- 『プライバシーと出版・報道の自由』、青弓社編集部編、青弓社、2001年。
- 『マス・メディアの表現の自由』、松井茂記、日本評論社、2005年。
- 『メディア写真論——メディア社会の中の写真を考える』、佐野寛、パロル舎、2005年。
- 『メディア資本主義』、高橋文利、講談社、1999年。

◆第4章

〈引用〉

- (1) 「独占スクープ 田中真紀子長女 わずか一年で離婚」、週刊文春(2004年3月25日号)、2004年3月17日発売。
- (2) 「ニュースステーション」、2004年3月17日放送。
- (3) 「筑紫哲也 NEWS 23」、2004年3月17日放送。
- (4) 「警鐘はわかるけれど」、朝日新聞社説、2004年3月18日。
- (5) 「プライバシーの侵害は明らかだ」、読売新聞社説、2004年3月18日。
- (6) 「販売差し止め命令に驚いた」、毎日新聞社説、2004年3月18日。
- (7) 「出版の自由に抵触の恐れ」、産経新聞「主張」、2004年3月18日。
- (8) 「取り消しは当然だ」、朝日新聞社説、2004年4月1日。
- (9) 「『プライバシーの侵害』は動かない」、読売新聞社説、2004年4月1日。
- (10) 「妥当な司法判断にホッとした」、毎日新聞社説、2004年4月1日。
- (11) 「『出版に自由』保護は妥当」、産経新聞「主張」、2004年4月1日。

〈参考文献〉

- 『この国に言論の自由はあるのか』、田島泰彦、岩波書店、2004年。
- 『三面記事の栄光と悲惨』、ルイ・シュヴァリエ、小倉孝誠・今(今の上に山の字入れる)村傑訳、白水社、2005年。
- 『ジャーナリズムとしてのパパラッチ』、内田洋子、光文社、2005年。

- 『ジャーナリズムの法理』、駒村圭吾、嵯峨野書院、2001年。
- 『週刊誌風雲録』、高橋呉郎、文藝春秋社、2006年。
- 『出版と知のメディア論』、長谷川一、みすず書房、2003年。
- 『人権か表現の自由か——個人情報保護法・メディア規制立法を問う』、田島泰彦、日本評論社、2001年。
- 『名誉毀損裁判——言論はどう裁かれるのか』、浜辺陽一郎、平凡社、2005年。
- 『プライバシーと高度情報化社会』、堀部政男、岩波書店、1988年。
- 『プライバシーと出版・報道の自由』、青弓社編集部編、青弓社、2001年。
- 『文藝春秋編集長』、塩澤実信、展望社、2005年。
- 『報道の自由と人権救済』、田島泰彦・原寿雄編、明石書店、2001年
- 『メディア・リテラシーの社会史』、富山英彦、青弓社、2005年。

◆第5章

〈引用〉

- (1) 「過信への自省がます大切だ」、朝日新聞社説、1993年10月15日。
- (2) 「公正を侵したテレビの政治報道」、読売新聞社説、1993年10月15日。
- (3) 「深めたかった報道の自由と責任」、読売新聞社説、1993年10月26日。
- (4) 「公正さの内部検証を急げ」、産経新聞「主張」、1993年10月26日。
- (5) 「政治的思惑ちらつく『椿喚問』」、毎日新聞社説、1993年10月26日。
- (6) 「テレビは椿問題で学んだか」、産経新聞「主張」、1994年8月31日。
- (7) 「テレビ報道の『公正』とは何か」、読売新聞社説、1994年8月31日。

〈参考文献〉

- 『映像メディアの世紀』、佐藤正明、日経BP社、1999年。
- 『客観報道』、鶴木真編著、成文堂、1999年。
- 『権力報道』、朝日新聞社会部、朝日新聞社、1993年。
- 『新聞と政治の対決』、ジェームス・レストン、名倉禮子訳、鹿島出版会、1967年。
- 『新聞の編集権』、日本新聞協会第八次新聞法制研究会編、日本新聞協会、1986年。
- 『新・法と新聞』、日本新聞協会研究所、日本新聞協会、1990年。
- 『提言報道』、読売新聞社調査研究本部編、中央公論新社、2002年。
- 『テレビ政治』、星浩、朝日新聞社、2006年。
- 『テレビは政治を動かすか』、草野淳、NTT出版、2006年。
- 『テレビ放送への提言』、津金澤聰廣・田宮武編著、ミネルヴァ書房、1999年。
- 『テレビ——やらせと情報操作』、渡辺武達、三省堂、2001年。
- 『テレビを審査する』、松田士朗、現代人文社、2003年。
- 『ニュースの虚構メディアの事実』、山口正紀、現代人文社、1999年。
- 『メディア危機』、金子勝、アンドリュー・デウイット、日本放送出版協会、2005年。

『メディアの権力』、デービッド・ハルバースタム、筑紫哲也・東郷茂彦訳、サイマル出版会、1983年。

『理想の新聞』、ウィッカム・スティード、浅井泰範訳、みすず書房、1998年。

◆第6章

〈引用〉

- (1) TBS『筑紫哲也 NEWS 23』1996年3月25日放送。
- (2)「NHK 政治家への抵抗力を持て」、朝日新聞社説、2005年1月13日。
- (3)「NHK 特番問題 政治に弱い本質が問題だ」毎日新聞社説、2005年1月15日。
- (4)「NHK 番組問題 不可解な『制作現場の自由』論」、読売新聞社説、2005年1月15日。
- (5)「NHK 特番問題 説得力に乏しい朝日の『検証』」、読売新聞社説、2005年7月26日。
- (6)「朝日 VS NHK メディアには謙虚さが必要だ」毎日新聞社説、2005年7月26日。
- (7)「朝日見解 事実解明なしで新聞社ですか」毎日新聞社説、2005年10月1日。
- (8)「朝日新聞『見解』 裏付けのない報道は訂正が筋だ」、読売新聞社説、2005年10月2日。
- (9)「なぜ潔く訂正できないか」、産経新聞「主張」、2005年10月1日。
- (10)「テレ朝報道判決 他山の石と厳粛に受け止める」、毎日新聞社説、2003年10月19日。

〈参考文献〉

『NHK—問われる公共放送』、松田浩、岩波書店、2005年。

『NHK と政治—蝕まれた公共放送』、川崎泰資、朝日新聞社、2000年。

『NHK のそこが知りたい』、NHK 広報局編、講談社、2000年。

『NHK の知力』、片山修、小学館、1999年。

『NHK 問題』、武田徹、筑摩書房、2006年。

『隠すマスコミ・騙されるマスコミ』、小林雅一、文藝春秋社、2003年。

『幻影の時代』、D・J・ブーアスティン、星野郁美・後藤和彦訳、東京創元社、1964年。

『視聴者が動いた巨大 NHK がなくなる』、田原茂行、草思社、2005年。

『実録 視聴率戦争!』、小池正春、宝島社、2001年。

『新聞の病理』、前沢猛、岩波書店、2000年。

『全記録 テレビ視聴率50年戦争』、引田惣彌、講談社、2004年。

『TBS 事件とジャーナリズム』、黒田清、岩波書店、1996年。

『テレビ——やらせと情報操作』、渡辺武達、三省堂、2001年。

- 『テレビの嘘を見破る』、今野勉、新潮社、2004年。
- 『テレビのからくり』、小田桐誠、文藝春秋社、2004年。
- 『ドキュメンタリーは嘘をつく』、森達也、草思社、2005年。
- 『日本の組織ジャーナリズム NHKと朝日新聞』、川崎泰資・柴田鉄治、岩波書店、2004年。
- 『ニュースがまちがった日』、林直哉、太郎次郎社、2004年。
- 『パンドラのメディア——テレビは時代をどう変えたのか』、福増龍夫、筑摩書房、2003年。
- 『漂流するメディア政治』、宮台真司・神保哲生、春秋社、2002年。
- 『報道不信の構造』、筑紫哲也・佐野眞一・野中章弘・徳山喜雄編、岩波書店、2005年。
- 『読売 VS 朝日——社説対決五〇年』、読売新聞論説委員会編、中央公論新社、2001年。
- 『流言とデマの社会学』、廣井侑(人偏の右に縦の1入れる)、文藝春秋社、2000年。
- 『歴史の瞬間とジャーナリストたち——朝日新聞にみる20世紀』、五十嵐智友、朝日新聞社、1999年。